

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月20日
【事業年度】	第107期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役CEO 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務・経理本部 経理部長 鈴木 雅人
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務・経理本部 経理部長 鈴木 雅人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上収益	(百万円)	548,465	547,922	539,097	600,054	642,834
営業利益	(百万円)	28,338	51,935	59,064	77,212	86,154
当期利益	(百万円)	43,453	55,045	42,246	54,424	66,484
親会社の所有者に帰属する 当期利益	(百万円)	43,254	54,933	39,358	51,845	63,386
当期包括利益	(百万円)	114,230	16,452	36,830	53,801	79,489
親会社の所有者に帰属する 持分合計	(百万円)	598,749	573,661	584,630	593,582	628,120
総資産額	(百万円)	1,053,818	973,987	1,030,764	1,049,031	1,071,520
1株当たり 親会社所有者帰属持分	(円)	2,096.39	2,006.22	2,043.55	2,073.50	2,192.60
基本的1株当たり当期利益	(円)	151.57	192.23	137.63	181.18	221.34
希薄化後1株当たり当期利益	(円)	151.37	191.76	137.41	180.97	221.12
親会社所有者帰属持分比率	(%)	56.8	58.9	56.7	56.6	58.6
親会社所有者帰属持分 当期利益率	(%)	7.7	9.4	6.8	8.8	10.4
株価収益率	(倍)	56.31	35.22	41.88	37.43	28.07
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	76,022	95,617	75,851	149,649	103,714
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	18,841	6,701	28,596	17,040	7,918
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	59,742	72,944	35,440	81,850	79,180
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	173,335	179,326	186,775	270,525	291,924
従業員数	(名)	10,183	9,877	10,452	10,456	10,683

(注1) 国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して連結財務諸表を作成しています。

(注2) 売上収益には消費税等を含めていません。

(注3) 百万円未満を四捨五入して記載しています。

(注4) 第107期の現金及び現金同等物の期末残高は、連結財政状態計算書の現金及び現金同等物286,434百万円と売却目的で保有する資産に分類した現金及び現金同等物5,490百万円の合計です。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	311,160	315,950	283,658	334,051	375,725
営業利益 (百万円)	18,756	35,181	21,143	41,794	60,176
経常利益 (百万円)	15,136	36,280	26,369	41,515	59,583
当期純利益 (百万円)	21,128	67,230	20,376	33,431	46,756
資本金 (百万円)	44,986	44,986	44,986	44,986	44,986
発行済株式総数 (千株)	296,566	296,566	296,566	296,566	296,566
純資産額 (百万円)	462,790	489,949	467,642	472,211	479,691
総資産額 (百万円)	765,159	736,200	755,864	765,722	797,888
1株当たり純資産額 (円)	1,616.97	1,710.82	1,632.81	1,648.54	1,673.94
1株当たり配当額 (円)	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00
(うち1株当たり中間配当額)	(70.00)	(70.00)	(70.00)	(70.00)	(70.00)
1株当たり当期純利益 (円)	74.04	235.26	71.25	116.83	163.27
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	73.94	234.69	71.14	116.69	163.10
自己資本比率 (%)	60.4	66.4	61.8	61.6	60.1
自己資本利益率 (%)	4.6	14.1	4.3	7.1	9.8
株価収益率 (倍)	115.28	28.78	80.90	58.04	38.05
配当性向 (%)	202.6	63.8	210.5	128.4	91.9
従業員数 (名)	3,514	3,504	3,246	3,172	3,140
株主総利回り (%)	216.2	176.0	154.7	183.7	173.3
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	(130.7)	(116.5)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	9,756	9,024	7,338	7,148	11,490
最低株価 (円)	3,800	6,633	5,366	5,402	6,040

(注1) 提出会社の財務諸表は日本基準に準拠して作成しています。

(注2) 売上高には消費税等を含めていません。

(注3) 金額は百万円未満を四捨五入、株式数は千株未満を切捨てて表示しています。

(注4) 1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に、信託として保有する当社株式を含めています。

(注5) 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、信託として保有する当社株式を含めています。

(注6) 株主総利回りの算定上、当社株価および比較指標は2014年3月末終値をそれぞれ100として示しています。

(注7) 最高株価および最低株価はいずれも東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

(注8) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第107期の期首から適用しており、第106期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等としています。

2【沿革】

当社は1936年11月に、当時株式会社田辺元三郎商店の常務取締役であった内藤豊次が、東京市(現 東京都)荒川区三河島に「合資会社桜ヶ岡研究所」を設立したことに始まります。その5年後の1941年12月に、埼玉県本庄町(現 本庄市)に資本金18万円で「日本衛材株式会社」を設立しました。

1942年	6月	埼玉県本庄町(現 本庄市)に本庄工場を開所
1944年	12月	日本衛材株式会社と合資会社桜ヶ岡研究所を合併し存続会社を「日本衛材株式会社」として新出発。本社を東京都小石川区竹早町(現 文京区小石川)におく
1955年	5月	社名を現在の「エーザイ株式会社」に変更
1961年	9月	東京証券取引所市場第一部に上場
1965年	7月	三生製薬株式会社(後にサンノーバ株式会社に改称)に経営参画
1966年	3月	岐阜県川島町(現 各務原市)に川島工場(現 川島工園)を開所
1979年	9月	シンガポールにアジア持株会社(Eisai Asia Regional Services Pte. Ltd.)を設立
1981年	11月	埼玉県美里村(現 美里町)に美里工場を開所
1982年	1月	茨城県豊里町(現 つくば市)に筑波研究所を開所
1983年	10月	茨城県波崎町(現 神栖市)にエーザイ化学株式会社(現 鹿島事業所)を設立
1987年	11月	米国にEisai Research Institute of Boston, Inc. (現 Eisai Inc./Andover研究所)を設立
1989年	9月	ドイツにEisai Deutschland GmbH (現 Eisai GmbH)を設立
1990年	8月	英国にEisai London Research Laboratories Ltd. (現 Eisai Ltd.)を設立
	10月	三光純薬株式会社(後にエーディア株式会社に改称)と診断薬事業での業務提携契約に調印
1992年	4月	米国に米州持株会社(Eisai Corporation of North America)を設立
1995年	2月	米国にEisai Pharmatechnology, Inc.を設立(後にEisai Inc./North Carolina工場となり、Biogen Inc.(米国)に譲渡)
	4月	米国にEisai Inc.を設立
	10月	英国にEisai Ltd.を設立
1996年	1月	フランスにEisai S.A. (現 Eisai S.A.S.)を設立
	3月	中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)製薬有限公司)を設立
	4月	エルメッド エーザイ株式会社を設立
1997年	4月	株式会社カン研究所を設立
	4月	韓国にEisai Korea Inc.を設立
2002年	6月	米国にEisai Medical Research Inc. (現 Eisai Inc.)を設立
2004年	6月	委員会等設置会社(現 指名委員会等設置会社)へ移行
	10月	英国に欧州統括・持株会社(Eisai Europe Ltd.)を設立
2007年	3月	英国にEisai Manufacturing Ltd.を設立
	3月	インドにEisai Pharmatechnology & Manufacturing Pvt. Ltd.(現 Eisai Pharmaceuticals India Pvt. Ltd.)を設立
	4月	米国のMorphotek, Inc.を買収(後にEisai Inc.へ吸収合併)
	10月	三光純薬株式会社(後にエーディア株式会社に改称)を株式交換により完全子会社化
2008年	1月	米国のMGI PHARMA, INC.を買収
2009年	3月	MGI PHARMA, INC.を米国連結子会社に吸収合併
2010年	12月	米国にH3 Biomedicine Inc.を設立
2014年	3月	美里工場を武州製薬株式会社(埼玉県)に事業譲渡
	11月	中国に中国統括・持株会社(衛材(中国)投資有限公司)を設立
2015年	12月	エーディア株式会社を積水化学工業株式会社(大阪府)に譲渡
2016年	4月	当社の日本国内の消化器疾患領域に関連する事業の一部を分割し、味の素製薬株式会社(東京都)を承継会社とする吸収分割の方法により、新統合会社「EAファーマ株式会社」を発足
	4月	サンノーバ株式会社をアルフレッサ ホールディングス株式会社(東京都)に譲渡
2019年	1月	Eisai Inc.がMorphotek, Inc.を吸収合併
	4月	エルメッド エーザイ株式会社を日医工株式会社(富山県)に譲渡

3【事業の内容】

当社グループは、連結財務諸表提出会社(以下、当社という)、連結子会社44社および持分法適用関連会社1社で構成され、その事業内容を医薬品事業とその他事業に区分しています。医薬品事業では、医療用医薬品、ジェネリック医薬品、一般用医薬品等の研究開発・製造・販売を行っており、医薬品事業を構成する日本(医療用医薬品、ジェネリック医薬品、一般用医薬品等)、アメリカス(北米)、中国、EMEA(欧州、中東、アフリカ、オセアニア)、アジア・ラテンアメリカ(韓国、台湾、香港、インド、アセアン、中南米等)の5つの事業セグメントを報告セグメントとしています。その他事業には、当社のライセンス収入および医薬品原料などに係る事業が含まれます。

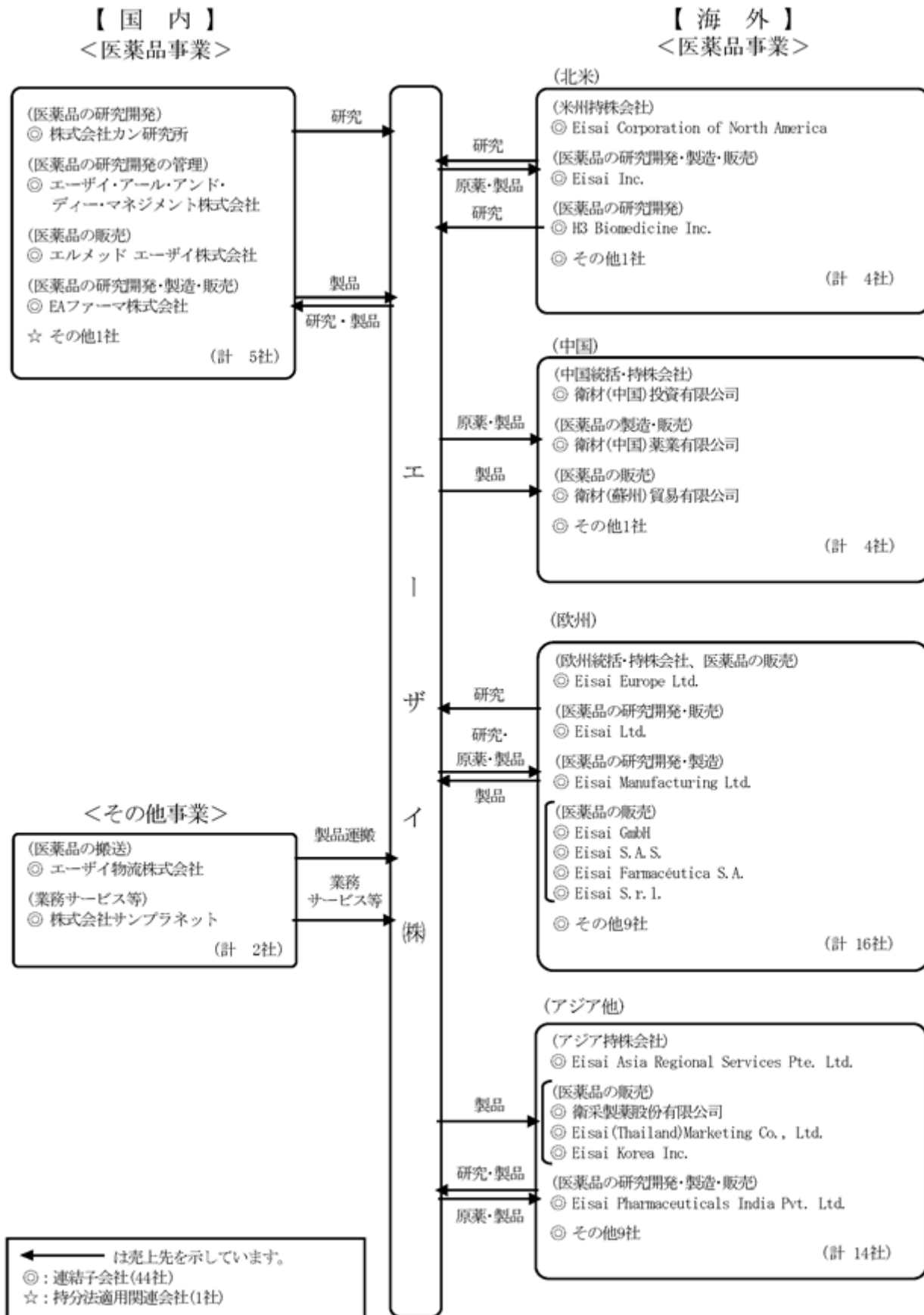
事業区分、主要製品等および主要な会社の関係は、次のとおりです。

事業区分	主要製品等	主要な会社
医薬品事業	医療用医薬品 ジェネリック医薬品 一般用医薬品	(日本) 当社 株式会社カン研究所 エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント株式会社 エルメッド エーザイ株式会社 (注1) EAファーマ株式会社 (北米) Eisai Corporation of North America (米国) Eisai Inc. (米国) H3 Biomedicine Inc. (米国) (中国) 衛材(中国)投資有限公司 衛材(中国)薬業有限公司 衛材(蘇州)貿易有限公司 (欧州) Eisai Europe Ltd. (英国) Eisai Ltd. (英国) Eisai Manufacturing Ltd. (英国) Eisai GmbH (ドイツ) Eisai S.A.S. (フランス) Eisai Farmacéutica S.A. (スペイン) Eisai S.r.l. (イタリア) (アジア他) Eisai Asia Regional Services Pte. Ltd. (シンガポール) 衛采製薬股份有限公司(台湾) Eisai (Thailand) Marketing Co., Ltd. (タイ) Eisai Korea Inc. (韓国) Eisai Pharmaceuticals India Pvt. Ltd. (インド)
その他事業	ライセンス 医薬品原料 物流サービス 業務サービス	(日本) 当社 エーザイ物流株式会社 株式会社サンプラネット

上記における事業区分は、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、連結財務諸表注記、5. セグメント情報」における事業区分と同一です。

(注1) 2019年4月、当社が保有するエルメッド エーザイ株式会社の全株式を譲渡したことにより、エルメッド エーザイ株式会社は日医工株式会社の完全子会社となりました。

事業の系統図は、次のとおりです。



4【関係会社の状況】

2019年3月31日現在

会社名	住所	資本金 または 出資金	主要な事業の内容 1	議決権の 所有割合 (%) 2	関係内容			備考
					役員の兼任		営業上の取引	
					当社 役員	当社 従業員		
[連結子会社] 株式会社カン研究所	神戸市 中央区	百万円 70	医薬品事業 (医薬品の研究開発)	100.00	有	有	当社が医薬品の研究 開発を委託	
エーザイ物流株式会社	神奈川県 厚木市	百万円 60	その他事業 (医薬品の搬送)	100.00	-	有	当社が医薬品の搬送 を委託	
エーザイ・アール・ アンド・ディー・ マネジメント株式会社	東京都 文京区	百万円 16	医薬品事業 (医薬品の研究開発の管理)	100.00	有	有	当社が研究開発の一 部の管理業務等を委 託	
株式会社サンプラネット	東京都 文京区	百万円 455	その他事業 (業務サービス等)	85.53	-	有	当社が業務サービス 等を購入	
エルメッド エーザイ 株式会社	東京都 豊島区	百万円 150	医薬品事業(医薬品の販売)	66.60	有	有	-	7
EAファーマ株式会社	東京都 中央区	百万円 9,145	医薬品事業(医薬品の 研究開発・製造・販売)	60.00	有	有	当社が医薬品の研究 開発・製造を受託、 医薬品を購入	3
Eisai Corporation of North America	米国 ニュージャ ージー州	千米ドル 2,766,700	医薬品事業 (米州持株会社)	100.00	有	-	-	3
Eisai Inc.	米国 ニュージャ ージー州	千米ドル 151,600	医薬品事業(医薬品の 研究開発・製造・販売)	100.00 (100.00)	有	-	当社が医薬品の研究 開発・製造を委託、 医薬品・原薬を販売	3 5 6
H3 Biomedicine Inc.	米国 マサチューセ ッツ州	千米ドル 8	医薬品事業 (医薬品の研究開発)	100.00 (100.00)	有	-	当社が医薬品の研究 開発を委託	
Eisai Ltd.	カナダ オンタリオ州	千カナダドル 30,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	-	-	
衛材(中国)投資有限公司	中国 江蘇省	千人民元 664,465	医薬品事業 (中国統括・持株会社)	100.00 (100.00)	有	有	-	3
衛材(中国)薬業有限公司	中国 江蘇省	千人民元 576,125	医薬品事業 (医薬品の製造・販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品・原薬 を販売	3
衛材(蘇州)貿易有限公司	中国 江蘇省	千人民元 70,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品を販売	
衛材(遼寧)製薬有限公司	中国 遼寧省	千人民元 50,000	医薬品事業 (医薬品の製造・販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai Europe Ltd.	英国 ハートフォード シャー	千英ポンド 184,138	医薬品事業(欧州統括 ・持株会社、医薬品の販売)	100.00	有	有	当社が医薬品事業の 管理・運営業務等を 委託	3
Eisai Ltd.	英国 ハートフォード シャー	千英ポンド 46,009	医薬品事業 (医薬品の研究開発・販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品の研究 開発を委託	3
Eisai Manufacturing Ltd.	英国 ハートフォード シャー	千英ポンド 38,807	医薬品事業 (医薬品の研究開発・製造)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品・原薬 を販売、医薬品の研 究開発を受託	3
Eisai GmbH	ドイツ フランクフルト	千ユーロ 7,669	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai S.A.S.	フランス パリ	千ユーロ 19,500	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	-	-	-	
Eisai B.V.	オランダ アムステルダム	千ユーロ 540	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai Farmacéutica S.A.	スペイン マドリッド	千ユーロ 4,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	

会社名	住所	資本金 または 出資金	主要な事業の内容 1	議決権の 所有割合 (%) 2	関係内容			備考
					役員の兼任		営業上の取引	
					当社 役員	当社 従業員		
Eisai S.r.l.	イタリア ミラノ	千ユーロ 3,500	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai Pharma AG	スイス チューリッヒ	千スイスフラン 3,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai AB	スウェーデン ストックホルム	千スウェーデン クローナ 10,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai Farmacêutica, Unipessoal Lda.	ポルトガル リスボン	千ユーロ 4,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai SA/NV	ベルギー ブリュッセル	千ユーロ 2,001	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai GesmbH	オーストリア ウィーン	千ユーロ 2,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Limited Liability Company Eisai	ロシア モスクワ	千ロシア ルーブル 4,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai Asia Regional Services Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポール ドル 34,469	医薬品事業 (アジア持株会社)	100.00	-	有	-	
Eisai(Singapore)Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポール ドル 300	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品を販売	
Eisai Clinical Research Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポール ドル 10	医薬品事業 (医薬品の研究開発)	100.00 (100.00)	有	-	当社が医薬品の研究 開発を委託	
衛采製薬股份有限公司	台湾 台北	千台湾ドル 270,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	当社が医薬品を販売	
Eisai(Thailand) Marketing Co., Ltd.	タイ バンコク	千タイバーツ 103,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品を販売	
PT Eisai Indonesia	インドネシア ジャカルタ	百万インドネ シアルピア 1,630	医薬品事業 (医薬品の製造・販売)	100.00	有	有	当社が医薬品・原薬 を販売	
Eisai(Malaysia)Sdn. Bhd.	マレーシア ベタリンジャヤ	千マレーシア リンギット 470	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (5.74)	有	有	当社が医薬品を販売	
HI-Eisai Pharmaceutical Inc.	フィリピン マニラ	千フィリピン ペソ 62,000	医薬品事業(医薬品の販売)	50.00 (1.45)	有	有	当社が医薬品を販売	4
Eisai(Hong Kong)Co., Ltd.	香港	千香港ドル 500	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (10.00)	有	有	当社が医薬品を販売	
Eisai Korea Inc.	韓国 ソウル	百万韓国 ウォン 3,512	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	当社が医薬品を販売	
Eisai Pharmaceuticals India Pvt. Ltd.	インド アンドラ・ プラデシュ州	千インドルー ピー 2,708,324	医薬品事業(医薬品の 研究開発・製造・販売)	100.00 (11.08)	有	有	当社が医薬品の研究 開発・製造を委託、 医薬品原薬を販売、 医薬品を購入	3
Eisai Australia Pty. Ltd.	オーストラリア シドニー	千豪ドル 4,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	-	
Eisai Laboratórios Ltda.	ブラジル サンパウロ	千ブラジル レアル 87,899	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	-	-	-	
Eisai Laboratorios S. de R.L. de C.V.	メキシコ メキシコシティ	千メキシコペソ 3	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
その他2社	-	-	-	-	-	-	-	

会社名	住所	資本金 または 出資金	主要な事業の内容 1	議決権の 所有割合 (%) 2	関係内容		備考	
					役員の兼任			営業上の取引
					当社 役員	当社 従業員		
[持分法適用関連会社] ブラッコ・エーザイ 株式会社	東京都 文京区	百万円 340	医薬品事業(造影剤の 輸入・製造・販売)	49.00	有	有	当社が医薬品を購入	

1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しています。

2 「議決権の所有割合」の()内は間接所有割合です。

3 特定子会社に該当する子会社です。

4 HI-Eisai Pharmaceutical Inc.の議決権の所有割合は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため、連結子会社としています。

5 当連結会計年度における連結財務諸表の売上収益に占める連結子会社の売上収益（連結会社間の売上収益を除く）の割合が100分の10を超える会社はEisai Inc.のみであり、その主要な損益情報等は、次のとおりです。

売上収益	184,359	百万円
営業利益	6,279	
当期利益	9,027	
資本合計	329,010	
資産合計	431,360	

6 2019年1月、医薬品の研究開発子会社であるMorphotek, Inc.を吸収合併しました。

7 2019年4月、全株式を譲渡したことにより、エルメッド エーザイ株式会社は日医工株式会社の完全子会社となりました。

8 2019年5月、Eisai Europe Ltd.がEisai New Zealand Ltd.を設立しました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品事業	10,129
その他事業	554
合計	10,683

(注1) 従業員数には当社および連結子会社(以下、当連結グループという)からグループ外への出向者を除き、グループ外から当連結グループへの出向者を含めた就業人員数を記載しています。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,140	45.2	20.6	10,992,147

(注1) 従業員数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員数を記載していません。

(注2) 平均年間給与には基準内賃金、基準外賃金および賞与を含めています。

(注3) 従業員は医薬品事業に所属しています。

(注4) 従業員数は、希望退職者254名(2019年3月31日付退職、社外への出向者を除く)が含まれた人数です。

(3) 労働組合の状況

1946年本庄工場(当時)にエーザイ労働組合が、1961年本社にエーザイ本社労働組合がそれぞれ単位組合として組織されました。両組合は1987年10月1日付で統合され、新たにエーザイ労働組合として発足しました。

2019年3月31日現在、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当期末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 企業理念

当社グループは、患者様とご家族の喜怒哀楽を第一義に考え、そのベネフィット向上に貢献することを企業理念としています。この理念のもとですべての役員および従業員が丸となり、世界のヘルスケアの多様なニーズを充足し、いかなる医療システム下においても存在意義のあるヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業となることをめざしています。当社グループの使命は、患者様満足増大であり、その結果として売上や利益がもたらされ、この使命と結果の順序を重要と考えています。

当社グループは、このhhc理念の実現に向けて、主要なステークホルダーズである患者様と生活者の皆様、株主の皆様および社員との信頼関係の構築につとめるとともに、コンプライアンス(法令と倫理の遵守)を日々実践し、企業価値の向上に取り組んでいます。

本企業理念は、定款に定め、株主の皆様と共有化をはかっています。

(2) 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

日本における薬価制度の抜本改革をはじめとし、グローバルに医療費抑制に向けた動きが強まるなど、製薬企業を取り巻く環境は大きく変化しています。また、当社グループは国連の持続可能な開発目標(SDGs)に賛同しており、目標の一つである「すべての人に健康と福祉を」については製薬企業に取り組むべき中心的な課題であると認識しています。当社グループは、製薬企業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、中期経営計画「EWAY 2025」の推進を通じて、社会的課題の解決をめざしています。

中期経営計画「EWAY 2025」

2016年度にスタートした「EWAY 2025」では、以下の3つの戦略意思の実現をめざしています。

- (a) 「病気になるたくない、雇ってあれば早く知りたい、そして治りたい」に応える
- (b) 「住み慣れた場所、地域やコミュニティで自分の病気を管理し、予後や老後を安心して過ごしたい」に応える
- (c) 「hhc(ヒューマン・ヘルスケア)ニーズにもとづく立地(機会)が見出せ、それを満たすイノベーションが可能な事業分野」に集中する

これらの戦略意思の根本は、当社グループの企業理念hhcです。患者様とともに時間を過ごし、患者様の真のニーズを理解することによって生まれる強い動機付けが当社グループのイノベーションの源泉となります。当社グループは、ニューロロジー(神経)領域およびオンコロジー(がん)領域を戦略的重点領域と位置づけ、戦略的パートナーシップを活用した新薬創出の加速とその価値最大化をはかるとともに、エコシステムプラットフォームの構築に取り組んでいます。

「EWAY 2025」の主な進捗と取り組み

(a) ニューロロジー領域

ニューロロジービジネスグループでは、患者様視点からの包括的なアプローチによって認知症やてんかんなどの領域における研究開発が進展しています。最も注力しているアルツハイマー病/認知症領域では、早期アルツハイマー病を対象とした疾患修飾薬および新規症状改善薬を開発しています。疾患修飾薬としては、パイオジェン社と共同開発を進めている サイト切断酵素阻害剤「elenbecestat(一般名)」および抗Aプロトフィブリル抗体「BAN2401」について、いずれもフェーズ試験が進行中です。また、University College Londonとの共同研究により、抗タウ抗体「E2814」を創出し臨床試験の準備中です。また、早期アルツハイマー病の血液診断方法の確立に向けたシスメックス株式会社との共同研究にも取り組んでいます。一方、中・後期ステージのアルツハイマー病に対して、シナプス再形成を可能とする薬剤の創出をめざした複数のプロジェクトが当社および研究子会社のカン研究所において臨床試験導入に向けて進行中です。

近年、認知症は、その主たる症状である認知障害の発症以前に、睡眠障害、行動障害の順に障害が出現することが報告されています。睡眠障害については、オレキシン受容体拮抗剤「レンボレキサント(一般名)」の開発を進めており、不眠障害の適応で米国、日本で申請中です。また行動障害の一つであるてんかん等の神経疾患の治療をめざす「E2730」、「E2082」、レビー小体型認知症の症状の改善をめざすPDE9阻害剤「E2027」なども含めて、認知症疾患に対する総合的なケアに向けたポートフォリオの展開もはかっています。

さらに、新たなアプローチとして、米国においては、認知症神経免疫療法にフォーカスした新たな探索研究所(Eisai Center for Genetics Guided Dementia Discovery: G2D2)を設立しました。日本においては、慶應義塾大学と共同で設立した産医連携拠点「エーザイ・慶應義塾大学 認知症イノベーションラボ(EKID)」における、脳の堅牢性・再生に関わる創薬ターゲットの探索研究も行っています。

(b) オンコロジー領域

オンコロジービジネスグループでは、自社創製の抗がん剤「レンピマ」、「ハラヴェン」の価値最大化に向けた取り組みが進行しています。Merck & Co., Inc., Kenilworth, N.J., U.S.A. (以下、米メルク社) とがん領域における戦略的提携を結んでいる「レンピマ」は、単剤療法ならびに米メルク社の抗PD-1抗体「キイトルーダ」(一般名: ペムブロリズマブ) との併用療法について共同開発・共同販促を行っています。「レンピマ」は肝細胞がんに対する臨床試験における高い奏効率が実臨床においても確認されており、肝細胞がんの治療変革に貢献しています。「キイトルーダ」との併用療法については、実施中の6がん種を対象としたフェーズ b/ 試験(111試験)等において、各単剤療法を上回る顕著な抗腫瘍活性が示されています。すでに実施中の試験を含め2019年度までに合計13本(適応別)のフェーズ またはフェーズ 試験が開始される予定であり、開発を加速していきます。米メルク社との共同によるメディカル・販促活動は、肝細胞がんの単剤療法をはじめ、世界各国で順次開始されており、「レンピマ」の患者様アクセスの早期最大化の実現をめざします。

「ハラヴェン」については、転移性トリプルネガティブ乳がんを対象にした「キイトルーダ」との併用療法の臨床試験などが進行しています。

「レンピマ」および「ハラヴェン」のトランスレーショナル研究の知見を生かし、既存の分子標的治療や腫瘍免疫療法とは異なる標的や作用機序を有する新薬候補群として「E7090」、「H3B-6527」、「E7386」などの臨床試験も進行中です。当社グループ初の抗体薬物複合体として、「ハラヴェン」と抗葉酸受容体 抗体「ファルレツズマブ(一般名)」を組み合わせた「MORAb-202」、および「ハラヴェン」同様、当社のハリコンドリン研究から創製された新規中分子化合物「E7130」が臨床導入を果たしました。また、腫瘍免疫を活性化させる免疫エンハンサーに関する研究として、インターフェロン遺伝子刺激因子作動薬「E7766」、H3 Biomedicine Inc. が保有するスプライシングプラットフォームを利用したがん免疫療法の効果を高める新規ネオアンチゲン療法に関して、Bristol-Myers Squibb Company との共同研究などの新たな取り組みも進めています。

(c) エコシステム プラットフォームの構築

当社グループは、中期経営計画「EWAY 2025」において、リアルワールドデータを含むビッグデータの解析をはじめ、様々なデジタル化の取り組みを行っています。特に、認知症領域においては、当社グループが有する認知症に関する経験、ノウハウ、臨床データなどに加えて、外部のビッグデータやゲノムデータ等を活用してプラットフォームを確立し、製薬企業のほか、行政、医療機関、介護施設、診断薬開発企業、IT企業、フィットネス、保険会社などのパートナーと連携して「エコシステム」を構築し、認知症当事者とそのご家族に新たな便益をお届けすることをめざしています。さらに、主に認知症の予知(Prediction)と予防(Prevention)に関するアルゴリズムなどの開発を行い、「エコシステム」に参加されている生活者の皆様に予知と予防に関する助言、推奨、提案を行うことで、認知症の発症遅延や経済的負担の軽減などにつなげ、well-being の実現に貢献したいと考えています。また、エコシステムプラットフォームは、今後、他領域への展開も検討していきます。

(d) 目標とする経営指標

中期経営計画「EWAY 2025」でめざす3つの戦略意思を実現するとともに、戦略投資と安定配当を担保する財務規律の実現により持続的な企業価値向上をめざすため、「EWAY 2025」の中間点である2020年度の数値目標を以下の通り設定しています。

	2020年度目標・ガイダンス
売上収益	8,000億円レベル
営業利益	1,020億円レベル
当期利益	740億円レベル
ROE* ₁	10%以上

*₁ ROE(親会社所有者帰属持分当期利益率)

= 親会社の所有者に帰属する当期利益 ÷ 親会社の所有者に帰属する持分

医薬品アクセス改善に向けた取り組み

当社グループは、グローバルな医薬品アクセスの課題解決への取り組みを、我々の責務であるとともに、将来への長期的な投資であると考え、政府や国際機関、非営利民間団体等との官民パートナーシップのもと、積極的に推進しています。

当社グループは、開発途上国および新興国に蔓延する顧みられない熱帯病の一つであるリンパ系フィラリア症を制圧するため、その治療薬である「DEC（ジエチルカルバマジン）錠」を当社グループのインド・パイザッグ工場で製造し、本剤を必要とするすべての蔓延国において制圧が達成されるまで、世界保健機関（WHO）に「プライス・ゼロ（無償）」で提供しています。2019年3月末までに28カ国に16.6億錠を供給しました。さらに、その他の顧みられない熱帯病、結核、マラリアに対する新薬開発を推進するほか、認知症、がんといった非感染性疾患に対する疾患啓発・早期発見支援や患者様が購入しやすい価格設定（アフォードブルプライシング）や所得別段階的価格設定（ティアードプライシング）による製品提供など、各国で様々な医薬品アクセス改善に向けた活動に取り組んでいます。

（3）資本政策の基本的な方針

当社の資本政策は、財務の健全性を担保した上で、株主価値向上に資する「中長期的なROE経営」、「持続的・安定的な株主還元」、「成長のための投資採択基準」を軸に展開しています。

中長期的なROE経営

当社は、ROEを持続的な株主価値の創造に関わる重要な指標と捉えています。「中長期的なROE経営」では、売上収益利益率（マージン）、財務レバレッジ、総資産回転率（ターンオーバー）を常に改善し、中長期的に資本コストを上回るROE（正のエクイティ・スプレッド^{*1}の創出）をめざしていきます。

^{*1} エクイティ・スプレッド = ROE - 株主資本コスト

持続的・安定的な株主還元

当社は、健全なバランスシートのもと、連結業績、DOE^{*2}およびフリー・キャッシュ・フローを総合的に勘案し、シグナリング効果も考慮して、株主の皆様へ継続的・安定的な配当を実施します。DOEは、連結純資産に対する配当の比率を示すことから、バランスシートマネジメント、ひいては資本政策を反映する指標の一つとして位置づけています。自己株式の取得については、市場環境、資本効率等に鑑み適宜実施する可能性があります。なお、健全なバランスシートの尺度として、親会社所有者帰属持分比率、負債比率（Net DER）を指標に採用しています。

^{*2} DOE（親会社所有者帰属持分配当率） = 配当金総額 ÷ 親会社の所有者に帰属する持分

成長のための投資採択基準

当社は、成長投資による価値創造を担保するために、戦略投資に対する投資採択基準を採用し、リスク調整後ハードルレートを用いた正味現在価値と内部収益率スプレッドにハードルを設定し、投資を厳選しています。

「EWAY 2025」における財務目標・ガイダンス

	2020年度目標・ガイダンス
ROE	10%以上
DOE	8%レベル
親会社所有者帰属持分比率	50%～60%
Net DER	0.3～0.3

（4）ESGをはじめとする非財務価値向上と情報開示

企業の価値は、財務価値に、ESG（環境、社会、ガバナンス）をはじめとする非財務価値を加味したものと考えています。当社グループは、hhc理念を根幹として事業を展開する中、地球環境の負荷低減（環境）、医薬品アクセス向上、社員の人材育成（社会）、経営の公平性と透明性の確保（ガバナンス）等、ESGへの取組みを強化してきました。また、これらの取組みは、国連サミットで採択された国際的な目標であるSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）と一貫したものと位置付けています。2018年度より、ESG、SDGsに関する全社戦略と推進を担うポリシー・アドボカシー&サステナビリティ部を新設しました。低炭素社会の形成に向け、産業革命時期と比較して気温上昇を2 未満にするための国際イニシアチブであるScience Based Targets（SBT）の認定を申請し、承認されました。また、人権ガイドラインとして国際的に認知されている国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、当社グループの人権方針を作成するなど、さらなる非財務価値の向上に取り組んでいます。

なお、当社グループのESGをはじめとする非財務価値に関する情報は、IIRC（国際統合報告評議会）のフレームワークに基づき、統合報告書や環境報告などで開示しています。

(<https://www.eisai.co.jp/ir/library/annual/index.html>)

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」（以下、「本対応方針」）として定めています。

導入と継続、一部変更の経緯

本対応方針は、2006年2月開催の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案され、導入したものです。その後、2011年8月および2016年4月の取締役会において継続の決議をし、更新しました。

社外取締役独立委員会は、2017年6月定時株主総会における取締役選任議案に係る議決権行使の結果を受け、その分析、機関投資家と社外取締役との対話の充実、これらを含めた幅広い視点からの検討を実施し、2018年4月に以下の本対応方針の見直し、および株主の皆様理解を深めていただくための対応を行いました。

- (a) 有効期間を5年から1年に短縮
- (b) 対象となる買付基準を15%から20%に引き上げ
- (c) 2018年6月定時株主総会の招集通知に社外取締役の活動を含めた本対応方針に関する詳細な説明を記載

2019年6月20日に開催した取締役会において、社外取締役独立委員会より本対応方針を継続する旨の提案がなされ、審議の結果、提案通りに決議しました。なお、現在の本対応方針における有効期間は2019年6月30日までです。継続後の有効期間は2019年7月1日から2020年6月30日です。

濫用的な新株予約権の発行（いわゆる買収防衛策の発動）を防ぐ仕組み

社外取締役独立委員会が本対応方針の継続が妥当であると判断する理由は に記載のとおりです。とりわけ、約400社にのぼる国内他社のいわゆる買収防衛策にはない「濫用的な新株予約権の発行を防ぐ仕組み」を有していることが本対応方針の大きな特徴であると考えています。また、社外取締役独立委員会は、もとよりすべての買収提案を否定するものではなく、当社の企業価値・株主共同の利益に資する提案であれば、積極的に検討すべきと考えています。このため、社外取締役独立委員会は、当社企業価値・株主共同の利益を維持・向上させるためには、本対応方針を保有している方が株主・投資家を含むステークホルダーズの皆様にとっても望ましいと考えています。

「経営陣の保身に利用される」という懸念が、いわゆる買収防衛策が批判される理由のひとつですが、当社の場合、経営陣から見れば、本対応方針を有しているほうが新株予約権の発行（いわゆる買収防衛策の発動）が容易にできない仕組みになっています。

その仕組みは以下のとおりです。

(a) 本対応方針がある場合

新株予約権の発行・不発行は、まず、社外取締役独立委員会が決定することとなります。社外取締役7名で構成する社外取締役独立委員会では、社外取締役4名が新株予約権の発行に反対すると、新株予約権の不発行が決定されます。そして、この決定は、取締役会で覆すことができない仕組みとなっています。

(b) 対応方針がない場合

新株予約権の発行・不発行は取締役会で決定されます。当社取締役会は11名の取締役（社外取締役7名、社内取締役4名）で構成されていますので、社内取締役4名が新株予約権発行に賛成した場合、社外取締役7名のうち6名が反対しなければ新株予約権の発行を止められません。

このように、本対応方針は、いわゆる買収防衛策と呼ばれるものとは全く異なる「濫用的な新株予約権の発行（いわゆる買収防衛策の発動）を防ぐ仕組み」を有しており、この点について、社外取締役独立委員会は、事業報告等における開示および株主の皆様との対話を通じて十分な説明に努めます。

2018年度社外取締役独立委員会の検討の経緯

2018年6月定時株主総会の取締役選任議案の議決権行使結果から、前記 の本対応方針の見直し、および株主の皆様理解を深めていただくための対応を実施してもなお、株主総会に付議せず本対応方針を継続することについて、一部の株主様の反対意見があることを認識しました。一方で、社外取締役独立委員会の取り組みや考え方に対しては、一定の理解が得られたものと考えています。

このため、社外取締役独立委員会は、2018年度も機関投資家の皆様との対話をより一層拡充し、このような対話の場の設定を制度として定着させる活動に取り組むとともに、対話により得られた知見をすべての取締役と共有し、企業買収に関して、特にグローバルな医薬品業界、および法的な側面での情報収集と検討を行った上で、本対応方針の維持、見直し、廃止について検討しました。具体的には、独立社外取締役が過半数を占める当社のコーポレートガバナンス体制において、本対応方針を保有する目的と意義の確認、継続の可否、本対応方針の仕

組みにおいて見直すべき内容、廃止した場合の代替プラン保有の可能性とその是非などについて検討を重ねました。

意義、目的

本対応方針は、中期経営計画等の諸施策の実践で生み出される企業価値・株主共同の利益を守ることを企図し、当社株式を大量保有する場合の手続き等を定めたものです。

当社株式の大量買付が行われる場合に、買付者に対し、その買付が当社の企業価値や株主共同の利益を向上させるのか、あるいは毀損する恐れがあるのかを判断するための情報提供を求め、社外取締役独立委員会が、株主の皆様への負託に応じて、その内容を十分に検討する機会を確保することを目的としています。

社外取締役独立委員会において、買付者の提案が、本対応方針の手続き、基準等を満たし、企業価値の向上に資すると判断された場合は、新株予約権は発行されません。一方、それが本対応方針の手続き、基準等を満たさず、当社企業価値・株主共同の利益を毀損すると判断した場合には、新株予約権の発行を提案します。

特長的な仕組み

(a) 取締役会で導入し、更新

本対応方針の導入、更新は、株主総会に諮るのではなく、社外取締役独立委員会からの提案にもとづき取締役会で決定することとしています。これは、株主の皆様から負託を受けた取締役が、当社企業価値・株主共同の利益向上の視点から、専門家の意見を求めることをはじめ、十分に情報を入手し、責任をもって慎重に検討することが適切であると判断したためです。当社の取締役会は、11名の取締役のうち7名が社外取締役であり、議長も社外取締役が務めています。当社の社外取締役7名は、いずれも、経営陣から独立した、経験と実績に富む経営者、学識者、および会計や法律の専門家等です。また、社内取締役4名のうち執行役を兼任する取締役は1名のみです。このような取締役構成であることから、当社の取締役会は、本対応方針に関しても、株主の皆様を代表して、客観的かつ合理的な判断を行うことができると考えています。

(b) 株主の皆様を意思を反映できる仕組み

株主総会招集ご通知参考書類の取締役選任議案において、各取締役が本対応方針への賛否を表明することにより、取締役選任議案に対する議決権行使をもって、株主の皆様を意思を反映できる仕組みとしています。

(c) 経営陣の恣意的な運用ができない仕組み

本対応方針にもとづく新株予約権の発行・不発行の意思決定は社外取締役独立委員会で行います。買付提案が本対応方針の手続き、基準を満たし、当社の企業価値向上に資すると社外取締役独立委員会が判断すれば、新株予約権は発行されません。この新株予約権の不発行の決定は、再度、取締役会で審議されることもありません。このように、新株予約権を発行しないという決定に社内取締役、執行役は全く関与できず、経営陣による濫用的な本対応方針の運用（新株予約権の発行）を防ぐことが可能です。

(d) 有効期間は1年

本対応方針の有効期間は1年間であり、毎年、社外取締役独立委員会が本対応方針の維持、見直し、廃止を検討しています。なお、社外取締役独立委員会は、その判断により、いつでも本対応方針の見直し、廃止を取締役に提案することが可能です。

社外取締役独立委員会での判断

社外取締役独立委員会は、次のような議論を踏まえ、本対応方針の継続が妥当であると判断しています。

- (a) 本対応方針は、買付者が現れた場合に買付者との交渉を通じて大多数の既存株主に有利な条件を引き出すことを可能とする施策になり得るものである一方、その運用において経営陣の恣意性が排除される仕組みを有し、経営陣による濫用的な新株予約権の発行（いわゆる買収防衛策の発動）を防ぐことが可能であることから、株主、投資家にとって、むしろこれを保有していることが望ましいと思われる。
- (b) 当社のビジネス環境や業界動向より、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある買収リスクの存在は否定できず、患者様と生活者の皆様を含む当社の主要なステークホルダーズの安心と安全を守るという観点から、リスクに対する十分な備えを取締役会として行うのは必要かつ妥当である。
- (c) 欧米各国の企業買収を取り巻く法制度と対比した場合、我が国でも金融商品取引法において大量買付時の手続きの整備はなされたものの、未だ当社の企業価値・株主共同の利益を守るために十分とはいえないと認識する。
- (d) 当社株式の大量買付の手続き等を定めて開示することにより、買付者が現れた場合に、社外取締役独立委員会が買付者の提案内容を十分に検討する時間を確保することができる。
- (e) 本対応方針は、株主総会における取締役選任議案に対する議決権行使をもって、株主の皆様を意思を反映できる仕組みとなっている。

[当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針]

1. 導入と継続の経緯

当社は、ヒューマン・ヘルスケア（hhc）企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならないと、また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社（現指名委員会等設置会社）に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様価値を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が当社企業価値・株主共同の利益の確保の観点から不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくないと考えられます。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることとなります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社企業価値・株主共同の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することが必要不可欠であると判断し、社外取締役7名のみで構成する社外取締役独立委員会の提案に基づき、2006年2月開催の取締役会において、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者（以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様が事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求されることです。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家等であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」（その決議要件・決議事項等については（別紙1）「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。）に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4．に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要かどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

本対応方針導入以来、社外取締役独立委員会は、毎年、本対応方針の維持、見直し、廃止を検討しております。その結果として、取締役会は、本対応方針の継続を決定しております。

2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案（以下併せて「買付等」といいます。）がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等⁽¹⁾について、保有者⁽²⁾の株券等保有割合⁽³⁾が20%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等⁽⁴⁾について、公開買付け⁽⁵⁾に係る株券等⁽⁶⁾の株券等所有割合⁽⁷⁾及びその特別関係者⁽⁸⁾の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
 - (1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - (3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。
 - (6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

3. 本新株予約権の発行のプロセス

1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2.に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、別紙2に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面（以下併せて「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書（本必要情報を含みます）の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3.3)(1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

2) 社外取締役独立委員会による当該買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・株主の皆様への代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の代表執行役CEOに対しても、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を30日以内に提出することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び代表執行役CEOからの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間（但し、下記3.3)(3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間について90日を限度として延長することができるものとします。）（以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容の精査・検討、当社代表執行役CEOが提出した代替案の精査・検討、買付者等と当社代表執行役CEOの事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様当社代表執行役CEOが提出した代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、会社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2. に規定する買付等を実行することはできないものとします。

3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3. 1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3. 3)(2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとします。

- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4. 1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等をすることはありません。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとします。

- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等に必要範囲内で、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や当社の株主の皆様へ代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3. 3)(2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等をすることはありません。

5) 情報開示

当社は、本対応方針の運用に際しては、法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、以下に掲げる本対応方針の各手続きの進捗状況並びに当社社外取締役独立委員会及び当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

- (1) 上記2. の1)又は2)に該当する買付がなされた事実
- (2) 買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (3) 社外取締役独立委員会が検討を開始した事実及び検討期間の延長が行なわれた事実（その期間と理由を含む）
- (4) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (5) 取締役会が、本新株予約権の発行の決議を行った事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項
- (6) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (7) 上記(4)又は(6)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、社外取締役独立委員会が本新株予約権の発行の中止又は本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を下した場合に社外取締役独立委員会が必要と認める事項
- (8) 上記(5)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、取締役会が別個の判断を下した場合に取締役会が必要と認める事項

4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
 - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要（別紙2本必要情報1.の例示を含みます。）、買付等の価格の算定根拠（別紙2本必要情報3.の例示を含みます。）及び買付等の資金の裏付け（別紙2本必要情報4.の例示を含みます。）、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等（別紙2本必要情報5.の例示を含みます。）の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件（別紙2本必要情報2.及び6.の例示を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2018年7月1日から2019年6月30日までの1年間とします。

社外取締役独立委員会は、毎年3月及び定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができると考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の対応策を導入する場合があります。

6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行っております。

1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議（以下「本発行決議」といいます。）において、当社取締役会が割当期日と定める日（以下「割当期日」といいます。）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1ヶ月最長2ヶ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

7) 本新株予約権の行使条件

(1) 割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除き、(i)当社が発行者である株券等(9)の保有者(10)で、当該株券等に係る株券等保有割合(11)が20%以上となる者もしくは20%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け(12)によって当社が発行者である株券等(13)の買付け等(14)を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(15)に係る株券等所有割合(16)及びその者の特別関係者(17)の株券等所有割合と合計して20%以上となる者)、その共同保有者(18)(上記(i)に定めるとき)、その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、上記 ないし 記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、実質的に、上記の ないし 記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記 ないし を総称して「特定大量保有者等」といいます。)は、本新株予約権を行使することができません。

(ア) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されず。)

(イ) 当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者

(ウ) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)

(エ) その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。)

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6.7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

(9) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(10) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(11) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

(12) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(13) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(14) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。

(15) これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。

- (16) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- (17) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- (18) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義されるものをいい、同条第6項に基づき共同保有者と見なされる者を含みます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前（割当期日を含む）において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様にご損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなくなります。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することになります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

なお、社外取締役独立委員会は、新株予約権の発行を決定した後でも、上記3.3) (1)に記載のとおり、買付者等からの提案を判断する前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができます。本新株予約権の発行の中止を判断した場合には、当社1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

3) 発行に伴って株主の皆様が必要となる手続

(1) 株主名簿への記録又は記載

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様にご本新株予約権の引受権が付与されます。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることとなります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

8. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）に沿うものです。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方について」も踏まえております。

以 上

(別紙1)

社外取締役独立委員会の概要

1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び代表執行役CEOが社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対して代表執行役CEOが提出する代替案の検討及び当社株主への当該代替案の提示
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の対応策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、会社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

(別紙2)

本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同保有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。))の名称、主要な事業、住所等。)、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

2【事業等のリスク】

当社グループの連結業績を大幅に変動させる、あるいは投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは、次のとおりです。なお、これらのリスクは、有価証券報告書提出日現在において判断、予想したものです。

(1) 製品の安全性および品質に関するリスク

使用する原材料、製造プロセス等、何らかの原因で製品の安全性および品質に懸念が発生した場合、患者様の健康や製品の安定供給へ影響を及ぼす可能性のほか、製品の回収、販売の停止など業績へ影響を及ぼす可能性があります。

(2) 副作用発現のリスク

製品に重大な副作用が発現した場合、販売の停止、製品の回収等の措置により、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟に関するリスク

現在関与している訴訟または将来関与する訴訟の結果が、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法規制に関するリスク

医薬品事業は、薬事規制や製造物責任等の様々な法規制に関連しており、法規制の制定や改定により業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。法規制に適合しなくなった場合、製品の回収や製品の許認可の取り消し、または保険償還からの除外、さらには賠償請求を受ける等の可能性があります。

(5) 知的財産に関するリスク

特許の不成立や特許成立後の無効審判、または取得した特許を適切に保護できない場合、想定より早く他社の市場参入を招き、売上収益が減少する可能性があります。また、当社グループの事業活動が第三者の知的財産権に抵触した場合、当該第三者から損害賠償請求などの権利行使を受ける可能性があります。

(6) 新薬開発の不確実性に関するリスク

当社グループは、次世代アルツハイマー病治療剤候補をはじめとして、多くの新薬開発を行っています。次世代アルツハイマー病治療剤候補においては、当社グループがBAN2401 およびelenbecestat について、フェーズ試験を主導して実施しています。また、当社の提携相手であるバイオジェン社がアデュカヌマブについて、フェーズ試験を主導して実施していました。

新薬の研究開発には長い期間と多額の投資を必要とします。医薬品候補化合物は、有効性や安全性の観点から開発を中止する可能性があります。例えば、2019年3月21日、バイオジェン社と当社は、アルツハイマー病による軽度認知障害および軽度アルツハイマー病患者様を対象にアデュカヌマブの有効性、安全性を評価するフェーズ国際共同試験を中止することを発表しました。

また、臨床試験で良い結果が得られた場合であっても、各国の厳格な承認審査の結果、承認が得られない可能性があります。さらに、新薬開発の遅延、中止などの理由で、将来に期待していた収益が得られない可能性があります。

(7) 医療費抑制策に関するリスク

日本では医療費抑制策の一環として、医療用医薬品の薬価引き下げや、ジェネリック医薬品使用促進などの施策がとられています。欧米、アジアの国々においても、医薬品の薬剤費低減への取り組みが行われており、売上収益を減少させる要因となります。特に欧州では、承認が得られた製品であっても、期待された薬価による医療保険償還がなされない場合があり、当初の見込んでいた収益が得られない可能性があります。

(8) ジェネリック医薬品に関するリスク

先発医薬品の特許やデータ保護には期限があります。通常、先発医薬品の特許およびデータ保護が切れると同成分のジェネリック医薬品が発売されます。また、特許期間内であっても、米国のようにジェネリック医薬品の申請が可能な国もあります。ジェネリック医薬品の低価格での販売により、当該国内の市場シェアが低下する可能性があります。

米国における制吐剤「Aloxi」については、連邦控訴裁判所で製剤特許無効の判決が確定し、ジェネリック医薬品が上市されました。

(9) 海外展開におけるリスク

当社グループは、グローバルに製品の生産・販売活動を展開しています。グローバルな事業活動を展開する上で、法的規制、政情不安や事業環境の不確実性などのリスクがあります。このようなリスクに直面した場合、当該国における収益が当初の見込みを達成できない可能性があります。

(10) 他社とのパートナーシップに関するリスク

当社グループは、ビジネスの効率性・生産性を向上する上で、パートナーシップは有効な手段と考えており、最先端のサイエンスや技術の活用を目的としたパートナーシップや、各リージョンでのリソースの効率的活用と製品価値最大化を目的としたパートナーシップを活用しています。これらパートナーシップに変更等が生じた場合、新薬の創出や売上収益など、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 企業買収や製品買収等に関するリスク

当社グループは、事業展開の手段として、企業買収や製品買収等を実施することがあります。しかし、事業環境や競合状況の変化等により、当初の事業計画に支障が生じたり、見込んだ相乗効果が実現できない可能性があります。

(12) 外部への業務委託に関するリスク

当社グループでは研究や製造などの一部を外部へ業務委託しています。何らかの原因で業務委託先が操業を停止したり、提供される研究結果や製造物等に問題が発生した場合、当社グループの操業や業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(13) ITセキュリティおよび情報管理に関するリスク

当社グループでは業務上、各種ITシステムを駆使しているため、システムの不備やコンピューターウイルス等の外部要因により、業務が阻害される可能性があります。また、個人情報を含め多くの情報を保有していますが、事故等によりその情報が社外に流出した場合、信用を大きく失うことで業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(14) 財務報告に係る内部統制の整備等に関するリスク

当社グループは、金融商品取引法にもとづく財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準ならびに実施基準に準拠し、財務報告に係る有効な内部統制システムを整備し、その適正な運用につとめています。しかし、内部統制が有効に機能せず、あるいは予期しない内部統制上の問題により、多大な損失が発生した場合には、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(15) 金融市況および為替の動向に関するリスク

輸出入等の外貨建取引および海外の連結子会社業績の円換算において、外国為替変動が業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、市場性のある株式等を保有しているため、株式市況の低迷によってはこれらの株式等の売却損や評価損が生じ、さらに、金利動向によって退職給付債務の増加など業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(16) 工場の閉鎖または操業停止のリスク

技術上の問題、使用原材料の供給停止、インフルエンザ等のパンデミック、火災、地震、その他の災害等により工場が閉鎖または操業停止となる可能性があります。この場合、製品の供給が妨げられ、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(17) 環境に関するリスク

当社グループの事業所が環境汚染の原因となった場合、周辺地域や環境へ重大な影響を与えるとともに、事業所の閉鎖等の法的処置、環境改善および周辺地域への補償等により、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(18) 災害等に関するリスク

地震、台風等の自然災害および火災等の事故災害等、各種災害の発生により、事業所・営業所等が大規模な被害を受け、当社グループの活動に影響を及ぼす可能性があります。また、災害により損害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生し、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当期末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営成績の状況

当期(2018年4月1日～2019年3月31日)の連結業績は、次のとおりとなりました。

売 上 収 益	6,428億34百万円	(前期比	7.1%増)
営 業 利 益	861億54百万円	(同	11.6%増)
税 引 前 当 期 利 益	894億54百万円	(同	16.5%増)
当 期 利 益	664億84百万円	(同	22.2%増)
親会社の所有者に帰属する当期利益	633億86百万円	(同	22.3%増)
当 期 包 括 利 益	794億89百万円	(同	47.7%増)
基本的1株当たり当期利益	221円34銭	(同	22.2%増)

売上収益は、抗がん剤「レンビマ」が肝細胞がんに係る適応を取得したことなどに伴い大幅な拡大を果たしたほか、ヒト型抗ヒトTNFモノクローナル抗体「ヒュミラ」および抗てんかん剤「フィコンパ」(英名「Fycompa」)が伸長したことなどにより、日本における薬価改定や米国における制吐剤「Aloxi」の販売権返還の影響を吸収し、増収となりました。なお、「レンビマ」に関するMerck & Co., Inc., Kenilworth, N.J., U.S.A. (以下、米メルク社)との戦略的提携による特定のオプション権に対する一時金、開発マイルストーンペイメントおよび販売マイルストーンペイメントとして、累計で655億41百万円を計上しました。セグメント別売上収益は、グローバルブランド4品目を中心とした成長により、「Aloxi」の減収による影響を受けたアメリカ医薬品事業を除くすべてのセグメントにおいて増収となりました。特に中国、EMEAおよびアジア・ラテンアメリカ医薬品事業がそれぞれ二桁成長を果たしたことにより、医薬品事業セグメント合計でも増収を達成しました。なお、医薬品事業セグメントの売上収益には上記「レンビマ」の一時金等は含まれていません。

グローバルブランド4品合計の売上収益は、前期から40.6%増の1,287億52百万円となりました。4品目の内訳は、「レンビマ」が625億57百万円、抗がん剤「ハラヴェン」が412億89百万円、「フィコンパ」が192億73百万円、肥満症治療剤「Belviq」が56億33百万円でした。

研究開発費は、「レンビマ」の単剤療法および米メルク社の抗PD-1抗体「キイトルーダ」との併用療法ならびに サイト切断酵素阻害剤「E2609」(一般名: elenbecestat)をはじめとしたアルツハイマー病領域などへの積極的な資源投入を行った一方、パートナーシップモデルを活用して費用を抑えました。販売費及び一般管理費は、グローバルブランド育成・拡大に向けた販促活動を行ったほか、「レンビマ」に関する米メルク社との戦略的提携に基づく折半利益を費用として計上したことなどにより増加しました。

以上の結果、営業利益は前期比11.6%増の大幅な増益となりました。

[セグメントの状況]

(各セグメントの売上収益は外部顧客に対するものです)

当社グループは、セグメントを医薬品事業とその他事業に区分しており、医薬品事業を構成する日本(医療用医薬品、ジェネリック医薬品、一般用医薬品等)、アメリカス(北米)、中国、EMEA(欧州、中東、アフリカ、オセアニア)、アジア・ラテンアメリカ(韓国、台湾、香港、インド、アセアン、中南米等)の5つの事業セグメントを報告セグメントとしています。

<日本医薬品事業>

売上収益は3,010億76百万円(前期比1.7%増)、セグメント利益は1,047億41百万円(同0.3%増)となりました。売上収益の主な内訳は、医療用医薬品が2,515億61百万円(同2.0%増)、ジェネリック医薬品が251億56百万円(同9.6%減)、一般用医薬品等が243億25百万円(同12.3%増)でした。

品目別売上収益については、ニューロロジー領域で、ファイザー社と共同販促を展開している疼痛治療剤「リリカ」の共同販促収入が283億31百万円(前期比6.8%増)、不眠症治療剤「ルネスタ」が112億11百万円(同10.1%増)、「フィコンパ」は29億53百万円(同72.1%増)と成長しました。アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」は179億25百万円(同26.4%減)でした。オンコロジー領域では、「レンビマ」が99億52百万円(同233.0%増)と大幅な拡大を果たしており、「ハラヴェン」は94億26百万円(同1.7%増)でした。さらに、「ヒュミラ」も469億13百万円(同8.2%増)と成長しました。なお、2018年4月に日本における膵消化酵素補充剤「リバクレオン」の販売権を返還しています。

2018年5月、「ヒュミラ」について、オート・インジェクター製剤「ヒュミラ皮下注ペン」を新発売しました。

2018年6月、「ヒュミラ」について、新たな小児用製剤「ヒュミラ皮下注20mg シリンジ0.2mL」を新発売しました。

< アメリカス医薬品事業 >

売上収益は978億59百万円（前期比14.1%減）、セグメント利益は463億46百万円（同6.3%増）となりました。

品目別売上収益については、ニューロロジー領域で、「Fycompa」が92億94百万円（前期比34.6%増）と大幅に拡大しました。抗てんかん剤「Banzel」は174億76百万円（同5.5%増）、「Belviq」は39億10百万円（同9.9%増）とそれぞれ伸長しています。オンコロジー領域では、「レンビマ」が375億18百万円（同71.1%増）と大幅な拡大を果たしており、「ハラヴェン」は164億46百万円（同4.6%増）と伸長しました。なお、「Aloxi」については、2018年6月に販売権を返還したことにより減収となりました。

< 中国医薬品事業 >

売上収益は662億99百万円（前期比17.9%増）、セグメント利益は244億9百万円（同57.8%増）となりました。

品目別売上収益については、末梢性神経障害治療剤「メチコパール」が199億64百万円（前期比6.4%増）、肝臓疾患用剤・アレルギー用薬「強力ネオミノファーゲンシー/グリチロン錠」が107億26百万円（同5.3%増）、「アリセプト」が93億46百万円（同24.4%増）と引き続き成長を示しました。2018年11月に新発売した「レンビマ」（肝細胞がんに係る適応）は、発売後5カ月間で31億17百万円となり、順調に販売を拡大しています。

< EMEA医薬品事業 >

売上収益は497億93百万円（前期比12.4%増）、セグメント利益は197億43百万円（同27.9%増）となりました。

品目別売上収益については、ニューロロジー領域で、「Fycompa」が61億35百万円（前期比13.8%増）、抗てんかん剤「Zebinix」が57億64百万円（同17.9%増）とそれぞれ成長しました。抗てんかん剤「Zonegran」は40億93百万円（同6.9%減）となりました。オンコロジー領域では、「ハラヴェン」が126億75百万円（同4.6%増）、「レンビマ/Kispilyx」が79億77百万円（同37.0%増）とそれぞれ拡大しました。

< アジア・ラテンアメリカ医薬品事業 >

売上収益は487億17百万円（前期比14.3%増）、セグメント利益は152億96百万円（同23.1%増）となりました。

品目別売上収益については、「ヒュミラ」が129億86百万円（前期比12.3%増）、「アリセプト」が118億10百万円（同5.2%増）と伸長したほか、「レンビマ」が39億93百万円（同167.8%増）と大幅な成長を果たしました。

2018年7月にインドネシアにおいて「レンビマ」を新発売しました。

(2) 財政状態の状況

資産合計は、フリー・キャッシュ・フローの増大により現金及び現金同等物が増加したことに加え、売上収益の増加に伴う営業債権及びその他の債権の増加、円安による米ドル建て資産の増加などにより、1兆715億20百万円（前期末より224億89百万円増）となりました。

負債合計は、主に借入金の返済による減少により、4,195億38百万円（前期末より153億94百万円減）となりました。

資本合計は、支払配当金を大幅に上回る当期利益を計上したことに加え、円安により為替換算差額が増加したことにより、6,519億81百万円（前期末より378億83百万円増）となりました。

以上の結果、親会社所有者帰属持分比率は58.6%（前期末より2.0ポイント増）となり、財務の健全性はより一層高まりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上収益の増加に伴い税引前当期利益が増加した一方で、前期は米メルク社からの契約一時金および研究開発償還金を受領していた反動により、前期より459億35百万円減となる1,037億14百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、79億18百万円の支出（前期は170億40百万円の収入）となりました。積極的な投資により資本的支出等は前期より56億77百万円増の186億53百万円、3カ月超預金の預入・払戻による純収入は前期より193億11百万円減の107億70百万円でした。

財務活動によるキャッシュ・フローは、791億80百万円の支出（前期より26億70百万円の支出減）となりました。配当金の支払いは429億57百万円、長期借入金の返済による支出は382億70百万円でした。

以上の結果、現金及び現金同等物の残高は、前期末より213億99百万円増の2,919億24百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローから資本的支出等を差し引いたフリー・キャッシュ・フローは、850億61百万円となり、年間配当予定額を大幅に上回るキャッシュを創出しました。

(4) 生産、受注および販売の実績

生産実績

(a) 生産実績

当期における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
日本医薬品事業	152,924	94.4
アメリカス医薬品事業(注3)	161,838	127.1
中国医薬品事業(注4)	21,197	28.3
EMEA医薬品事業	62,619	118.0
アジア・ラテンアメリカ医薬品事業	40,227	112.7
報告セグメント計	438,804	96.9
その他事業	2,046	569.3
合計	440,851	97.3

(注1) 金額は販売見込価格により算出し、セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 上記金額には消費税等を含めていません。

(注3) アメリカス医薬品事業において、生産実績が著しく増加しました。これは主に、抗がん剤「レンピマ」の販売の増加に伴うものです。

(注4) 中国医薬品事業において、生産実績が著しく減少しました。これは主に、新蘇州工場の稼働準備に伴う生産停止期間があったことによるものです。

(b) 商品仕入実績

当期における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
日本医薬品事業	74,236	99.4
アメリカス医薬品事業(注3)	21	0.3
中国医薬品事業	1,348	83.4
EMEA医薬品事業	2,739	87.1
アジア・ラテンアメリカ医薬品事業	10,032	112.6
報告セグメント計	88,376	93.5
その他事業	416	128.4
合計	88,793	93.7

(注1) 金額は仕入価格により算出し、セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 上記金額には消費税等を含めていません。

(注3) アメリカス医薬品事業の商品仕入実績が著しく減少しました。これは主に、制吐剤「Aloxi」の販売権返還によるものです。

受注実績

当社グループは販売計画に基づいた生産を行っているため、該当事項はありません。

販売実績

当期における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
日本医薬品事業	301,076	101.7
アメリカス医薬品事業	97,859	85.9
中国医薬品事業	66,299	117.9
EMEA医薬品事業	49,793	112.4
アジア・ラテンアメリカ医薬品事業	48,717	114.3
報告セグメント計	563,745	101.9
その他事業(注3)	79,090	168.9
合計	642,834	107.1

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	当期		前期	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
アルフレッサ ホールディングス(株)	65,944	10.3	68,599	11.4
(株)スズケン	56,183	8.7	59,515	9.9
(株)メディバル ホールディングス	52,998	8.2	54,210	9.0

(注3) その他事業において、販売実績が著しく増加しました。これは主に、米メルク社との抗がん剤「レンビマ」に関する戦略的提携のオプション権行使に伴う一時金およびマイルストーンによるものです。

(注4) 上記金額には消費税等を含めていません。

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容
 文中の将来に関する事項は、当期末現在において判断したものです。

重要な会計方針および見積り

連結財務諸表作成にあたり、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しています。重要な会計方針及び見積りの詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針、4. 重要な会計上の見積り及び判断」に記載のとおりです。

経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容

「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績の状況、(2) 財政状態の状況、(3) キャッシュ・フローの状況」に記載しています。

資本の財源および資金の流動性に係る情報

資金の流動性について、現時点では概ね月商の3倍を適正な運転資金の水準と考えています。2018年度末における現金及び現金同等物残高は2,864億円であり、支出予定の資金を控除した後も十分な流動性を確保しています。さらに当座借越、コミットメントラインなどによる信用補完を行うことで、流動性を一層強化しています。

実質的なキャッシュ残高であるネットキャッシュは2,002億円と、実質無借金を維持しています。引き続き財務の健全性を重視し、「ネットキャッシュの維持」を主要な財務規律として重視するとともに、Net DERを±0.3レベルにコントロールすることで財務の健全性を維持します。

また、当社グループは、資金調達手段をベッキング・オーダーに従って優先順位付けしています。2019年度の資本的支出は580億円を計画しており、手元資金を充当する予定です。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な株主価値創造に向けた取り組みのもと、中期経営計画「EWAY 2025」では、中間点である2020年度の数値目標を以下の通り設定しています。2018年度にはROE10%レベルを2年前倒しで達成しました。2019年度は、グローバルブランド「レンビマ」、「ハラヴェン」、「フィコンパ」のさらなる成長に加え、米メルク社との戦略的提携に伴うマイルストンの受領等により、売上収益は2018年度から5.8%増の6,800億円をめざします。同時に、戦略的重点領域であるニューロロジー領域およびオンコロジー領域における研究開発プロジェクトおよび「レンビマ」、「フィコンパ」などに対する販促活動の積極的な投資を進める中で、営業利益は2018年度から19.6%増の1,030億円と、2020年度の数値目標に対し1年前倒しの達成をめざしてまいります。

	2016年度実績	2017年度実績	2018年度実績	2019年度予想	2020年度目標
売上収益	5,391億円	6,001億円	6,428億円	6,800億円	8,000億円レベル
営業利益	591億円	772億円	862億円	1,030億円	1,020億円レベル
当期利益	422億円	544億円	665億円	725億円	740億円レベル
ROE	6.8%	8.8%	10.4%	11.2%	10%以上
DOE	7.4%	7.3%	7.0%	6.7%	8%レベル
親会社所有者 帰属持分比率	56.7%	56.6%	58.6%	-	50~60%
Net DER	0.11	0.27	0.32	-	0.3~0.3

(6) 経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第7章および第8章を除く。以下「日本基準」という。)により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりです。

(のれんの償却)

日本基準では、のれんを償却していますが、IFRSでは非償却とし、毎年一定の時期および減損の兆候がある場合にはその時点で、減損テストを実施しています。この結果、IFRSでは日本基準に比べて、販売費及び一般管理費が当期において10,146百万円(前期は10,143百万円)減少しています。

4【経営上の重要な契約等】

製品名は主要な販売国での販売名を記載しています。

(1) 技術導入等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	富士フイルム 富山化学(株)	1998年 9月30日	リウマチ治療剤「T-614」 (製品名「ケアラム」、一 般名:イグラチモド)の日 本における共同開発・販 売提携	契約締結日より2022年9 月11日まで	契約一時金他
	AbbVie Deutschland (ドイツ)	1999年 6月16日	ヒト型抗ヒトTNF モノク ローナル抗体「ヒュミ ラ」(一般名:アダリムマ ブ)の日本、台湾および韓 国における開発および販 売	契約締結日より販売承 認後15年が経過する日 まで	契約一時金他
	Eurand (イタリア)	2003年 5月2日	「ニトロールR」(一般名: 硝酸イソソルビド)の輸入 およびその製剤の製造・ 販売	契約締結日より10年間 以後2年ごとの更新	
	Novartis (スイス)	2004年 2月6日	抗てんかん剤「イノペロ ン」(一般名:ルフィナミ ド)の全世界における開発 および製造・販売に関す るライセンス	契約締結日より国ごと に特許満了日または販 売開始後10年が経過す る日のいずれか遅い日 まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	Sunovion (米国)	2007年 7月26日	不眠症治療剤「ルネスタ」 (一般名:エスゾピク ロン)の日本における独占 的な開発および販売に関 するライセンス	契約締結日より販売承 認後15年が経過する日 または薬価収載後15年 が経過する日のいずれ か遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	BioArctic AB (スウェーデン)	2007年 12月3日	抗A プロトフィブリル抗 体「BAN2401」の全世界に おけるアルツハイマー病 を対象とした研究・開 発、製造・販売に関する 独占的ライセンス	契約締結日より国ごと に販売開始後15年が経 過する日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	シンバイオ製薬 (株)	2008年 8月18日	抗がん剤「トレアキシ ン」(一般名:ベンダムス チン)の日本における共同 開発および販売に係る独 占的ライセンス	契約締結日より販売開 始後10年が経過する日 まで	契約一時金他
当社、 EAファーマ (株)	(株)ミノファージ ン製薬	2016年 2月29日	肝臓疾患用剤・アレル ギー用薬「強力ネオミノ ファーゲンシー」(グリチ ルリチン酸、配合剤)およ び「グリチロン錠」(グリ チルリチン酸、配合錠)の 日本およびユーロアジア 地域の未発売国における 独占的な開発・販売権な らびに中国を含むユーロ アジア地域の既販売国に おける独占的な販売権の 優先交渉権取得のライセ ンス	契約締結日より2023年3 月31日まで	契約一時金他

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
Eisai Inc. (米国)	FORMA Therapeutics (米国)	2010年 11月15日	FORMA Therapeutics社の 化合物ライブラリーおよ びスクリーニング・プ ラットフォームに関する 研究提携と、その成果化 合物に関するライセンス	契約締結日より提携終 了日またはロイヤル ティ支払が終了する日 のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ

(注1) 2018年6月、当社の連結子会社であるEisai Inc.(米国)は、同月末日をもってHelsinn Healthcare, S.A.(スイス)との制吐剤「Aloxi」(一般名:パロノセトロン)の米国におけるライセンス契約を終結しました。

(2) 技術導出等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	Pfizer Inc. (米国)	1994年 10月5日	アルツハイマー型認知症 治療剤「E2020」(製品名 「アリセプト」、一般名: ドネペジル)の包括的提携	契約締結日より2022年7 月17日まで ただし、日本において は2012年12月31日に終 了	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ

(3) 販売契約等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
当社	杏林製薬(株)	2003年 7月30日	片頭痛治療剤「マクスルト」(一般名: リザトリプタン)の日本における販売	契約締結日より2022年1月31 日まで
	Pfizer Inc. (米国)	2009年 9月24日	疼痛治療剤「リリカ」(一般名:プレガ パリン)の日本における共同販促	契約締結日より2022年7月17 日まで
Eisai Europe Ltd. (英国)	Bial-Portela & Ca, S.A. (ポルトガル)	2009年 2月19日	抗てんかん剤「Zebinix」(一般名:エシ リカルバゼピン)の欧州における販売ラ イセンスおよび共同販促	契約締結日より12年間

(4) 合併関係

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
当社	Bracco Industria Chimica S.p.A. (イタリア)	1990年 11月30日	「イオメロン」(一般名:イオメプロール)他造影剤の日本における製造・販売 に関する合併事業	契約締結日より2024年12月 31日まで

(5) 戦略的提携等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	Quintiles (米国)	2009年 10月29日	6種の抗がん剤候補化合物 の開発に関する戦略的提 携	契約締結日よりすべて の予定された臨床試験 が完了または終了する 日まで	開発費の一部 負担 臨床試験結果 に応じた報酬
	世界保健機関 (WHO) (スイス)	2012年 1月30日	リンパ系フィラリア症制 圧プログラムへの支援の ため、DEC(一般名:ジエチ ルカルバマジン)22億錠の WHOへの無償提供	2013年またはWHOによる DECの事前審査が終了し た日のいずれか遅い日 から7年間	

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	Biogen Inc. (米国)	2014年 3月4日	1. 当社が開発している BACE阻害剤「E2609」(一 般名: elenbecestat)、 抗A プロトフィブリル 抗体「BAN2401」に関す る共同開発・共同販促お よびBiogen社が開発して いる抗A 抗体 「B11B037」(一般名: aducanumab)の共同開 発・共同販促 2. Biogen社が開発してい る抗tau抗体の共同開 発・共同販促に関するオ プション権の取得	対象化合物ごとおよび 国ごとに以下1)か2)の いずれか遅い日まで 1) 発売開始後12年 2) 特許満了日か後発品 発売開始日の早い方	契約一時金他
	米メルク社	2018年 3月7日	抗がん剤「レンビマ」の 単剤療法および抗PD-1抗 体「キイトルーダ」との 併用療法についての複数 のがん種に対する共同開 発・共同販促	契約締結日より2036年3 月31日まで	契約一時金他
	日医工(株)	2018年 3月28日	1. 領域エコシステムの構 築に向けた協業 2. 医薬品原薬事業におけ る提携 3. エルメッド エーザイ 株式の段階的譲渡	1. 契約締結日より2023 年9月30日まで 2. 契約締結日より2028 年9月30日まで 3. 2019年4月1日に完了	1. - 2. - 3. 株式譲渡 対価
Eisai Inc. (米国)	Purdue Pharma L.P. (米国)	2015年 8月28日	当社が創製したオレキシ ン受容体拮抗剤「E2006」 (一般名: レンボレキサ ント)に関する共同開発・共 同販促	(注1)参照	契約一時金他

(注1) 2019年4月、オレキシシン受容体拮抗剤「E2006」(一般名: レンボレキサント)について、Eisai Inc.がPurdue Pharma L.P.が有する共同開発・共同販促権を獲得し、同社とのグローバルな共同開発・共同販促契約を終結しました。

5【研究開発活動】

当期における研究開発費は、144,844百万円(前期比3.8%増)、売上収益比率22.5%(前期より0.7ポイント減)となりました。

なお、当社グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分していません。

[開発品の状況]

抗がん剤「レンビマ」(一般名: レンバチニブ、欧州における腎細胞がんに係る製品名: 「Kisplyx」)

- ・甲状腺がんに係る適応において、日本、米国、欧州、アジア等の55カ国以上で承認を取得しています。中国において、甲状腺がんを対象としたフェーズ 試験が進行中です。
- ・腎細胞がん(セカンドライン)を対象とした、エベロリムスとの併用療法に係る適応において、米国、欧州等の45カ国以上で承認を取得しています。
- ・肝細胞がん(ファーストライン)に係る適応において、45カ国以上で承認を取得しています。2018年3月に日本で、同年8月に米国、欧州、韓国で、同年9月に中国で承認を取得しました。
- ・腎細胞がん(ファーストライン)を対象とした、エベロリムスあるいは米メルク社の抗PD-1 抗体ペムプロリズマブとの2つの併用療法に関するフェーズ 試験が日本、米国、欧州において進行中です。
- ・ペムプロリズマブとの併用療法による進行性または転移性腎細胞がんの適応に対して、米国においてブレイクスルーセラピーの指定を受けています。
- ・子宮内膜がん(セカンドライン)を対象としたペムプロリズマブとの併用療法に関するフェーズ 試験を日本、米国、欧州等において開始し、進行中です。2018年7月、マイクロサテライト不安定性が低頻度または陰性、あるいはDNA ミスマッチ修復機能を有し、少なくとも1回の全身治療歴がある進行性または転移性の子宮内膜がんに係る適応に対して、米国においてブレイクスルーセラピーの指定を受けました。
- ・ペムプロリズマブとの併用療法について、肝細胞がん(ファーストライン)を対象としたフェーズ 試験を日本、米国、欧州、中国で、メラノーマ(セカンドライン)を対象としたフェーズ 試験を米国、欧州で、それぞれ開始し、進行中です。また、子宮内膜がん(ファーストライン)、メラノーマ(ファーストライン)、非扁平上皮非小細胞肺癌(ファーストライン)、PD-L1 陽性の非小細胞肺癌(ファーストライン)、ならびに膀胱がん(ファーストライン)を対象としたフェーズ 試験を米国、欧州等で開始しました。さらに、複数のがん腫(セカンドライン)を対象としたバスケット試験(フェーズ 試験)を米国、欧州で開始しました。
- ・胆道がんを対象としたフェーズ 試験が日本において進行中です。
- ・RET 転座を有する非小細胞肺癌を対象としたフェーズ 試験が日本、米国、欧州、アジアにおいて進行中です。

抗がん剤「ハラヴェン」(一般名: エリブリン)

- ・乳がんに係る適応において、日本、米国、欧州、アジア等の65カ国以上で承認を取得しています。中国における乳がんに係る適応について、承認申請中です。
- ・脂肪肉腫(日本では悪性軟部腫瘍)に係る適応において、日本、米国、欧州、アジア等の60カ国以上で承認を取得しています。
- ・トリプルネガティブ乳がんを対象としたペムプロリズマブとの併用療法に関するフェーズ / 試験が米国において進行中です。
- ・HER2 ネガティブ乳がんを対象とした、Halozyme Therapeutics Inc. (米国) が開発中のPEG 化遺伝子組換えヒト型ヒアルロン酸分解酵素PEGPH20 との併用療法に関するフェーズ / 試験が米国において進行中です。

抗てんかん剤「フィコンパ」(一般名: ペランパネル、英名「Fycompa」)

- ・12歳以上の部分てんかん併用療法に係る適応において、日本、米国、欧州、アジア等の55カ国以上で承認を取得しています。
- ・12歳以上の全般てんかんの強直間代発作に対する併用療法に係る適応において、日本、米国、欧州、アジア等の50カ国以上で承認を取得しています。
- ・米国において、部分てんかんの単剤療法での使用に関する承認を取得しています。
- ・2018年9月、米国において、4歳以上の小児てんかん患者様の部分発作に対する単剤および併用療法に関する承認を取得しました。
- ・2018年10月、中国において、部分てんかんの併用療法に係る適応の新薬承認申請が受理され、2019年1月に優先審査の指定を受けました。
- ・2019年1月、日本において、部分てんかんの単剤療法および小児適応(4歳以上)、並びに細粒剤に係る追加申請を行いました。
- ・2019年2月、欧州において、小児てんかんに係る適応拡大の追加申請を行いました。
- ・レノックス・ガストー症候群を対象としたフェーズ 試験が日本、米国、欧州において進行中です。

2019年2月、日本において、「ヒュミラ」について、化膿性汗腺炎に関する効能・効果の追加承認を取得しました。

2018年10月、デュアルオレキシン受容体拮抗剤「E2006」（一般名：レンボレキサント）について、不眠障害を対象とした2つ目のフェーズ試験において主要評価項目を達成し、2018年12月に米国において、2019年3月に日本において、不眠障害に係る適応でそれぞれ新薬承認申請を行いました。

2018年6月、サイト切断酵素阻害剤「E2609」（一般名：elenbecestat）のアルツハイマー病による軽度認知障害および軽度から中等度アルツハイマー病を対象としたフェーズ試験の18カ月時点トプライン解析において、安全性と良好な忍容性が確認されるとともに、アミロイドPETによる脳内アミロイド蓄積量の統計学的に有意な減少が示されました。また、臨床症状に対する有効性については、臨床症状評価スケールにおいて、臨床的に重要な変化と考える数値的な悪化抑制が観察されました。また、2019年3月、進行中のアルツハイマー病による軽度認知障害および軽度アルツハイマー病（総称して早期アルツハイマー病）を対象としたフェーズ試験（MISSION AD）について、8回目の独立安全性データモニタリング委員会において、認知機能の悪化の有無を含めた安全性データがレビューされ、本試験の継続が推奨されました。

2018年7月、抗アミロイドプロトフィブリル抗体「BAN2401」の早期アルツハイマー病を対象としたフェーズ試験の18カ月時点の最終解析において、臨床症状および脳内アミロイド蓄積量の両エンドポイントを統計学的な有意差をもって達成し、疾患修飾効果を確認しました。2019年3月、「BAN2401」の早期アルツハイマー病を対象としたフェーズ試験を開始しました。

2018年7月、肥満症治療剤「Belviq」（一般名：lorcaserin）の安全性評価を主要目的とする市販後臨床試験として実施した心血管疾患アウトカム試験において、主要心血管イベント（MACE：Major Adverse Cardiovascular Events、心血管死、心筋梗塞、脳卒中）の発生頻度がプラセボ投与群と比較して増加しないことが確認され、主要安全性評価目的を達成しました。MACEに「入院を要する不安定狭心症もしくは心不全、または冠血行再建術」を加えた主要有効性評価項目であるMACE+の発生頻度については、プラセボ投与群と比較して統計学的非劣性が確認されました。

2018年9月、中心循環系血管内塞栓促進用補綴材「ディーシービーズ」（高度管理医療機器）について、使用目的又は効果の一部削除が承認され、使用目的又は効果が「多血性腫瘍（子宮筋腫を除く）を有する患者に対する動脈塞栓療法」となりました。

2019年4月、日本でフェーズ試験が進行中である線維芽細胞増殖因子受容体（FGFR1、FGFR2、FGFR3）選択的チロシンキナーゼ阻害剤「E7090」について、FGFR2融合遺伝子を有する切除不能な胆道がんに対する治療を対象に、厚生労働省の「先駆け審査指定制度」の対象に指定されました。

神経疾患治療剤「E2730」について、てんかんを対象としたフェーズ試験を米国において開始し、進行中です。

神経疾患治療剤「E2082」について、てんかんを対象としたフェーズ試験を米国において開始し、進行中です。

抗フラクタルカイン抗体「E6011」について、クローン病を対象としたフェーズ試験を日本と欧州において開始し、進行中です。日本で実施していた関節リウマチを対象としたフェーズ試験については、試験が完了し、得られた結果を踏まえて、次の開発ステップを検討中です。また、日本でフェーズ試験段階にありました原発性胆汁性胆管炎を対象とした開発を中止しました。

2019年3月、パイオジェン社と共同開発している抗アミロイド抗体アデユカヌマブ（一般名）のアルツハイマー病による軽度認知障害および軽度アルツハイマー病を対象としたグローバルフェーズ試験（ENGAGE試験、EMERGE試験）について、独立データモニタリングコミッティにより行われた無益性解析の結果、主要評価項目が達成される可能性が低いと判断されたことに基づき、中止を決定しました。

分岐鎖アミノ酸製剤「リーバクト」について、中国でフェーズ試験段階にありました低アルブミン血症を対象とした開発を中止しました。

神経領域 主要開発品の状況 (2019年5月末現在)

対象疾患	開発状況				
	地域	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	申請 承認
「フィコパ/Fycompa」ヘランパネル/E2007 抗てんかん剤/AMPA受容体拮抗剤 自社品 経口剤					
〔概要〕 グルタミン酸受容体のサブタイプであるAMPA受容体へのグルタミン酸の結合を選択的に阻害します。部分てんかんの併用療法に対して日本、米国、欧州、アジアなど、55カ国以上で承認を取得しています。また、米国では、4歳以上のてんかん患者様の部分発作（二次性全般化発作を含む）に対する単剤療法および併用療法での承認を取得しています。全般てんかんの強直間代発作の併用療法の適応についても、日本、米国、欧州、アジアなど50カ国以上で承認を取得しています。米国、欧州では、経口懸濁液の承認を取得し、販売しています。					
てんかん小児適応（用法追加）	米国				2018年9月
	日欧				
部分てんかん併用療法	中国				
部分てんかん単剤療法（効能追加）	日本				
細粒剤（剤形追加）	日本				
レノックス・ガストー症候群（効能追加）	日米欧				
レンボレキサント/E2006 オレキシシ受容体拮抗剤 自社品 経口剤					
〔概要〕 睡眠と覚醒の調整に関与するオレキシシの受容体に拮抗することで、覚醒状態を鎮め、自然な睡眠の誘発・維持を期待しています。					
不眠障害	日米				
アルツハイマー病/認知症に伴う不規則睡眠覚醒リズム障害	日米				
elenbecostat/E2609 アルツハイマー病治療剤/βサイト切断酵素（BACE）阻害剤 自社品 経口剤					
〔概要〕 アミロイド前駆体タンパク質のβサイト切断酵素であるBACEを阻害することで、ペータアミロイドの総量を低下させ、アルツハイマー病の進行を抑制することを期待しています。					
早期アルツハイマー病（Biogen Inc.と共同開発）	日米欧中				
BAN2401 アルツハイマー病治療剤/抗Aβプロトフィブリルモノクローナル抗体 導入品（BioArctic AB） 注射剤					
〔概要〕 ペータアミロイド（Aβ）プロトフィブリルに対するIgG1抗体です。神経毒性を呈することが報告されているAβプロトフィブリルを除去することで、アルツハイマー病の進行を抑制することを期待しています。					
早期アルツハイマー病（Biogen Inc.と共同開発）	日米欧				
サフィナミド/ME2125 パーキンソン病治療剤/モノアミン酸化酵素B阻害剤 導入品（Meiji Seikaファルマ） 経口剤					
〔概要〕 選択的なモノアミン酸化酵素B（MAO-B）阻害作用により、分泌されたドパミンの分解を抑制してドパミンの脳内濃度維持を助けます。また、ナトリウムイオンチャネル阻害作用を介したグルタミン酸放出抑制作用を有することから、ドパミン作動性作用と非ドパミン作動性作用を併せ持つ、新たなパーキンソン病治療薬となることを期待しています。					
パーキンソン病	日本				
E2027 レビー小体型認知症治療剤/ホスホジエステラーゼ（PDE）9阻害剤 自社品 経口剤					
〔概要〕 選択的なホスホジエステラーゼ（PDE）9阻害作用により、細胞内のシグナル伝達に重要なサイクリックGMP（cGMP）の分解を抑制し、cGMPの脳内濃度を維持することにより、レビー小体型認知症に対する新たな治療薬となることを期待しています。					
レビー小体型認知症	日米欧				
E2730 抗てんかん剤・神経疾患治療剤/シナプス機能モジュレーター 自社品 経口剤					
〔概要〕 活性化状態にあるシナプス機能を選択的に調整する新規作用機序を持つ化合物です。希少てんかんを含むてんかんや、てんかん原性等に対する新たな神経疾患治療薬となることを期待しています。					
てんかん	米国				
E2082 抗てんかん剤・神経疾患治療剤/AMPA受容体拮抗剤 自社品 経口剤					
〔概要〕 グルタミン酸受容体のサブタイプであるAMPA受容体へのグルタミン酸の作用を阻害する次世代AMPA受容体拮抗剤です。てんかんを含む新たな神経疾患治療薬、特に、てんかん原性等に対する治療薬となることを期待しています。					
てんかん	米国				
	日本				

がん領域 主要開発品の状況 (2019年5月末現在)

対象疾患	開発状況				
	地域	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	申請 承認
「レンビマ/Kisplyx」 レンパチニブ/E7080 抗がん剤/分子標的治療薬 自社品 経口剤					
[概要] 血管内皮増殖因子受容体(VEGFR)や線維芽細胞増殖因子受容体 (FGFR) に加え、血小板由来増殖因子受容体 (PDGFR)、KIT、RETなどの腫瘍血管新生あるいは腫瘍悪性化に関与する受容体型チロシンキナーゼ (RTK) に対する選択的阻害活性を有する経口投与可能な、自社創出の新規結合型チロシンキナーゼ阻害剤です。甲状腺がんに係る適応で、日本、米国、欧州、アジアなど55カ国以上で承認を取得しています。また腎細胞がん (セカンドライン) のエベロリムスとの併用療法に係る適応で、米国、欧州など45カ国以上で承認を取得しています。なお、欧州における腎細胞がんに係る適応については、製品名Kisplyxを使用しています。さらに、肝細胞がんに係る適応で、日本、米国、欧州、中国、アジアなど45カ国以上において承認を取得しています。					
肝細胞がん・ファーストライン (効能追加) *1	米欧				2018年8月
	中国				2018年9月
	アジア(韓国)				2018年8月
甲状腺がん (効能追加) *1	中国				
腎細胞がん・ファーストライン (効能追加) (抗がん剤エベロリムスまたは抗PD-1抗体ベムプロリスマブとの併用療法) *1	日米欧				
子宮内膜がん・セカンドライン (抗PD-1抗体ベムプロリスマブとの併用療法) *1	日米欧				
肝細胞がん・ファーストライン (抗PD-1抗体ベムプロリスマブとの併用療法) *1	日米欧中				
子宮内膜がん・ファーストライン (抗PD-1抗体ベムプロリスマブとの併用療法) *1	日米欧中				
メラノーマ・ファーストライン (抗PD-1抗体ベムプロリスマブとの併用療法) *1	米欧中				
非扁平上皮非小細胞肺癌・ファーストライン (抗PD-1抗体ベムプロリスマブとの併用療法) *1	日米欧中				
PD-L1陽性の非小細胞肺癌・ファーストライン (抗PD-1抗体ベムプロリスマブとの併用療法) *1	日米欧中				
膀胱がん (シスプラチン不適格) ・ファーストライン (抗PD-1抗体ベムプロリスマブとの併用療法) *1	日米欧				
非小細胞肺癌 (RET転座) (効能追加) *1	日米欧ア				
胆道がん (効能追加) *1	日本				
固形がん (子宮内膜がん、腎細胞がん、頭頸部がん、 尿路上皮がん、非小細胞肺癌、メラノーマ) (抗PD-1抗体ベムプロリスマブとの併用療法) *1	米欧				
	日本				
メラノーマ・セカンドライン (抗PD-1抗体ベムプロリスマブとの併用療法) *1	米欧				
固形がん (トリプルネガティブ乳がん、卵巣がん、胃がん、 大腸がん、膠芽腫、胆道がん) (抗PD-1抗体ベムプロリスマブとの併用療法) *1	米欧				
肝細胞がん (抗PD-1抗体ニボルマブとの併用療法) *2	日本				

*1: 米メルク社と共同開発

*2: 小野薬品と共同開発

「ハラヴェン」 エリアリン/E7389 抗がん剤/微小管ダイナミクス阻害剤 自社品 注射剤					
[概要] クロイソカイメン由来のハリコンドリノBの合成類縁体で、微小管の伸長を阻害し細胞周期を停止させることで抗腫瘍活性を示します。日本、米国、欧州、アジアなど、65カ国以上で乳がんに係る承認を取得しています。また、日本、米国、欧州、アジアなど、60カ国以上において脂肪肉腫(日本では悪性軟部腫瘍)に係る適応追加の承認を取得しています。					
乳がん	中国				
膀胱がん (効能追加)	米欧				
トリプルネガティブ乳がん (抗PD-1抗体ベムプロリスマブとの併用療法) (米メルク社と共同開発)	米国				
HER2陰性乳がん (PEGPH20との併用療法) (Halozymeと共同開発)	米国				
リボソーム製剤 (剤形追加)	日欧				

対象疾患	開発状況				
	地域	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	申請 承認
ファルレツマブ/MORAb-003 抗がん剤/ヒト化抗葉酸受容体αモノクローナル抗体 自社品 注射剤 [概要] 葉酸受容体α (FRA) に対するヒト化IgG1抗体です。FRAが過剰発現しているがん腫に対して抗腫瘍効果を期待しています。					
プラチナ感受性卵巣がん	日米欧				
MORAb-004 抗がん剤/ヒト化抗エンドシリンモノクローナル抗体 自社品 注射剤 [概要] Tumor endothelial marker 1(TEM-1)/エンドシリンに対するヒト化IgG1抗体です。エンドシリンを発現しているがん腫に対して抗腫瘍効果を期待しています。					
メラノーマ	米欧				
amatuximab/MORAb-009 抗がん剤/キメラ型抗メソセリンモノクローナル抗体 自社品 注射剤 [概要] メソセリンに対するキメラ型IgG1抗体です。メソセリンを発現しているがん腫に対して抗腫瘍効果を期待しています。					
中皮腫	米欧				
E7777 抗がん剤/インターロイキン2受容体結合部分とジフテリア毒素の融合タンパク製剤 自社品 注射剤 [概要] インターロイキン2 (IL-2) の受容体結合部分とジフテリア毒素の融合タンパク製剤であり、細胞表面上のIL-2受容体と特異的に結合し、細胞内に移行したジフテリア毒素がタンパク質合成を阻害します。					
末梢性T細胞リンパ腫、皮膚T細胞性リンパ腫	日本				
タゼメスタット/E7438 抗がん剤/EZH2阻害剤 導入品 (Epizyme) 経口剤 [概要] ヒストンメチル基転移酵素を構成するたんぱく質の一つであるEZH2は、エピジェネティック関連酵素として、発がんプロセスにおいて重要な役割を担っていると考えられています。E7438 は、Epizyme社が独自の創薬プラットフォームから創製した、ファーストインクラスの経口投与可能な低分子化合物であり、EZH2の阻害を介した抗腫瘍効果が期待されています。エーザイは本剤の日本における開発・商業化権とアジア地域における優先交渉権を保有しています。					
B細胞性非ホジキンリンパ腫	日本				
H3B-6545 自社品 経口剤					
乳がん	米国				
E7090 自社品 経口剤					
固形がん	日本				
H3B-6527 自社品 経口剤					
肝細胞がん	米欧				
H3B-8800 自社品 経口剤					
血液がん	米欧				
E7386 共同創出品 (PRISM Pharma) 経口剤					
固形がん	欧州				
MORAb-202 自社品 注射剤					
固形がん	日本				
E7130 共同創出品 (ハーバード大学) 注射剤					
固形がん	日本				

消化器領域 主要開発品の状況 (2019年5月末現在)

対象疾患	開発状況				
	地域	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	申請 承認
モビコール配合内用剤/AJG555 慢性便秘症治療剤/ポリエチレングリコール製剤 導入品 (Norgine) 経口剤					
[概要] ポリエチレングリコール製剤により腸管内の浸透圧制御を行うことで排便を促す経口便秘薬です。					
慢性便秘症 (EAファーマと持田製薬の共同開発)	日本				2018年9月
カロテラストメチル/AJM300 潰瘍性大腸炎治療剤/α4インテグリン阻害剤 自社品 経口剤					
[概要] α4インテグリンを阻害することにより、リンパ球の接着・浸潤を防ぐ新規作用機序を有します。経口α4インテグリン阻害剤として世界ではじめての製品化をめざしています。					
潰瘍性大腸炎 (EAファーマとキッセイ薬品の共同開発)	日本				
E6007 潰瘍性大腸炎治療剤/インテグリン活性化阻害剤 自社品 経口剤					
[概要] インテグリン活性化阻害による白血球全般の接着・浸潤を抑制する新規作用機序を有する化合物です。科学技術振興機構の産学共同実用化開発事業として筑波大学と共同で開発を進めています。					
潰瘍性大腸炎 (EAファーマが開発)	日本				

その他領域 主要開発品の状況 (2019年5月末現在)

対象疾患	開発状況				
	地域	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	申請 承認
「ヒュミラ」 アタリムマブ/D2E7 ヒト型抗ヒトTNFαモノクローナル抗体 導入品 (アッヴィ合同会社) 注射剤					
[概要] ヒト型抗ヒトTNFαモノクローナル抗体であり、自己免疫疾患の炎症反応に関わる中心的なサイトカインであるTNFαを中和します。日本では関節リウマチ (関節の構造的損傷の防止を含む)、乾癬、クローン病、強直性脊椎炎、若年性特発性関節炎、膵管型ベーチェット病、潰瘍性大腸炎、非感染性ぶどう膜炎、化膿性汗腺炎の適応を取得しています。					
化膿性汗腺炎 (効能追加)	日本				2019年2月
E6011 抗フラクタルカイン抗体 自社品 注射剤					
[概要] エーザイグループのかん研究所において創製された、世界初のヒト化抗フラクタルカインモノクローナル抗体です。関節リウマチや炎症性腸疾患をはじめとする炎症性疾患の血管内皮細胞に発現し、炎症反応を惹起するフラクタルカインを中和することによる抗炎症作用を期待しています。					
関節リウマチ	日本				
クローン病 (EAファーマが開発)	日欧				
E6742 自社品 経口剤					
自己免疫疾患	米国				
E3112 自社品 注射剤					
急性肝不全、急性肝障害 (EAファーマが開発)	日本				

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、品質の向上、製造原価の低減を目的とした製造設備の増強・合理化および研究開発力の強化のための設備投資を継続的に実施しています。

当期の設備投資額は22,947百万円（前期より11,056百万円増）であり、その主なものは、日本における生産設備および米国における研究設備の拡充です。

2【主要な設備の状況】

当社および連結子会社における主要な設備は、次のとおりです。

（1）提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都文京区)	医薬品事業	事務所	3,011	12	2,017 (7)	794	274	6,108	1,083
川島工園 (岐阜県各務原市)	医薬品事業	製造設備 研究設備	7,872	2,457	980 (392)	-	2,879	14,189	254
筑波研究所 (茨城県つくば市)	医薬品事業	研究設備	10,136	9	1,205 (84)	-	5,031	16,380	364
鹿島事業所 (茨城県神栖市)	医薬品事業	製造設備 研究設備	4,475	910	3,764 (240)	-	3,868	13,017	154

（2）国内連結子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
EAファーマ(株)	福島事業所 (福島県白河市)	医薬品 事業	製造設備	2,021	1,151	238 (67)	1,248	213	4,870	259

(3) 海外連結子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
Eisai Inc.	本社 (米国ニュー ジャージー州)	医薬品 事業	事務所 研究設備	1,339	30	- (-)	786	1,067	3,222	563
Eisai Inc.(注4)	Extonサイト (米国ペンシル バニア州)	医薬品 事業	研究設備	4,817	1,330	85 (6)	-	525	6,758	114
Eisai Inc.(注5)	Andover研究所 (米国マサ チューセツ 州)	医薬品 事業	研究設備	2,794	-	468 (70)	-	-	3,261	79
衛材(中国)薬業 有限公司(注6)	蘇州工場 (中国江蘇省)	医薬品 事業	製造設備	4,166	2,368	- (-) [134]	-	359	6,893	419
衛材(遼寧)製薬 有限公司	本社・工場 (中国遼寧省)	医薬品 事業	事務所 製造設備	3,465	491	- (-) [77]	-	102	4,058	158
Eisai Europe Ltd. Eisai Ltd. Eisai Manufacturing Ltd.	European Knowledge Centre (英国ハート フォード シャー)	医薬品 事業	事務所 製造設備 研究設備	7,804	916	2,284 (59)	-	503	11,508	483
Eisai Pharmaceuticals India Pvt.Ltd.	Eisai Knowledge Centre India (インド アン ドラ・プラデ シュ州)	医薬品 事業	製造設備 研究設備	1,567	2,403	- (-) [202]	356	615	4,942	340

(注1) 上記金額には消費税等を含めていません。

(注2) 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」および「建設仮勘定」の合計額です。

(注3) 帳簿価額のうち「土地」の[]内に賃借面積(千㎡)を外書きしています。

(注4) 当期において、Eisai Inc.がMorphotek, Inc.を吸収合併したため、ExtonサイトはEisai Inc.が保有しています。

(注5) 当期において、Eisai Inc.が保有するAndover研究所の閉鎖に伴い、資産の一部を売却目的で保有する資産に振り替えており、表中には当該金額を記載しています。また、関連する情報は「3 設備の新設、除却等の計画 (2) 重要な設備の除却等」に記載しています。

(注6) 当期において、衛材(中国)薬業有限公司は、新蘇州工場(中国江蘇省)を本格稼働させ、旧蘇州工場(中国江蘇省)を閉鎖しました。

(注7) 当社グループ外から賃借している主要な設備の内容は、次のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
当社(注8)	美里工場 (埼玉県美里町)	医薬品事業	製造設備	1,226
Eisai Inc.	本社 (米国ニュージャージー州)	医薬品事業	事務所 研究設備	942
(株)カン研究所	本社 (神戸市中央区)	医薬品事業	事務所 研究設備	620

(注8) 当期において、美里工場の賃借契約を終了しました。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当期末現在における重要な設備の新設計画は、以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	摘要
				総額	既支払額				
当社	鹿島事業所 (茨城県 神栖市)	医薬品事業	製造設備	百万円 約4,600	百万円 約1,062	自己資金	2018年 10月	2020年 1月	原薬製造設備 の拡充
当社	川島工園 (岐阜県 各務原市)	医薬品事業	製造設備	百万円 約5,000	百万円 約2,032	自己資金	2019年 3月	2020年 7月	抗がん剤製造 設備の拡充

(2) 重要な設備の除却等

当期末現在における重要な設備の除却等の計画は、以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額	売却 予定年月
Eisai Inc.	Andover研究所 (米国マサ チューセツ 州)	医薬品事業	研究設備	百万円 3,261	未定

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	296,566,949	296,566,949	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

2013年5月13日開催の報酬委員会において、取締役および執行役の報酬体系の改定を決議しました。これに伴い、これまで当社が採用しておりましたストック・オプション制度を廃止し、新たな新株予約権の発行はしないこととしました。これまでに発行した新株予約権のうち権利行使期間が終了していないものの内容を、以下に記載しています。

(a)当社は、下記開催の取締役会での決議により、当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行しており、その内容は、次のとおりです。

取締役会の決議日(2009年6月19日)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 27名	同左
新株予約権の数	227個(注1、注2)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	22,700株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,320円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2011年6月20日～ 2019年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,320円 資本組入額 1,660円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(2010年6月18日)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 18名	同左
新株予約権の数	90個(注1、注2)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	9,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2,981円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2012年6月19日～ 2020年6月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(2011年6月21日)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 18名	同左
新株予約権の数	517個(注1、注2)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	51,700株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,140円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2013年6月22日～ 2021年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,140円 資本組入額 1,570円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(2012年6月21日)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 18名(*)	同左
新株予約権の数	976個(注1、注2)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	97,600株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,510円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2014年6月22日～ 2022年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,510円 資本組入額 1,755円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

(*) 付与対象者の対象勤務期間中の退任もしくは退職にともない減少しています。

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株です。

(注2) 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

(注3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。
- (注4) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
 (注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定します。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注5) 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(b)当社は、下記開催の定時株主総会での特別決議およびその後同日開催の取締役会での決議により、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行しており、その内容は、次のとおりです。

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(2009年6月19日)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 36名	同左
新株予約権の数	203個(注1、注2)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	20,300株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,320円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2011年6月20日～ 2019年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,320円 資本組入額 1,660円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(2010年6月18日)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 56名(*)	同左
新株予約権の数	280個(注1、注2)	250個(注1、注2)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	28,000株(注2)	25,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	2,981円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2012年6月19日～ 2020年6月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(2011年6月21日)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 54名(*)	同左
新株予約権の数	382個(注1、注2)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	38,200株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,140円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2013年6月22日～ 2021年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,140円 資本組入額 1,570円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(2012年6月21日)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 51名(*)	同左
新株予約権の数	789個(注1、注2)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	78,900株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,510円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2014年6月22日～ 2022年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,510円 資本組入額 1,755円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

(*) 付与対象者の対象勤務期間中の退任もしくは退職にともない減少しています。

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株です。

(注2) 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

(注3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。
- (注4) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
 (注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定します。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注5) 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2002年4月1日 ～ 2003年3月31日	112	296,566	98	44,986	98	55,223

(注1) 転換社債の株式転換による増加です。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	125	44	622	771	34	47,581	49,177	-
所有株式数 (単元)	-	1,323,818	111,048	206,077	849,556	690	471,322	2,962,511	315,849
所有株式数の 割合(%)	-	44.69	3.75	6.96	28.68	0.02	15.91	100.00	-

(注1) 自己株式10,046,253株は「個人その他」に100,462単元を、「単元未満株式の状況」に53株を含めて記載していません。

(注2) 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1単元および50株含まれています。

(注3) 「金融機関」および「単元未満株式の状況」には、信託として保有する当社株式がそれぞれ482単元および86株含まれています。

(6)【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	33,741	11.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	31,494	10.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	18,329	6.40
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	12,281	4.29
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号	7,300	2.55
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	5,437	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,697	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,536	1.58
公益財団法人内藤記念科学振興財団	東京都文京区本郷3丁目42-6	4,207	1.47
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	4,092	1.43
計	-	126,116	44.02

(注1) 株式数は千株未満を切捨てて表示しています。

(注2) 自己株式は10,046千株(3.39%)であり、議決権がないため大株主上位10位から除いています。

(注3) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)ならびに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、(信託口5)および(信託口7)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式です。

(注4) みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託されたものです。

(注5) 2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社からグループ3社の共同保有として、2018年12月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。

三井住友信託銀行株式会社の変更報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	770	0.26
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	7,131	2.40
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	8,065	2.72
計	-	15,967	5.38

2018年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村アセットマネジメント株式会社から、2018年3月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日にお

る実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。
 野村アセットマネジメント株式会社の大量保有報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	14,963	5.05

2017年8月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社からグループ11社の共同保有として、2017年8月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。
 ブラックロック・ジャパン株式会社の変更報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	5,615	1.89
ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡 ウィルミントン オレンジストリート 1209 ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー・気付	428	0.14
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州 ニューヨークイースト52ストリート 55	353	0.12
ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ニュージャージー州 プリンストン ユニバーシティ スクウェアドライブ 1	327	0.11
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	363	0.12
ブラックロック (ルクセンブルグ) エス・エー	ルクセンブルク大公国 J.F.ケネディ通り 35A	410	0.14
ブラックロック・ライフ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	380	0.13
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	1,237	0.42
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	4,200	1.42
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	4,395	1.48
ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユーケー) リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	595	0.20
計	-	18,308	6.17

2016年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、バンガード・ヘルスケア・ファンドから、2016年11月24日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。
 バンガード・ヘルスケア・ファンドの大量保有報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
バンガード・ヘルスケア・ファンド	コーポレーション・サービス・カンパニー、1013セントレ・ロード、 ニューキャッスル、デラウェア、ア メリカ合衆国	14,838	5.00

2016年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行からグループ2社の共同保有として、2016年10月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。

株式会社みずほ銀行の大量保有報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	5,437	1.83
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	13,463	4.54
計	-	18,900	6.37

2015年8月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーからグループ2社の共同保有として、2015年7月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの変更報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州ボストン、コングレス・ストリート280	25,598	8.63
ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド	英国、ロンドン、ピクトリア・ストリート80、カーディナル・プレイス	1,489	0.50
計	-	27,087	9.13

2015年7月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループからグループ4社の共同保有として、2015年7月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの変更報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,480	0.84
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	10,142	3.42
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	3,001	1.01
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	490	0.17
計	-	16,113	5.43

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,046,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 286,204,900	2,862,049	-
単元未満株式	普通株式 315,849	-	-
発行済株式総数	296,566,949	-	-
総株主の議決権	-	2,862,049	-

(注1) 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ100株(議決権の数1個)および50株含まれています。

(注2) 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、信託として保有する当社株式がそれぞれ48,200株(議決権の数482個)および86株含まれています。

(注3) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式53株が含まれています。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	10,046,200	-	10,046,200	3.39
計	-	10,046,200	-	10,046,200	3.39

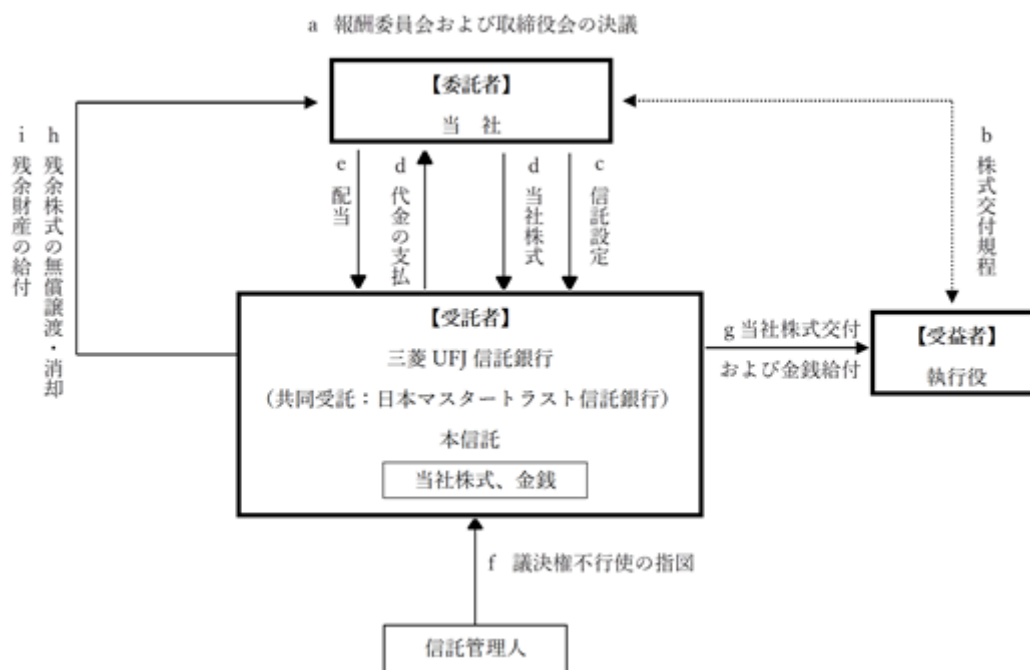
(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2013年5月13日開催の報酬委員会において、執行役の中長期的な企業価値向上へのモチベーションに資するため、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下、「本信託」という)と称される仕組みを採用した業績連動型の株式報酬制度(以下、「本制度」という)の導入を決議しました。本信託は、3年ごとに継続の可否および契約内容について見直しを行っており、直近では2019年5月13日開催の報酬委員会において、本制度の継続を決議し、本信託の信託期間を2022年7月末日まで延長しています。

本制度は、毎年の業績目標の達成度に応じた株式が執行役に交付される中長期インセンティブ・プランであり、当社の執行役が中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっています。

業績連動型株式報酬制度の概要

本制度は、各事業年度における全社業績目標の達成度に応じて、信託期間中の毎年7月に、執行役の報酬として、当社株式を交付(交付対象となる当社株式の半数については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭を給付)する制度です。



- a 当社は指名委員会等設置会社であるため、報酬委員会において本制度の継続を決議し、その後、取締役会において本制度に係る自己株式の処分について決議を行っています。
- b 当社は本制度の継続にあたり、執行役報酬に係る株式交付規程を制定しています。
- c 当社はaの報酬委員会および取締役会の決議に基づき受益者要件を満たす執行役を受益者とする信託(本信託)の信託期間を延長し、金銭を追加信託します。
- d 本信託は、信託管理人の指図に従い、cで追加信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として、当社から当社株式の割当てを受けます(自己株式処分)。本信託が取得する株式数は、aの報酬委員会の決議に基づき、取締役会の決議で定めています。
- e 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。なお、本信託が受領する配当は、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。
- f 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- g 信託期間中の毎年7月に、受益者要件を満たす執行役は、毎事業年度における全社業績目標の達成度に応じて、一定割合の当社株式および一定割合の当社株式を換価して得られる換価処分金相当額の金銭を受領します。
- h 信託期間中の全社業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の延長および追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- i 本信託の終了時に受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

本信託の契約内容は、次のとおりです。

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	当社の執行役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	執行役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託の期間	2013年5月29日～2022年7月31日
議決権行使	議決権行使はしないものとします
取得株式の種類	当社普通株式
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします

執行役に取得させる予定の株式の総数

102,286株

上記の株数は、本制度の継続に伴う第三者割当による自己株式処分により、2019年5月31日付にて本信託が追加取得した株数(54,000株)に、既存の本信託から承継した残余株式を合算した株数となります。また、執行役に取得させる予定の株式の総数は、本制度の継続を決議した時点での株価水準および執行役の構成を参考に、全社業績目標の達成度が最大で推移した場合に執行役に交付が必要となる水準にて設定しています。

業績連動型株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

執行役のうち受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	16,108	144,300
当期間における取得自己株式(注1)	5,161	33,049

(注1) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式を含めていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間(注1)	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他				
(新株予約権の権利行使)	198,200	679,367	3,000	10,304
(業績連動型株式報酬制度の継続に伴う第三者割当)	-	-	54,000	185,542
(単元未満株式の売渡し請求による売渡し)	154	528	148	509
保有自己株式数	10,046,253	-	9,994,266	-

(注1) 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、売渡しおよび新株予約権の権利行使による株式を含めていません。

3【配当政策】

当社は、剰余金の配当等に関しては会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会決議とすることを定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回実施することとしています。当社は、健全なバランスシートのもと、連結業績、DOE、およびフリー・キャッシュ・フローを総合的に勘案し、シグナリング効果も考慮して、株主の皆様へ継続的・安定的な配当を実施します。DOEは、連結純資産に対する配当の比率を示すことから、バランスシートマネジメント、ひいては資本政策を反映する指標の一つとして位置づけています。なお、健全なバランスシートの尺度として、親会社所有者帰属持分比率、負債比率(Net DER)を指標に採用しています。また、内部留保については、企業価値向上のための成長投資等に充当していきます。

当事業年度の期末配当金は、1株当たり80円としました。1株当たり中間配当金70円と合わせ、年間配当金は1株当たり150円(前事業年度と同額)、DOEは7.0%となりました。翌事業年度については、1株当たり年間配当金150円(当事業年度と同額)とし、中間配当金70円、期末配当金80円を見込んでいます。

当事業年度に係る剰余金の配当は、次のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2018年11月1日 取締役会決議	20,050	70
2019年5月13日 取締役会決議	22,922	80

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。当社は、株主の皆様のご権利を尊重し、経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方および行動指針を「コーポレートガバナンスガイドライン」に定め、その実践により、コーポレートガバナンスの充実を実現していきます。

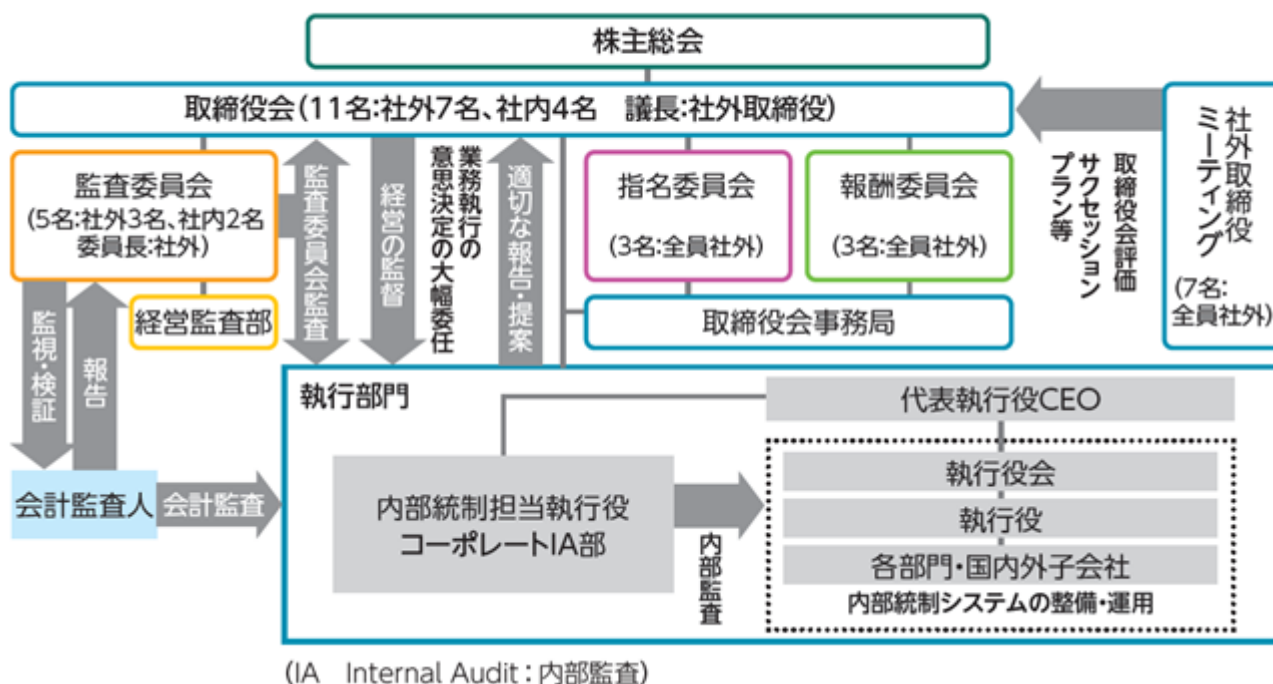
1 株主の皆様との関係

- ・株主の皆様のご権利を尊重する。
- ・株主の皆様のご平等性を確保する。
- ・株主の皆様を含む当社のステークホルダーズとの良好・円滑な関係を構築する。
- ・会社情報を適時・適切に開示し、透明性を確保する。

2 コーポレートガバナンスの体制

- ・当社は指名委員会等設置会社とする。
- ・取締役会は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定を執行役に大幅に委任し、経営の監督機能を発揮する。
- ・取締役会の過半数は、独立性・中立性のある社外取締役とする。
- ・執行役を兼任する取締役は、代表執行役CEO 1名のみとする。
- ・経営の監督機能を明確にするため、取締役会の議長と代表執行役CEOとを分離する。
- ・指名委員会および報酬委員会の委員は、全員を社外取締役とし、監査委員会の委員は、その過半数を社外取締役とする。
- ・指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員長は社外取締役とする。
- ・社外取締役の役割を有効に機能させるため、社外取締役ミーティングを設置する。
- ・財務報告の信頼性確保をはじめとした内部統制の体制およびその運用を充実する。

当社のコーポレートガバナンス体制



企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

(a) 当社コーポレートガバナンスの特長

イ) 経営の監督と業務執行の明確な分離

当社のコーポレートガバナンスの機軸は、指名委員会等設置会社であることを最大限に活用した経営の監督機能と業務執行機能の明確な分離にあります。

過半数が社外取締役で構成される取締役会は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定権限を執行役に大幅に委任することで、経営の活力を増大させるとともに、経営の監督に専念しています。取締役会は、会社法にもとづき、「業務の適正を確保するための体制」に関する規則を決議し、執行役が整備・運用すべき内部統制を具体的に定めています。執行役は、本規則に定められた事項のみならず、自らが担当する職務範囲において内部統制を整備・運用することにより自律性を確保し、業務執行の機動性と柔軟性を高めています。

取締役会は、このような体制のもと、執行役の業務執行状況を確認するとともに、業務執行や意思決定のプロセスなど内部統制の状況について株主の皆様や社会の視点でその妥当性を点検しています。

さらに、経営の監督と業務執行を明確に分離するために、取締役会の議長を社外取締役とし、執行役を兼任する取締役は代表執行役CEOのみとしています。

ロ) 社外取締役を中心としたコーポレートガバナンス充実に向けた継続的、自律的な仕組み

当社のコーポレートガバナンスの実効性を支えるのは、取締役会の過半数を占める独立社外取締役7名の存在です。当社では下図のように、指名委員会における独立性・中立性のある社外取締役の選任システム、社外取締役である取締役議長のリーダーシップによる取締役会等の運営、サクセッションプランの検討など、幅広くコーポレートガバナンスに関する議論が行われる社外取締役ミーティング、取締役会および各委員会のPDCA (Plan-Do-Check-Action) を回すコーポレートガバナンス評価など、社外取締役を中心とした、継続的かつ自律的なコーポレートガバナンス充実の仕組みを構築し、これを運用しています。また、各取り組みの内容については、持続的にその充実をはかるよう努めています。

社外取締役を中心としたコーポレートガバナンス充実に向けた継続的、自律的な仕組み



ハ) コーポレートガバナンスに関する取り組み

イ) 社外取締役と投資家の皆様との対話

当社では、これまでも機関投資家と社外取締役の面談を国内外で実施してきました。

2018年1月～2月に実施した社外取締役による機関投資家への訪問と対話、そして2018年9月に「機関投資家と社外取締役との意見交換会」を実施し、社外取締役7名全員が出席し、約50名の機関投資家の方々との対話を行いました。当社のコーポレートガバナンスに対する取り組みについて、様々な観点から意見交換をすることができました。

また、機関投資家の方々からの要請に応じ、社外取締役複数名が参加した意見交換会を実施しています。こうした対話で得た知見は、取締役会等における議論に活かしています。今後も、企業価値向上に向けたコーポレートガバナンスへの取り組みに関する相互理解を深めるため、社外取締役による投資家の皆様との対話を継続して実施していくことを、社外取締役ミーティングで確認しています。

ロ) 社外取締役による患者様との交流、各種研修会等の実施

当社の事業活動や経営環境への理解を深め、取締役会における議論の充実、監督機能の発揮を企図し、様々な研修会や執行部門（執行役員や従業員等）との交流の場を企画・実施しています。

- ・患者様との共同化プログラムへの参加
- ・執行役員や社員とのコミュニケーション
- ・社外取締役を対象とする研修会
- ・コンプライアンス研修

）サクセッションプランの情報共有とディスカッション

(1) 経営トップ（CEO）選定の考え方

当社は、経営トップ（CEO）の選定を、取締役会の最も重要な意思決定事項のひとつと位置付けています。CEOは、自ら強いリーダーシップを発揮して次期CEOを育成することを責務とし、社外取締役がこれを認識の上で助言等を行うなど、そのプロセスに関与することで、CEOによる後継候補者提案の客観性が高まり、取締役会として、CEO選定の公正性を合理的に確保できると考えています。

(2) CEO選定に係る手続き

CEOのサクセッションに関しては、2004年に委員会等設置会社（現 指名委員会等設置会社）に移行後も、常に最良のコーポレートガバナンス体制のもと、議論が積み重ねられていましたが、2016年度、社外取締役ミーティングにおいて、それまでの経緯を踏まえた上で、CEOの策定するサクセッションプランに関する取締役会での情報共有等のあり方や、突発的事態への備えについて議論がなされ、その手続き等をルールとして決めました。その概要は以下のとおりです。

1) サクセッションプランの情報共有

CEOにより提案されるサクセッションプランの情報共有は、社外取締役ミーティングにおいて、年2回実施する。

この社外取締役ミーティングには、CEOをはじめ社内取締役も参加し、取締役全員でサクセッションプランの情報共有を行う。

2) サクセッションプランのディスカッション

候補者を評価するための基準（クライテリア）は、経営環境等に応じて変化することが想定される。このため、CEOが候補者を提案する時点においてこれを適切に設定する。

CEOは、これにもとづいて候補者を評価し、サクセッションプランにおいてその評価結果を示す。社外取締役は、サクセッションプランに関する助言を行い、CEOは社外取締役からの助言を考慮し、適宜、サクセッションプランに反映させる。

(3) 突発的事態に対する備え

不慮の事故などにより、急遽、取締役会として新たなCEOを選定しなければならない事態も想定されます。このような突発的事態に対する備えについても、上記サクセッションプランの検討の中で確認しています。

）コーポレートガバナンス評価の実施

社外取締役ミーティングでは、毎年、取締役会の経営の監督機能の実効性を評価し、運営等の課題を抽出するとともに、取締役会および執行部門に改善の要請や提案を行っています。コーポレートガバナンス評価では、前年度のコーポレートガバナンス評価における課題認識等にもとづき、取締役会等の活動状況を点検・評価し、次年度に向けた課題抽出および改善策等を示すことでPDCA（Plan-Do-Check-Action）のサイクルを回しています。なお、2017年度より、継続的、定期的にコーポレートガバナンス評価の適正性と妥当性を確保するため、プロセスおよび結果について、外部機関によるレビューを3年に1回実施することとしています。

(1) 取締役会評価

- 1) 取締役会評価は、取締役会の担う経営の監督機能について取締役会全体としての実効性等を評価するものです。
- 2) 取締役会評価は、指名・監査・報酬委員会および社外取締役ミーティングも対象としています。
- 3) 取締役会評価は、取締役一人ひとりの自己評価をもとに検討されます。
- 4) 取締役会評価は、評価の客観性を確保する観点から、社外取締役ミーティングがその結果をとりまとめ、取締役会において決定します。

(2) コーポレートガバナンスガイドラインの自己レビュー

- 1) コーポレートガバナンスガイドラインは取締役会が定めたコーポレートガバナンスの行動指針です。
- 2) 取締役会は、取締役会等の職務執行が、本ガイドラインに沿って整備・運用されているかについて毎年レビューを行います。

(3) 内部統制関連規則*の自己レビュー

- 1) 内部統制関連規則は、監査委員会の職務の執行のために必要な事項および執行役の職務の適正を確保するために取締役会が定めた規則です。
- 2) 取締役会は、両規則に沿った体制の整備・運用がなされているかについて毎年レビューを行います。

* 会社法第416条および会社法施行規則第112条にもとづき、「監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則」および「執行役の職務の執行の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」を取締役会で決議しています。

(4) 外部機関を活用した「取締役会評価」の改善および保証の仕組み

- 1) 「取締役会評価の適正性の保証」を企図し、外部機関による取締役会評価の改善とその保証の仕組みを2017年度より導入しました。なお、外部機関による評価プロセスの調査、評価、改善提案、評価結果の点検等は3年に1回実施します。
- 2) 外部機関は、当社の過去の評価方法、評価の決定プロセス、各取締役の評価、最終評価等を分析の上、制度およびその運用について、指摘や助言を行います。
- 3) 外部機関の指摘、助言にもとづき、社外取締役ミーティングおよび取締役会は、制度および運用の改善をはかることとします。
- 4) 外部機関は、社外取締役ミーティングがとりまとめる取締役会評価について、評価プロセス、評価結果等を点検し、取締役会に報告書を提出します。
- 5) 取締役会は、社外取締役ミーティングがとりまとめた評価と外部機関による報告書にもとづき、当該年度のコーポレートガバナンス評価を決定します。

(b) 当社の各機関について

当社は、指名委員会等設置会社として法定機関である取締役会、指名・監査・報酬の各委員会および取締役会で選任された執行役を設置しています。

当社の取締役会議長および指名・監査・報酬の3委員会の委員長は社外取締役が務めており、透明度の高い経営を確保する仕組みを構築しています。当社の各機関の人員構成および主な任務は、次のとおりです。

イ) 取締役会(11名(うち女性1名):社外取締役7名、社内取締役4名、議長:社外取締役、任期1年)

- ・経営の基本方針、執行役の選任、剰余金の配当等の決定など、法令、定款および取締役会規則で定められた重要事項の決定を行う。
- ・執行役からの報告、ならびに指名委員会、監査委員会、および報酬委員会からの報告にもとづき、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

ロ) 指名委員会(3名:社外取締役3名、委員長:社外取締役、任期1年)

- ・取締役の選任および解任に関する株主総会議案の内容を決定する。
- ・独立性のある社外取締役を選任するために、「社外取締役の独立性・中立性の要件」を定める。
- ・指名委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則および手続き等を定める。

ハ) 報酬委員会(3名:社外取締役3名、委員長:社外取締役、任期1年)

- ・取締役および執行役の報酬等の基本方針および個人別の報酬等を決定する。
- ・取締役および執行役の報酬等の客観性を確保するため、社外の調査データ等を積極的に活用するとともに、報酬等の決定プロセスの妥当性についても審議し、これを決定する。
- ・報酬委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則および手続き等を定める。

二) 監査委員会(5名:社外取締役3名(うち女性1名)、社内取締役2名、委員長:社外取締役、任期1年)

- ・取締役および執行役の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、会計監査その他法令により定められた事項を実施する。
- ・取締役および執行役の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、執行役、使用人および会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人および内部監査部門に係る監査活動を通じ、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。
- ・監査委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則、手続き等を定め、毎年見直しを行う。
- ・監査委員会の決議および監査委員の指示にもとづき職務を遂行する経営監査部は、監査の客観性を確保するために、業務の指揮命令および人事評価等について執行役からの独立性が保障される。

< 設置している機関と構成員の氏名および役職 >

構成員の氏名	取締役会	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
内藤 晴夫	取締役兼 代表執行役CEO			
加藤 泰彦	取締役議長 (社外)			
金井 広一	取締役		委員	
柿崎 環	取締役(社外)		委員	
角田 大憲	取締役(社外)		委員	
ブルース・アロンソン	取締役(社外)	委員		委員長
土屋 裕	取締役			
海堀 周造	取締役(社外)	委員長		委員
村田 隆一	取締役(社外)	委員		委員
内山 英世	取締役(社外)		委員長	
林 秀樹	取締役		委員	

(注1) 上記法定委員会のほかに社外取締役独立委員会、社外取締役ミーティングを設置しており、いずれも社外取締役7名のみで構成されています。また、社外取締役独立委員会の委員長は角田大憲、社外取締役ミーティングの座長は加藤泰彦が務めています。

企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況

イ) 業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況

当社は、会社法第416条および会社法施行規則第112条にもとづき、「監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則」および「執行役の職務の執行の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」を取締役会で決議しています。

「監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則」(以下、本規則)の運用状況

1) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の取締役および使用人に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき部署として経営監査部を設置しています。経営監査部員は、監査委員会の指示ならびに監査委員会が定める規則および年度ごとの監査計画に従い業務を遂行しており、服務については就業規定の定めに従っています。また、監査委員会の職務を補助すべき取締役は置いていません。

2) 経営監査部の当社執行役からの独立性に関する事項および経営監査部に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

経営監査部長および部員は、本規則の定めに従い、監査委員会の指揮命令にもとづき業務を実施しています。また、経営監査部長および部員の評価は、監査委員会がすべて実施し、経営監査部員の任命、異動についても、監査委員会の同意を得て実施しています。

3) ENW*企業の役員および使用人が監査委員会に報告するための体制

監査委員会は、すべての執行役から本規則で定めた項目について、毎月1回、報告を受領しています。重要事項に関しては、随時に報告を受けています。また、監査委員会監査計画に重要な社内会議を定め、その議論や決議の状況について監視しています。

チーフコンプライアンスオフィサーやコンプライアンス・カウンターが入手したコンプライアンスに関する事項のうち、重大なものについては直ちに監査委員会に報告する体制を構築しています。さらに、監査委員会は、ENW企業の監査役との情報共有によりENWの内部統制についての情報を入手しています。

* ENW (Eisai Network Companies) とは、当社および子会社と関連会社で構成されている企業グループのことです。

4) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス・ハンドブックではコンプライアンス上の懸念を報告することをENW企業の役員および従業員に求めるとともに、当該報告者への報復行為を禁止しています。コンプライアンス・カウンターでは、報告者の保護を含む運用規則を整備・運用しています。また、就業規定においても、報告者への報復行為等を固く禁じています。監査委員会は、月次にコンプライアンス・カウンターの運用状況について不利な取り扱いの有無を含めて確認しています。

- ） 監査委員の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員会の職務執行のためのすべての費用は、執行部門から制限を受けることなく処理されています。
- ） その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員会は、会計監査人および内部監査部門からそれぞれの監査計画および監査結果を入手し、監査委員会の監査が実効的に行われるようにしています。また、その監査活動の中で、会計監査人および内部監査部門等と必要な情報を共有しています。

「執行役の職務の執行の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」の運用状況

- ） 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
情報の保存と管理を担当する執行役を任命し、当該執行役が執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する規則として、「ENW秘密情報セキュリティポリシー」をはじめとする規則を整備し、研修会を継続的に実施し、秘密情報の取り扱いの徹底をはかっており、これらの状況が取締役会および監査委員会に報告されています。
- ） ENWの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
内部統制担当執行役は、ENWの損失の危険を管理し、自ら評価するための仕組みとしてCSA（Control Self-Assessment：統制自己評価）を導入し、執行役から各組織レベルに至るリスクマネジメント、内部統制の整備・評価を支援しています。このCSAを活用するなどして、各執行役は、担当職務（国内外）における重要な損失の危険（重要リスク）および子会社（国内外）における重要リスクを認識し、適切な管理体制を整備・運用しています。
特に会社に重大な損失を及ぼしうる複数の部門に関係する損失の危険に関しては、チーフフィナンシャルオフィサー（財務）、ゼネラルカウンセル（法務）、総務・環境安全担当執行役（環境、災害）が責任を担っており、連結決算業務に関する規則、インサイダー取引を防止するための規則、事業継続計画等、必要な規則を作成し、社内ウェブへの掲載や研修等を通じて社内への徹底をはかり、対策を講じるとともにこれらを運用しています。
また、ENWの損失の危険およびその対応の状況は、内部統制担当執行役が設置するリスクマネジメント委員会で一元管理し、内部統制の整備を推進しています。
- ） ENWの職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役会は業務執行の意思決定を大幅に執行役に委任するとともに、執行役の職務分掌と相互の関係を適切に協議しています。チーフタレントオフィサーは、ENWにおける重要事項の意思決定手続きを定め、徹底しています。本手続きでは、ENWとして重要な事項に関する起案者、協議先、実施責任者、結果責任者等を定め、効率的な意思決定が行われる体制を整備しており、毎年見直しが行われています。また、各執行役は、自らの担当職務における意思決定手続きを定めて、担当職務の効率的運用に努めています。執行役による重要な意思決定の状況については、取締役会に適宜報告されています。
- ） 当社を除くENW企業の取締役ならびにENW企業の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
チーフコンプライアンスオフィサー兼内部統制担当執行役が、コンプライアンスおよび内部統制の構築を推進するとともに、内部監査を統轄しています。
コンプライアンスについては、コンプライアンス・プログラムを整備し、実践しています。
内部統制については、内部統制担当執行役が定める内部統制ポリシーにもとづき、すべての執行役が、自らの責任範囲において内部統制を構築・整備、運用しています。
コンプライアンス・リスク管理推進部では、各執行役が構築・整備、運用する内部統制を支援することを目的とし、日常的な業務リスクの低減に取り組む仕組みとして、全執行役を対象にしたインタビューによる全社的な重要リスクの把握、ENWの全組織長を対象にしたCSAを実施しています。CSAでは、日本、米州、欧州、中国、アジアの各地域に推進組織もしくは推進担当者を設置し、リスク管理の支援を通じてグローバルに内部統制の推進を行っています。
内部監査は、コーポレートIA部および各地域の内部監査部門が、被監査組織とは、独立的、客観的な立場で実施しています。なお、すべての内部監査の結果を取締役会、執行役会、監査委員会へ定期的に報告しています。
また、製薬企業特有の専門分野については、法令、定款に適合していることを確認する執行役を適切に任命しています。

）当社を除くENW企業の役員および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、ENW企業を統轄、管轄または管掌する執行役を職務分掌で定めています。ENW企業を担当する執行役は、各ENW企業の意思決定手続きの制定、重要な会議への出席、定期的な報告書等により、ENWから報告を受ける体制を整備しています。ENW企業の状況については、担当執行役から取締役会に適宜報告されています。

ロ) コンプライアンス・リスク管理

チーフコンプライアンスオフィサー兼内部統制担当執行役がコンプライアンス・リスク管理推進部、コーポレートIA部を指揮し、コンプライアンスとリスク管理を推進しています。

）コンプライアンスの推進

コンプライアンスを「法令と倫理の遵守」と定義して経営の根幹に据え、トップマネジメントのメッセージ発信、コンプライアンス推進体制の整備、行動規範やルールの整備、啓発活動、および相談・連絡窓口の整備等からなるコンプライアンス・プログラムを実践しています。コンプライアンス推進活動は、国内外の弁護士やコンサルタント等社外専門家で組織されたコンプライアンス委員会による客観的なレビューを定期的に受けています。

(1) コンプライアンス意識の醸成のための啓発活動

ENW企業行動憲章、行動指針をとりまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」を17カ国語で発行し、すべての執行役および従業員の理解に向けた研修を実施するとともに、それらを遵守する旨をすべての執行役および従業員が毎年宣誓しています。

また、国内ENWでは、コンプライアンス・カウンター（内部通報窓口）の連絡先等を記載した携帯用「コンプライアンス・カード」を作成し、すべての執行役および従業員で共有しています。

さらに、コンプライアンス役員研修会をはじめとする研修会の開催、e-ラーニング、ケーススタディの配信などによる啓発研修を継続して実施し、コンプライアンス意識の醸成に取り組んでいます。

2018年5～6月、コンプライアンス・カウンターの利用促進とコンプライアンスの周知徹底を目的に、コンプライアンス・ウィークと称するキャンペーン（展示ブースの設置、専用ウェブサイトの開設等）を国内の主な事業所と国内ENWで開催しました。

(2) 関連当事者間の取引

取締役、執行役および従業員などの当社関係者がその立場を濫用して当社や株主共同の利益を害することを防止するため、当社は利益相反取引、株主に対する利益供与および贈賄の禁止について、当社「ENW贈賄・汚職の防止に関するポリシー」に定めコンプライアンス研修等を通じて取締役、執行役および従業員に周知徹底しています。

当社と主要株主との取引の有無およびその内容については、当社取締役会によって適切に監督するとともに、監査委員会は定期的な監査対象事項として監査しています。また、当社取締役会は、当社や株主の利益に反する行為を行うことを防止するため、取締役および執行役による自己取引および利益相反取引については当社取締役会の承認を必要とすることを取締役会細則に規定し、開示しています。なお、この取引については、重要な事実を適切に取締役会に報告することとしています。

(3) コンプライアンス・カウンターの活用

コンプライアンス・カウンターは、ENWにおける内部通報としての相談・連絡窓口であり、日本、米国、欧州、中国、アジア等の各地域をベースとした窓口と各国から日本へ相談・連絡ができるグローバル窓口が設置されています。また、特に日本においては、社外弁護士による社外相談窓口や社外相談員が運営する社外相談窓口も設置し、コンプライアンスをさらに推進するための環境を整備しています。

(4) 監査委員会への報告

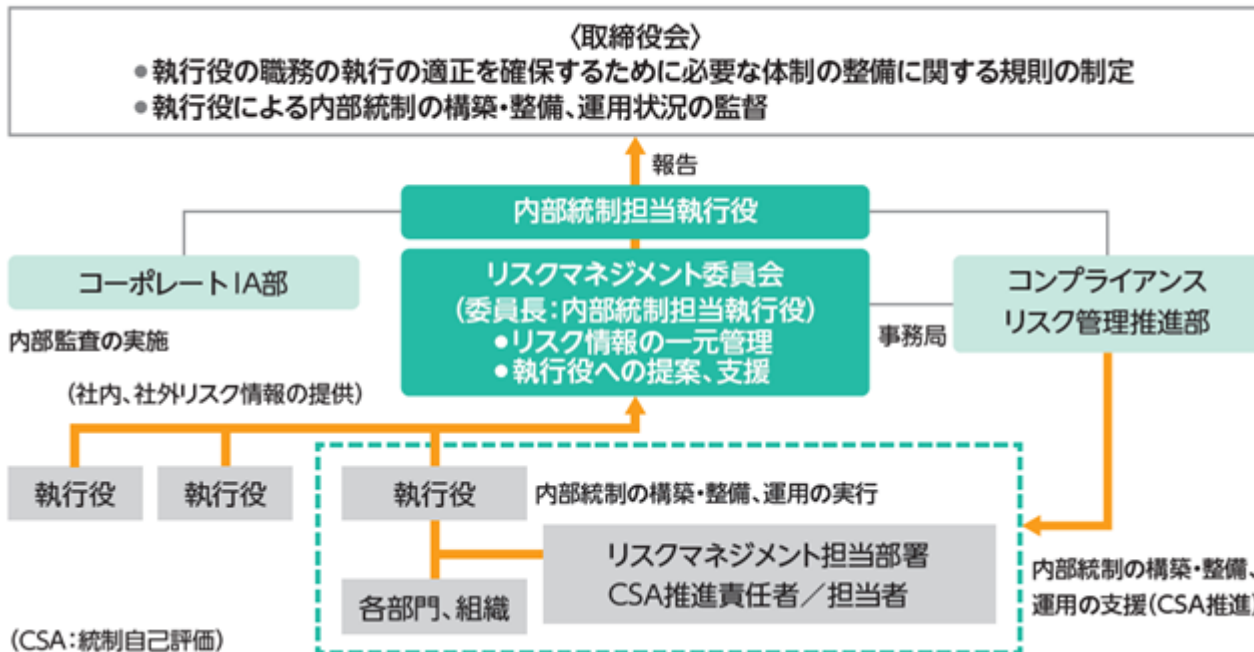
コンプライアンス・カウンターにおける相談・連絡の受付件数などの運営状況を毎月監査委員会に報告しています。

また、チーフコンプライアンスオフィサーやコンプライアンス・カウンターが入手した事項のうち、重大なものについては直ちに監査委員会に報告する体制を構築しています。

）リスク管理の推進

当社では、会社法にもとづき、取締役会が「執行役の職務の執行の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」を制定し、すべての執行役が担当職務のリスクを識別し、内部統制を構築・整備、運用することを定めています。内部統制担当執行役はグローバル共通の「ENW内部統制ポリシー」を定め、グループ全体で内部統制の構築・整備、運用を推進し、リスクを許容範囲に管理すべく取り組んでいます。

エーザイのリスク管理体制



(1) リスクの把握と迅速かつ効率的なリスク対応の推進

執行役と組織長が識別したすべてのリスクの中で、重要なリスクについてはリスクマネジメント委員会が一元管理しています。また、社外の企業不祥事等を常時監視することで自社の潜在的なリスクを早期に感知し、リスクの顕在化を防止する活動も実施しており、迅速なリスク対応を行っています。

(2) 国際基準にもとづいた内部監査活動

内部監査は、監査委員会の監査や会計監査人の会計監査とは異なる任意の監査です。当社は、内部統制担当執行役のもとに設置したコーポレートIA部が日本、米国、欧州、中国、アジア等の各地域の内部監査部門と協力しながら、グローバルな内部監査を実施しています。この内部監査では、各執行役のもとで行われる業務執行が適正かつ効率的に実施されていることを、独立的かつ客観的に評価し、その結果は執行役会ならびに監査委員会へ報告しています。なお、内部監査部門は国際基準に対応した高品質な監査を確保するため、社外有識者で構成された外部評価委員会により、IIA (The Institute of Internal Auditors: 米国に本部を置く内部監査人協会) のグローバルスタンダードに沿った評価を受けています。

）データインテグリティの推進

研究開発や生産等における重要データのインテグリティ、すなわちデータの完全性、一貫性、正確性を確保するため、データインテグリティ推進担当およびチーフオリエティオフィサーを任命するとともに、データインテグリティ推進委員会を設置しています。重要データを取り扱う社員への教育研修、データの記録・保管のシステム化、適切な内部統制体制の推進等、データガバナンスのより一層の強化をめざしています。

(b) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

「企業統治に関するその他の事項 (a) 内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況 イ) 業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況 「執行役の職務の執行の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」の運用状況)および)」に記載しています。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社は、10名の取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第427条にもとづき定めた当社定款第38条第2項にもとづく責任限定契約を締結しています。当社の取締役が職務を遂行するにあたり善意にしてかつ重大な過失なくして当社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。

(d) 取締役の定数および選解任の決議要件

以下のとおり定款で定めております。なお、取締役の資格制限および解任に関する決議要件について会社法と異なる定款の定めはありません。

項目および定款条数	内容	導入年	理由
取締役の定数 (第20条)	取締役は、15名以内とする	2001年 以後表記を改め、現在に至る	厳しい経営環境に適確かつ迅速に対応するため、コーポレートガバナンスを充実し、経営体制の改革を実施したため
取締役選任の決議要件 (第21条第2項)	取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う	1974年 以後法律改正等により表記を改め、現在に至る	取締役選任についての定足数を明確にするため
累積投票の排除 (第21条第3項)	取締役の選任決議は、累積投票によらない	1974年 2006年に表記を統一し、現在に至る	商法改正に基づき、累積投票の完全な排除をするため

(e) 取締役会で決議できる株主総会事項

以下のとおり定款に定めております。なお、取締役会決議事項を株主総会では決議できないこととした事項はありません。

項目および定款条数	内容	導入年	理由
取締役および執行役の責任免除 (第38条第1項)	本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる	2004年 以後会社法施行により表記を改め、現在に至る	現 指名委員会等設置会社への移行に伴い、取締役、執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるようにするため
剰余金の配当等 (第40条)	本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会が定める	2006年 自己株式の取得については、2004年に定款授權により、剰余金の配当についても、同年の委員会等設置会社(現 指名委員会等設置会社)への移行に伴う法律の規定により、取締役会決議とされていたものを会社法の施行に対応して、表記等を整理した	剰余金の配当等を機動的に行うため

(f) 株主総会の特別決議要件

以下のとおり定款に定めております。

項目および 定款条数	内容	導入年	理由
株主総会の 特別決議要件 (第17条第2項)	会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う	2003年 以後会社法施行により表記を改め、現在に至る	株主総会の円滑な運営を行うため(商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)が2003年4月1日に施行され、特別決議の定足数が緩和できることとされた)

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性35名 女性5名 (役員のうち女性の比率12.5%)

上記のうち、取締役は11名(男性10名、女性1名)、執行役は取締役を兼任している1名を除き29名です。

(a) 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注1)	所有株式数 (株)
取締役	内藤 晴夫	1947年12月27日生	1975年10月 当社入社 1983年 4月 研開推進部長 1983年 6月 取締役 1985年 4月 研究開発本部長 1985年 6月 常務取締役 1986年 6月 代表取締役専務 1987年 6月 代表取締役副社長 1988年 4月 代表取締役社長 2003年 6月 代表取締役社長兼CEO 2004年 6月 取締役兼代表執行役社長(CEO) 2006年 1月 財団法人内藤記念科学振興財団(現 公益財団法人内藤記念科学振興財団)理事長(現任) 2014年 6月 取締役兼代表執行役CEO(現任)	1年	639,122
取締役議長	加藤 泰彦	1947年5月19日生	1973年 4月 三井造船株式会社入社 2001年 6月 Mitsui Zosen Europe Ltd. 社長 2004年 4月 Mitsui Babcock Energy Limited CEO 2004年 6月 三井造船株式会社取締役 Mitsui Babcock Energy Limited担当(在英国) 2006年12月 同社取締役特命事項担当 2007年 6月 同社代表取締役社長 2013年 6月 同社代表取締役取締役会長 2016年 6月 当社取締役(現任) 2017年 4月 三井造船株式会社取締役相談役 2017年 6月 三井造船株式会社(現 株式会社三井E&Sホールディングス)相談役(現任) 2018年 6月 当社取締役議長(現任)	1年	690
取締役	金井 広一	1960年1月28日生	1983年 4月 当社入社 2003年 4月 経理部長 2006年 6月 理事職 2007年 4月 財務経理部長 2010年 6月 財務・経理本部 経理部長 2011年 6月 執行役員 2011年 6月 経理部長 2012年 6月 株式会社サンプラネット(非上場)非常勤監査役(2016年6月退任) 2016年 6月 取締役(現任)	1年	12,405
取締役	柿崎 環	1961年1月16日生	2002年 4月 跡見学園女子大学マネジメント学部准教授 2008年 4月 東洋大学法科大学院教授 2012年 4月 横浜国立大学国際社会科学研究院教授 2014年 4月 明治大学法学部教授(現任) 2016年 6月 当社取締役(現任) 2016年 6月 三菱食品株式会社社外取締役(現任) 2017年 6月 日本空港ビルディング株式会社社外監査役(現任)	1年	229

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注1)	所有株式数 (株)
取締役	角田 大憲	1967年1月29日生	1994年 4月 東京弁護士会登録 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)所属 2001年 1月 同事務所パートナー 2003年 3月 中村・角田法律事務所(現 中村・角田・松本法律事務所)参画、パートナー(現任) 2005年 6月 株式会社アイネス社外監査役 2008年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社(現 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社)社外監査役 2010年 4月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役 2014年 4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(非上場)社外取締役(現任) 2016年 6月 当社取締役(現任)	1年	-
取締役	ブルース・アロンソン	1952年5月14日生	1978年 6月 長島・大野・常松法律事務所外国人アソシエイト 1983年 9月 ヒル・ベッツ&ナッシュ法律事務所アソシエイト 1986年 8月 ヒューズ・ハーバード&リード法律事務所パートナー 2004年 5月 東京大学大学院法学政治学研究所附属ビジネスロー・比較法政研究センター客員助教授 2004年 7月 クレイトン大学ロースクール教授 2010年 6月 日本銀行金融研究所客員研究員 2013年 7月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 2016年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授 2017年 6月 当社取締役(現任) 2018年 3月 ロンドン大学東洋アフリカ研究学院日本研究センター客員研究員(現任) 2018年 4月 一橋大学大学院法学研究科(ビジネスロー専攻)非常勤講師 2018年 4月 武蔵野大学MIGA(武蔵野大学国際総合研究所)客員研究員(現任) 2018年 9月 ニューヨーク大学ロースクール米国アジア法律研究所客員研究員(現任)	1年	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注1)	所有株式数 (株)
取締役	土屋 裕	1952年6月29日生	1975年 4月 当社入社 2001年 4月 臨床研究センター臨研企画部長 2004年10月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド社長 2005年 6月 執行役 2006年 6月 欧州事業担当 2008年 3月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド会長 兼CEO 2009年 7月 信頼性保証・環境安全担当 2009年 7月 信頼性保証本部長 2010年 6月 常務執行役 2011年 6月 専務執行役 2011年 6月 信頼性保証・パブリックアフェアーズ担 当 2012年 6月 代表執行役専務 2012年 6月 信頼性保証・PR・GR担当 2012年10月 グローバル緊急対応担当 2012年10月 PR・GR担当 2013年 4月 医療政策担当 2013年 6月 代表執行役副社長 2014年 4月 グローバルバリュー&アクセス担当 2014年 6月 代表執行役医療政策担当 2014年12月 代表執行役医療政策担当兼中国事業担当 2015年10月 薬粧事業担当 2016年 4月 hhcデータクリエーション担当兼日本・アジ アメディカル担当 2017年 6月 取締役(現任)	1年	38,739
取締役	海堀 周造	1948年1月31日生	1973年 4月 株式会社横河電機製作所(現 横河電機株 式会社)入社 2005年 4月 同社執行役員IA事業部長 2006年 4月 同社常務執行役員IA事業部長 2006年 6月 同社取締役常務執行役員IA事業部長 2007年 4月 同社代表取締役社長 2013年 4月 同社代表取締役会長 2015年 4月 横河電機株式会社取締役会長 2015年 6月 HOYA株式会社社外取締役(現任) 2016年 6月 横河電機株式会社取締役 取締役会議長 2018年 6月 当社取締役(現任) 2018年 6月 横河電機株式会社アドバイザー(現任)	1年	84
取締役	村田 隆一	1948年4月12日生	1971年 4月 株式会社三菱銀行入行 2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社 三菱UFJ銀行) 専務取締役 2006年 5月 同行副頭取 2007年 5月 同行副頭取西日本駐在 2009年 6月 三菱UFJリース株式会社取締役副社長 同 執行役員兼務 2010年 6月 同社取締役社長(代表取締役) 2012年 6月 同社取締役会長(代表取締役) 2016年 6月 株式会社ノリタケカンパニーリミテド社 外監査役(現任) 2017年 6月 近鉄グループホールディングス株式会 社社外取締役(現任) 2017年 6月 三菱UFJリース株式会社相談役 2018年 6月 当社取締役(現任) 2018年 7月 三菱UFJリース株式会社特別顧問(現任)	1年	84

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注1)	所有株式数 (株)
取締役	内山 英世	1953年3月30日生	1975年11月 アーサーヤング会計事務所入所 1979年12月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 1980年 3月 公認会計士登録 1999年 7月 同監査法人代表社員 2002年 5月 同監査法人本部理事 2006年 6月 同監査法人専務理事 2010年 6月 同監査法人理事長、KPMGジャパンチェアマン 2011年 9月 KPMGアジア太平洋地域チェアマン 2013年10月 KPMGジャパンCEO 2015年 9月 朝日税理士法人顧問（現任） 2016年 6月 オムロン株式会社社外監査役（現任） 2017年 6月 SOMPOホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2018年 6月 当社取締役（現任）	1年	84
取締役	林 秀樹	1957年11月22日生	1981年 4月 当社入社 2004年 4月 事業開発部長 2005年 6月 執行役 2006年 6月 ビジネスデベロップメント担当 2007年 6月 常務執行役 2009年 7月 エーザイプロダクトクリエーションシステムズ チーフプロダクトクリエーションオフィサー 2010年 6月 専務執行役 2011年 6月 IR担当 2012年 6月 代表執行役副社長 2012年 6月 グローバル事業開発担当 2012年 6月 エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント株式会社代表取締役社長 2014年 6月 代表執行役CPCO兼C10 2014年 6月 チーフインフォメーションオフィサー 2014年10月 代表執行役コーポレートプランニング&ストラテジー担当兼C10 2014年10月 コーポレートプランニング&ストラテジー担当 2016年 4月 代表執行役日本事業担当兼C10 2016年 4月 日本事業担当 2016年 4月 認知症ソリューション本部担当 2017年 4月 hhcソリューション本部担当 2019年 6月 取締役（現任）	1年	28,197
計					719,634

(注1)取締役の任期は、第107期に係る定時株主総会終結の時から第108期に係る定時株主総会終結の時までです。

(b) 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注1)	所有株式数 (株)
代表執行役CEO	内藤 晴夫	1947年12月27日生	略歴は、「(a) 取締役の状況」に記載していません。	1年	639,122
代表執行役COO兼業界担当 業界担当兼中国事業担当兼 データインテグリティ推進担当	岡田 安史	1958年9月26日生	1981年 4月 当社入社 2002年 6月 経営計画部長 2005年 4月 医薬事業部事業推進部長 2005年 6月 執行役 2006年 6月 医薬事業部事業戦略部長 2007年 4月 日本事業本部計画部長 2008年 1月 アジア・大洋州・中東事業本部長 2008年 8月 エーザイ・アジア・リージョナル・サービス・プライベート・リミテッド社長 2009年 4月 アジア・大洋州・中東事業担当 2010年 6月 上席執行役員 2010年 6月 財務・経理本部財務戦略部長 2011年 6月 執行役 2011年 6月 チーフタレントオフィサー 2011年 6月 人材開発本部長 2011年 6月 国内ネットワーク企業担当 2012年 6月 常務執行役 2012年 6月 エーザイ企業年金基金理事長 2012年12月 人材開発本部タレントマネジメント部長 2013年 6月 専務執行役 2014年 6月 総務・環境安全担当 2017年 6月 代表執行役CTO兼業界担当兼中国事業担当 2017年 6月 中国事業担当(現任) 2018年 1月 データインテグリティ推進担当(現任) 2019年 6月 代表執行役COO兼業界担当(現任)	1年	16,915
専務執行役 ゼネラルカウンセル兼 知的財産担当	高橋 健太	1959年9月22日生	1983年 4月 当社入社 2001年 6月 法務部長 2007年 6月 執行役 2007年 6月 ゼネラル カウンセル(現任) 2009年 6月 知的財産担当(現任) 2011年 6月 常務執行役 2016年 4月 エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント株式会社代表取締役社長(現任) 2019年 6月 専務執行役(現任)	1年	6,208
専務執行役 チーフフィナンシャル オフィサー兼 チーフIRオフィサー	柳 良平	1962年7月6日生	2007年 4月 UBS証券会社 IRアドバイザー 2009年 9月 IRエグゼクティブディレクター 2009年 9月 当社入社 2009年 9月 IR部長 2013年 4月 執行役 2013年 4月 デピュティチーフフィナンシャルオフィサー兼チーフIRオフィサー 2015年 6月 常務執行役 2015年 6月 チーフフィナンシャルオフィサー(現任) 2015年 6月 チーフIRオフィサー(現任) 2019年 6月 専務執行役(現任)	1年	9,431

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注1)	所有株式数 (株)
常務執行役 チーフメディカルオフィサー兼 グローバルセーフティボード 委員長	エドワード ・スチュワート ・ギリー	1962年11月21日生	1990年 7月 スタンフォード大学メディカルセン ター 1997年 4月 当社入社 2001年 1月 薬事政策部長 2004年 4月 信頼性保証本部副本部長 2007年 6月 執行役 2012年10月 チーフメディカルオフィサー(現任) 2012年10月 コーポレートメディカルアフェア ズ本部長(現任) 2012年10月 グローバルセーフティボード委員長 (現任) 2013年 6月 常務執行役(現任)	1年	39,524
常務執行役 EMEAリージョンプレジデント兼 エーザイ・ヨーロッパ・ リミテッド 会長&CEO	ガリー ・ヘンドラー	1966年9月26日生	2005年 6月 サノフィ社 アソシエイト・ヴァイ ス・プレジデント, グローバル・ マーケティング 2008年 2月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド 入社 2008年 2月 同社ディレクター, コマーシャル・ ディベロップメント 2010年 6月 執行役 2010年 6月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド 社長兼CEO 2012年 4月 EMEAリージョン プレジデント(現 任) 2014年 4月 グローバルオンコロジービジネスプレ ジデント 2014年 5月 エーザイグローバルオンコロジービ ジネスユニット プレジデント 2014年 6月 常務執行役(現任) 2016年 4月 オンコロジービジネスグループ チーフコマーシャルオフィサー 2016年 4月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド 会長&CEO(現任)	1年	-
常務執行役 オンコロジービジネスグループ プレジデント	井池 輝繁	1963年12月20日生	1986年 4月 当社入社 2009年 7月 CEOオフィスプロダクトクリエ ーション本部予算管理部長 2010年 6月 プロダクトクリエーション本部ポ ートフォリオ戦略・予算管理部長 2012年 6月 コーポレートストラテジー部長 2012年 6月 執行役 2012年 6月 戦略担当 2012年12月 ジャパン/アジア クリニカルリサー チ創薬ユニット プレジデント 2013年 4月 臨床開発部長 2014年10月 エーザイプロダクトクリエーション システムズ チーフプロダクトクリ エーションオフィサー 2014年10月 エーザイ・アール・アンド・ ディー・マネジメント株式会社代表 取締役社長 2015年 6月 常務執行役(現任) 2016年 4月 オンコロジービジネスグループ プ レジデント(現任)	1年	13,431

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注1)	所有株式数 (株)
常務執行役 ニューロロジービジネス グループ プレジデント兼 アメリカス・リージョン プレジデント兼 エーザイ・インク会長&CEO	アイヴァン ・チャン (注2)	1976年10月9日生	1998年 9月 ブーズ・アレン・ハミルトン社 2005年10月 当社入社 2009年 7月 CEOオフィスプロダクトクリエ ション本部推進部長 2010年 6月 経営戦略部長 2011年 6月 執行役 2011年 6月 戦略・財務・経理担当 2012年 6月 人財開発本部副本部長兼タレントマ ネジメント部長 2012年12月 戦略・計画担当兼コーポレート事業 統括部長 2013年 4月 薬粧事業担当 2014年 4月 グローバルオンコロジービジネス デビュティプレジデント兼アジア担 当兼レンビマグローバルリード 2014年 5月 エーザイグローバルオンコロジービ ジネスユニット デビュティプレジ デント兼アジアオンコロジー担当兼 レンビマグローバルリード 2015年 5月 エーザイグローバルニューロロジー ビジネスユニット デビュティプレ ジデント兼ファイコンパグローバル リード 2016年 4月 常務執行役(現任) 2016年 4月 ニューロロジービジネスグループ プレジデント(現任) 2016年 4月 アメリカス・リージョン プレジデ ント(現任) 2016年 4月 エーザイ・インク 会長&CEO(現任)	1年	4,674
常務執行役 エーザイ・ジャパン プレジデント	藪根 英典	1970年8月10日生	1994年 4月 当社入社 2015年 2月 エーザイ・ジャパン 統合マーケ ティング部長 2015年 6月 執行役 2015年 8月 エーザイ・ジャパン 統合マーケ ティング本部長 2016年 4月 エーザイ・ジャパン アクセス&アウ トカム本部長 2017年 4月 エーザイ・ジャパン 地域連携首都 圏本部長 2017年10月 エーザイ・ジャパン 中国・アジア 連携担当 2019年 6月 常務執行役(現任) 2019年 6月 エーザイ・ジャパン プレジデント (現任)	1年	4,803
常務執行役 チーフクリニカルクオリティ オフィサー兼 チーフプロダクトクオリティ オフィサー兼 グローバル緊急対応担当	加藤 弘之	1957年9月8日生	1982年 4月 当社入社 2012年 6月 プロダクトクリエーション本部 ポートフォリオ戦略・推進部長 2016年 4月 執行役 2016年 4月 メディスン開発センター長 2017年 6月 hhcデータクリエーションセンター 担当 2017年 6月 グローバル緊急対応担当(現任) 2018年 1月 チーフクオリティオフィサー 2019年 6月 常務執行役(現任) 2019年 6月 チーフクリニカルクオリティオフィ サー(現任) 2019年 6月 チーフプロダクトクオリティオフィ サー(現任) 2019年 6月 薬事担当(現任)	1年	1,311

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注1)	所有株式数 (株)
執行役 オンコロジービジネスグループ チーフメディスン クリエイションオフィサー兼 チーフディスカバリー オフィサー	大和 隆志	1963年7月13日生	1991年 4月 当社入社 2008年 4月 創薬第二研究所長 2009年 7月 オンコロジー創薬ユニット プレジデント 2011年10月 執行役(現任) 2011年10月 エーザイプロダクトクリエーション システムズ チーフサイエンティ フィックオフィサー 2012年 6月 エーザイプロダクトクリエーション システムズ チーフイノベーション オフィサー 2016年 4月 オンコロジービジネスグループ チーフメディスンクリエイションオ フィサー(現任) 2016年 4月 オンコロジービジネスグループ チーフディスカバリーオフィサー (現任)	1年	-
執行役 ニューロロジービジネス グループ チーフクリニカル オフィサー兼 チーフメディカルオフィサー	リン ・クレイマー	1950年10月19日生	2005年 3月 PARファーマシューティカルズ社 シ ニア・ヴァイス・プレジデント、ク リニカルディベロップメント・アン ド・メディカルアフェアーズ・アン ド・チーフメディカルオフィサー 2007年 5月 エーザイ・メディカル・リサーチ・ インク(現エーザイ・インク)入社 2009年 7月 ニューロサイエンス創薬ユニット プレジデント 2012年12月 ニューロサイエンス&ジェネラルメ ディスン創薬ユニット プレジデン ト 2013年 4月 執行役(現任) 2013年 4月 エーザイプロダクトクリエーション システムズ チーフクリニカルオ フィサー 2015年 5月 エーザイグローバルニューロロジー ビジネスユニット チーフメディカ ルオフィサー 2016年 4月 ニューロロジービジネスグループ チーフクリニカルオフィサー(現任) 2016年 4月 ニューロロジービジネスグループ チーフメディカルオフィサー(現任)	1年	-
執行役 アジア・ラテンアメリカ リージョンプレジデント	佐々木 小夜子	1968年9月27日生	1991年 4月 当社入社 2011年 6月 PR部長 2013年 4月 執行役(現任) 2013年 4月 コーポレートアフェアーズ担当 2013年 4月 グローバルアクセスストラテジー室 長 2013年10月 ガバメントリレーションズ部長 2017年 6月 アジア・リージョン プレジデント 2018年 1月 アジア・ラテンアメリカリージョン プレジデント(現任)	1年	4,191
執行役 チーフコンプライアンス オフィサー兼 内部統制担当	朝谷 純一	1961年2月22日生	1985年 4月 当社入社 2012年 6月 コーポレートIA部長 2014年 6月 執行役(現任) 2014年 6月 チーフコンプライアンスオフィサー (現任) 2014年 6月 内部統制担当(現任) 2014年 6月 コンプライアンス・リスク管理推進 部長	1年	16,199

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注1)	所有株式数 (株)
執行役 エーザイ・インク社長兼COO	サジ・プロシダ	1971年7月2日生	1997年 1月 ノバルティス・コーポレーション社 マネージャー、アカウントینگ プリンシプル/バジェット 1998年 6月 エーザイ・インク入社 2012年 7月 同社ヴァイス・プレジデント、ファイ ナンス&CFO 2014年 4月 同社社長兼COO(現任) 2014年 6月 執行役(現任) 2017年 5月 アメリカス オンコロジコマー シャル担当	1年	-
執行役 ニューロロジービジネス グループチーフ ディスカバリーオフィサー	木村 禎治	1963年3月22日生	1987年 4月 当社入社 2013年 4月 ニューロサイエンス&ジェネラル メディスン創薬ユニット デビュティプレジデント兼 グローバル探索研究部長 2015年 6月 執行役(現任) 2016年 4月 ニューロロジービジネスグループ チーフディスカバリーオフィサー (現任) 2016年 4月 ニューロロジービジネスグループ メディスンクリエーションディスカ バリーニューロロジー筑波研究部長	1年	3,397
執行役 総務・環境安全担当兼 国内ネットワーク企業担当	宮島 正行	1962年6月22日生	1985年 4月 当社入社 2015年 8月 エーザイ・ジャパン 統合マーケ ティング本部 医薬品アクセス推進 部長 2016年 4月 執行役(現任) 2016年 4月 エーザイ・ジャパン プレジデント 2019年 6月 総務・環境安全担当(現任) 2019年 6月 国内ネットワーク企業担当(現任) 2019年 6月 エーザイ物流株式会社 代表取締役 社長(現任)	1年	2,923
執行役 グローバルパートナーシップ ディベロップメント特命担当	安野 達之	1968年5月18日生	1991年 4月 当社入社 2014年10月 コーポレートプランニング&ストラ テジー部長 2016年 4月 執行役(現任) 2016年 4月 コーポレートプランニング&ストラ テジー担当 2017年 5月 チーフプランニングオフィサー 2017年 5月 コーポレートプランニング部長 2018年 3月 グローバルパートナーシップディベ ロップメント特命担当(現任)	1年	5,699
執行役 衛材(中国)投資有限公司 総経理兼 衛材(中国)薬業有限公司 総経理	ヤンホイ ・フェン	1972年6月27日生	2012年11月 ヒースン・ファイザー・ファーマ シューティカル社 チーフオペレ ーションオフィサー 2012年12月 衛材(中国)薬業有限公司 入社 副総経理 営業本部長 2014年 8月 同社総経理(現任) 2016年 4月 執行役(現任) 2016年 4月 衛材(中国)投資有限公司 総経理(現 任)	1年	-
執行役 エーザイデマンドチェーン システムズプレジデント	加藤 義輝	1960年2月8日生	1988年 4月 当社入社 2017年 5月 エーザイデマンドチェーンシステム ズ デビュティプレジデント 2017年 6月 執行役(現任) 2017年 6月 エーザイデマンドチェーンシステム ズ プレジデント(現任)	1年	7,015

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注1)	所有株式数 (株)
執行役 チーフプランニングオフィサー	田中 光明	1962年5月30日生	1986年 4月 当社入社 2013年 4月 総務・環境安全部長 2017年 5月 チーフストラテジーオフィサー 2017年 6月 執行役(現任) 2018年 3月 チーフプランニングオフィサー(現任) 2018年 3月 コーポレートプランニング部長	1年	1,165
執行役 コンシューマー-hhc事業部 プレジデント兼 APIソリューション事業担当	金澤 昭兵	1965年2月11日生	1988年 4月 当社入社 2015年 4月 薬粧事業部 プレジデント 2016年 4月 コンシューマー-hhc事業部 プレジデント(現任) 2017年 5月 日本事業戦略担当 2017年 6月 執行役(現任) 2017年 6月 APIソリューション事業担当(現任)	1年	7,455
執行役 コーポレートアフェアーズ担当 兼 グローバルバリュー& アクセス担当	赤名 正臣	1967年1月20日生	1990年 4月 当社入社 2013年 7月 秘書室長 2017年 6月 執行役(現任) 2017年 6月 コーポレートアフェアーズ担当(現任) 2017年 6月 グローバルバリュー&アクセス担当(現任)	1年	703
執行役 チーフメディカルオフィサー ジャパン/アジア	小林 啓之	1974年4月12日生	2014年 4月 大塚製薬株式会社メディカルアフェアーズ部長 2016年 1月 当社入社 2016年 1月 チーフメディカルオフィサー ジャパン/アジア(現任) 2016年 4月 メディカル本部長(現任) 2017年 4月 オンコロジーメディカル部長 2017年 6月 執行役(現任) 2017年 6月 ニューロロジーメディカル部長 2019年 4月 メディカル部長(現任)	1年	466
執行役 メディスン開発センター長	中瀆 明子	1968年7月7日生	1992年 4月 当社入社 2017年11月 メディスン開発センター 日本・アジアレギュラトリー & アジアクリニカルオペレーションズ統括部長 2018年 1月 メディスン開発センター長(現任) 2018年 6月 執行役(現任) 2018年 6月 hhcデータクリエーションセンター担当	1年	64
執行役 チーフストラテジーオフィサー	長山 和正	1980年3月18日生	2002年 4月 当社入社 2017年 5月 コーポレートストラテジー部長(現任) 2018年 3月 チーフストラテジーオフィサー(現任) 2018年 6月 執行役(現任) 2019年 5月 コーポレートベンチャーインベストメント部長(現任)	1年	376
執行役 チーフタレントオフィサー	秋田 陽介	1965年2月7日生	1989年 4月 当社入社 2017年 6月 デビュティチーフタレントオフィサー 2017年 6月 人材開発本部長(現任) 2019年 6月 執行役(現任) 2019年 6月 チーフタレントオフィサー(現任) 2019年 6月 エーザイ企業年金基金理事長(現任)	1年	1,184
執行役 チーフデータオフィサー兼 筑波研究所長	塚原 克平	1965年3月16日生	1989年 4月 当社入社 2009年 7月 ネクストジェネレーションシステムズ機能ユニット プレジデント 2016年 4月 hhcデータクリエーションセンター長(現任) 2016年 4月 筑波研究所長(現任) 2019年 6月 執行役(現任) 2019年 6月 チーフデータオフィサー(現任)	1年	1,950

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (注1)	所有株式数 (株)
執行役 エーザイ・ジャパン デビュティプレジデント	村山 弘幸	1967年10月20日生	1991年 4月 当社入社 2017年 4月 エーザイ・ジャパン 地域連携近畿 北陸本部長 2018年 3月 エーザイ・ジャパン レンビマ特命 担当 部長 2019年 6月 執行役(現任) 2019年 6月 エーザイ・ジャパン デビュティ プレジデント(現任) 2019年 6月 エーザイ・ジャパン マーケティ ング推進本部長(現任)	1年	706
執行役 チーフデジタルオフィサー兼 ディメンシア トータルインクルーシブ エコシステム担当	内藤 景介 (注2)	1988年8月18日生	2013年10月 当社入社 2018年 4月 ディメンシア トータルインクルー シブエコシステム特命担当 2019年 2月 ディメンシア トータルインクルー シブエコシステム 本部長(現任) 2019年 6月 執行役(現任) 2019年 6月 チーフデジタルオフィサー(現任) 2019年 6月 ディメンシア トータルインクルー シブエコシステム担当(現任)	1年	-
計					149,790

(注1) 執行役の任期は、第107期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時から第108期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までです。

(注2) 常務執行役 アイヴァン・チャンは代表執行役CEO 内藤晴夫の長女の配偶者であり、執行役 内藤景介は内藤晴夫の長男です。

(注3) 所有株式数の合計には、代表執行役CEO 内藤晴夫の所有株式数(639,122株)は含めておりません。

社外役員の状況

当社の社外取締役は7名です。

当社は指名委員会等設置会社であり、指名委員会が取締役候補者を決定しています。指名委員会では、取締役会が高い見識と多面的な視点で経営の監督にあたることを重視し、毎年、中長期的に取締役会の構成や員数を検証し、各取締役の専門性や経験等の多様性について検討を行います。その上で、幅広くリストアップされた取締役候補者から絞り込みを行い、社外取締役候補者の場合は独立性・中立性の審査等を経て決定しています。

指名委員会が決議した社外取締役候補者については、指名委員会が定めた「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしています。

指名委員会は、社外取締役候補者について、本人に対する聞き取り調査や所属企業・団体と当社との取引関係の調査等をもとに、要件に係わる事項を個別に確認して「独立性・中立性」を判断するとともに、指名委員会が定めた社外取締役の選任基準にもとづいて候補者を決定しています。なお、社外取締役7名全員は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者の要件を満たすとともに、東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たしています。

[社外取締役の独立性・中立性の要件] (2017年8月2日改正)

1. 社外取締役は、現に当社および当社の関係会社（以下当社グループという）の役員（注1）および使用人ではなく、過去においても当社グループの役員および使用人でないこと。
2. 社外取締役は以下の要件を満たし、当社グループおよび特定の企業等からの経済的な独立性ならびに中立性を確保していること。

過去5年間に於いて、以下のいずれにも該当していないこと。

- a) 当社グループの主要な取引先（注2）となる企業等、あるいは当社グループを主要な取引先とする企業等の役員および使用人
- b) 取引額にかかわらず、当社の事業に欠くことのできない取引の相手方企業等、当社の監査法人等、またはその他当社グループと実質的な利害関係を有する企業等の役員および使用人
- c) 当社の大株主（注3）である者または企業等、あるいは当社グループが大株主である企業等の役員および使用人
- d) 当社グループから役員報酬以外に多額（注4）の金銭その他の財産を直接受け取り、専門的サービス等を提供する者（コンサルタント、弁護士、公認会計士等）
- e) 当社グループから多額（注4）の金銭その他の財産による寄付を受けている者または寄付を受けている法人・団体等の役員および使用人
- f) 当社グループとの間で、役員等が相互就任の関係にある企業等の役員および使用人

なお、5年を経過している場合であっても、前号の各項にある企業等との関係を指名委員会が評価（注5）し、独立性・中立性を確保していると判断されなければならない。

その他、独立性・中立性の観点で、社外取締役としての職務遂行に支障を来たす事由を有していないこと。

3. 社外取締役は、以下に該当する者の近親者またはそれに類する者（注6）、あるいは生計を一にする利害関係者であってはならない。

当社グループの役員および重要な使用人（注7）

第2項の各要件にもとづき、当社グループおよび特定の企業等からの独立性や中立性が確保されていないと指名委員会が判断する者

4. 社外取締役は、取締役としての職務を遂行する上で重大な利益相反を生じさせるおそれのある事由またはその判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係を有する者であってはならない。
5. 社外取締役は、本条に定める独立性・中立性の要件を、取締役就任後も継続して確保するものとする。

注1：「役員」とは、取締役、執行役、監査役、その他の役員等をいう。

注2：「主要な取引先」とは、過去5年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの業務・取引の対価の支払額または受取額が、取引先の売上高の2%以上または当社グループの売上高の2%以上である企業等、および当社グループが連結総資産の2%以上の資金を借り入れている金融機関をいう。

注3：「大株主」とは、過去5年間のいずれかの会計年度において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者または保有する企業等をいう。

注4：「多額」とは、過去5年間のいずれかの会計年度において、専門的サービスの報酬もしくは業務・取引の対価等の場合は1,000万円、寄付の場合は1,000万円または寄付を受け取る法人・団体の総収入あるいは経常収益の2%のいずれか高い方を超えることをいう。

注5：「評価」とは、社外取締役と当該企業等との関係を、以下の点について指名委員会が評価することをいう。

当該企業等の株式またはストックオプションの保有

当該企業等から受ける役員退任後の処遇または企業年金等

当社グループと当該企業等の人的交流

注6：「近親者またはそれに類する者」とは、2親等までの親族および個人的な利害関係者等、社外取締役としての職務遂行に支障を来すと合理的に認められる人間関係を有している者をいう。

注7：「重要な使用人」とは、部長格以上の使用人である者をいう。

[社外取締役の選任理由および社外取締役または他の会社等と当社との関係]

氏名	選任理由および社外取締役または他の会社等と当社との関係
加藤 泰彦	<p>同氏は船舶・海洋事業等をグローバルに展開する企業の経営者として豊富な経験を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>指名委員会は、取締役会が専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成されることを考慮するとともに、候補者の取締役および取締役議長としての実績、取締役としての資格、能力、経歴、在任年数等から、候補者が客観的に経営の監督を遂行することが可能であり、当社の取締役に相応しいと判断し、昨年に引き続き取締役候補者とし、2019年6月20日開催の株主総会で選任されました。</p> <p>同氏は三井造船株式会社（現 株式会社三井E & Sホールディングス）の役員就任の経歴を有していますが、当該企業と当社との間に取引関係はありません。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>
柿崎 環	<p>同氏は内部統制および内部監査の専門家です。過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、他の企業での社外取締役としての経験を有し、その研究分野から企業における内部統制やコーポレートガバナンス、リスクマネジメントに関する造詣が深く、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>指名委員会は、取締役会が専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成されることを考慮するとともに、候補者の取締役および監査委員としての実績、取締役としての資格、能力、経歴、在任年数等から、候補者が客観的に経営の監督を遂行することが可能であり、当社の取締役に相応しいと判断し、昨年に引き続き取締役候補者とし、2019年6月20日開催の株主総会で選任されました。</p> <p>同氏は三菱食品株式会社の社外取締役に就任しています。当該企業と当社の一般用医薬品等を扱う事業との間に取引関係がありますが、その金額は僅少（当該企業の連結売上高の0.01%未満）です。また、同氏は、日本空港ビルデング株式会社の社外監査役に就任しています。当該企業と当社との間に定常的な取引関係はありません。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>
角田 大憲	<p>同氏は法律、会社法の専門家です。過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、他の企業での社外取締役としての経験を有し、企業法務に関わる豊富な経験から経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>指名委員会は、取締役会が専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成されることを考慮するとともに、候補者の取締役、監査委員および社外取締役独立委員長としての実績、取締役としての資格、能力、経歴、在任年数等から、候補者が客観的に経営の監督を遂行することが可能であり、当社の取締役に相応しいと判断し、昨年に引き続き取締役候補者とし、2019年6月20日開催の株主総会で選任されました。</p> <p>同氏は中村・角田・松本法律事務所のパートナーです。当該事務所と当社との間に過去にコンサルタント料等の支払実績がありましたが、その金額は僅少（過去5年間では年間300万円以下）です。なお、2016年度以降において支払実績はありません。また、同氏は現在、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（非上場）の社外取締役に就任していますが、当社との間に定常的な取引関係はありません。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>

氏名	選任理由および社外取締役または他の会社等と当社との関係
ブルース・アロンソン	<p>同氏はコーポレートガバナンスの国際比較を研究領域とする法学者であり実務経験を有する弁護士です。過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、コーポレートガバナンスや企業法務に関する造詣が深く、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>指名委員会は、取締役会が専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成されることを考慮するとともに、候補者の取締役、指名委員および報酬委員長としての実績、取締役としての資格、能力、経歴、在任年数等から、候補者が客観的に経営の監督を遂行することが可能であり、当社の取締役に相応しいと判断し、昨年に引き続き取締役候補者とし、2019年6月20日開催の株主総会で選任されました。</p> <p>同氏は、当社および当社の関係会社と利害関係を有する企業や団体の兼職は行っていません。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>
海堀 周造	<p>同氏は、工業計器・プロセス制御機器に関する事業をグローバルに展開する企業の経営者として豊富な経験を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>指名委員会は、取締役会が専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成されることを考慮するとともに、候補者の取締役、指名委員長および報酬委員としての実績、取締役としての資格、能力、経歴、在任年数等から、候補者が客観的に経営の監督を遂行することが可能であり、当社の取締役に相応しいと判断し、昨年に引き続き取締役候補者とし、2019年6月20日開催の株主総会で選任されました。</p> <p>同氏は、横河電機株式会社の役員就任の経歴を有しています。当該企業の子会社である横河ソリューションサービス株式会社と当社との間に取引実績がありますが、その金額は僅少（当該企業の連結売上高の0.01%未満）です。なお、同氏はHOYA株式会社の社外取締役に就任しています。当該企業と当社との間に定常的な取引関係はありません。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>
村田 隆一	<p>同氏は、金融業およびリース業を展開する企業の経営者として豊富な経験を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>指名委員会は、取締役会が専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成されることを考慮するとともに、候補者の取締役、指名委員および報酬委員としての実績、取締役としての資格、能力、経歴、在任年数等から、候補者が客観的に経営の監督を遂行することが可能であり、当社の取締役に相応しいと判断し、昨年に引き続き取締役候補者とし、2019年6月20日開催の株主総会で選任されました。</p> <p>同氏は、三菱UFJリース株式会社の役員就任の経歴を有しています。当該企業と当社との間に取引関係はありません。また、同氏は、過去に株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の役員就任の経歴を有していますが、同行の役員を2009年6月に退任後、既に5年以上経過しており、当社の「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしています。</p> <p>同氏は、近鉄グループホールディングス株式会社の社外取締役に就任しています。当該企業の子会社である近畿日本ツーリスト株式会社と当社との間に取引実績がありますが、その金額は僅少（当該企業の連結売上高の0.02%未満）です。また、同氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテドの社外監査役に就任していますが、当該企業と当社との間に取引関係はありません。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>

氏名	選任理由および社外取締役または他の会社等と当社との関係
内山 英世	<p>同氏は、公認会計士としての専門的な見識および経験を有するとともに、監査法人のトップおよびグローバル・コンサルティングファームの経営者として豊富な経験を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>指名委員会は、取締役会が専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成されることを考慮するとともに、候補者の取締役および監査委員長としての実績、取締役としての資格、能力、経歴、在任年数等から、候補者が客観的に経営の監督を遂行することが可能であり、当社の取締役に相応しいと判断し、昨年に引き続き取締役候補者とし、2019年6月20日開催の株主総会で選任されました。</p> <p>同氏は、KPMGジャパンの役員就任の経歴を有しています。KPMGジャパンの各グループ会社と当社との間に定常的な取引関係はありません。また、同氏は現在、朝日税理士法人の顧問に就任していますが、当該法人と当社との間に取引関係はありません。</p> <p>なお、同氏は、SOMPOホールディングス株式会社の社外監査役に就任しています。当該企業の傘下の保険会社と当社との間に保険契約の取引がありますが、その金額は僅少（当該保険会社の正味収入保険料の0.01%未満）です。また、同氏は、オムロン株式会社の社外監査役に就任していますが、当該企業と当社との間に定常的な取引関係はありません。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>

社外取締役による監督または監査と内部監査、監査委員会監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

当社は指名委員会等設置会社であり、取締役の過半数を占める社外取締役は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定権限を執行役に大幅に委任し、経営の監督に専念しています。また、監査委員会の過半数を占める社外取締役は、内部統制システムを通じて、取締役および執行役などの職務執行を監査するとともに、会計監査人および内部監査部門等に関わる監査活動を行っております。

取締役会及び監査委員会と内部監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係の詳細については、「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項 (a) 内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況」および「(3) 監査の状況」に記載しています。

(3) 【監査の状況】

監査委員会の状況

監査委員会は5名で構成され、うち過半数の3名が社外取締役となっています。監査委員会の任務として、毎年監査計画を策定し、会社法で求められる監査および会計監査人の活動の監視・検証を実施するとともに、金融商品取引法で規定される財務報告に係る内部統制の整備・運用状況についての監視を行います。また、当社グループの内部監査部門等および子会社監査役へ監査計画で定める監査活動を行うとともに、会社法や証券取引所の規制等の改正の動向を注視し、活動に反映しています。

監査委員のうち、委員長の内山英世は、公認会計士としての専門的な見識および経験を有するとともに監査法人のトップおよびグローバル・コンサルティングファームの経営者として豊富な経験を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。監査委員の金井広一は、経理・会計関連、財務関連等の業務および執行役員としての任務を通じて豊富な経験と知識を有しています。

また、監査委員会をサポートする部署として、執行部門から独立した経営監査部を専任組織として設置しています。経営監査部は、監査委員会の事務局として以下の職務を担っています。

- ・ 監査委員会の議案、資料等のとりまとめ、監査委員長との事前打合せ
- ・ 監査委員への速やかな情報の提供と、議案の事前説明
- ・ 監査委員以外の取締役への監査委員会の審議事項に関する必要な情報の提供

[経営監査部の執行部門からの独立性*]

- ・ 経営監査部は、当社執行役から独立した組織とする。
- ・ 経営監査部長および部員は、当社の監査委員会および監査委員の指揮命令下で、その職務を遂行する。
- ・ 経営監査部長および部員の任命、異動および懲戒は、当社代表執行役CEOが当社監査委員会の同意を得て行う。
- ・ 経営監査部長および部員の人事評価の決定は、当社監査委員会が行う。

* 「監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則」より抜粋

(a) 監査委員会の会計監査人に係る監査活動

監査委員会は、会計監査人に対し、以下の監査活動を行いました。

- ・ 会計監査人の年次会計監査計画を事前に確認し、計画書を受領するとともに、監査報酬等への同意の可否について審議しました。
- ・ 四半期・年度末決算（連結・個別）に対する会計監査人の監査意見および提言事項を聴取・検討しました。
- ・ 会計監査人が実施する個別の会計監査のうち重要なものについての情報を受領しました。
- ・ 会計監査人が実施する内部統制監査に関する情報を受領しました。
- ・ 会社計算規則第131条に係る会計監査人の内部統制の状況を継続して確認しました。
- ・ 規制当局等による当該監査法人の審査およびモニタリングの結果等を適宜受領し評価しました。
- ・ 日本公認会計士協会の「監査基準委員会報告書260」の具体的要求事項を受け、財務諸表監査に関する会計監査人の責任、計画した監査の範囲とその実施時期、会計監査人の独立性等について報告を受領し、監査上の重要な発見事項等について意見交換を行いました。
- ・ 監査委員会および経営監査部が実施する会計監査人の様々な活動に対する監視・検証を通じ、業務執行社員および監査チームを評価しました。

(b) 監査委員会の内部監査部門等に係る監査活動

監査委員会は、内部統制担当執行役、内部監査部門等に対し、以下の監査活動を行いました。

- ・ 監査委員とコンプライアンス・リスク管理推進部およびコーポレートIA部とによる毎月の会議を通じて、内部統制推進活動および双方の監査活動全般の情報を共有しました。当該会議以外にも、内部監査に係る緊急性の高い事項がある場合には速やかに情報を共有することとしています。
- ・ 監査委員会が監査上参考にできる調査の有無を確認するため、内部監査計画(年次計画)を受領しました。
- ・ コーポレートIA部からENW内部監査担当部署の年次監査計画書および個別監査の結果を受領しました。
- ・ 金融商品取引法における財務報告に係る内部統制の状況についてコーポレートIA部から定期的に情報を受領しました。
- ・ リスク管理に関する内部統制の取り組み状況について、コンプライアンス・リスク管理推進部から定期的に報告を受領しました。

内部監査の状況

内部監査は、監査委員会の監査や会計監査人の会計監査とは異なる任意の監査です。内部監査を実施するコーポレートIA部は内部統制担当執行役のもとに設置され、14名で構成されています。内部監査では、各執行役のもとで行われる業務執行が適正かつ効率的に運用されていることを、独立的かつ客観的に評価し、その結果は執行役会ならびに監査委員会へ報告しています。

また、財務報告に係る内部統制の整備・評価に関して、会計監査人と定期的に情報共有の場を設定し、確かつ効率的な内部統制監査のための連携に努めています。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(b) 業務を執行した公認会計士

有限責任監査法人トーマツにおいて当社の会計監査業務を執行した公認会計士は次の3名です。

なお、会計監査人については、定款に責任限定契約を締結できる旨の規定を設けていませんので、当該契約は締結していません。

氏名	役職	当社の監査年数
武井 雄次	指定有限責任社員、業務執行社員	3年
杉本 健太郎	指定有限責任社員、業務執行社員	5年
吉崎 肇	指定有限責任社員、業務執行社員	1年

(c) 監査業務に係る補助者の構成

補助者の構成は公認会計士13名、その他19名です。

(d) 監査法人の選定方針と理由

監査委員会では「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を監査委員会の規程類と位置付け、毎年見直しています。2018年4月の監査委員会においては、以下のとおり決議しています。

当社監査委員会は、会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視し、検証しております。監視・検証の内容は、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬等の額、監査実施者の適格性、監査契約の内容の適正性、「会計監査人の職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号が定める事項）に関する会計監査人からの通知、および監査の実績等であります。また、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、会計監査人の職務の遂行に支障を来たすおそれが生じた場合には、会計監査人から適時に報告を受けることとしています。

監査委員会の監視・検証の結果、会計監査人が会社法第337条第3項第1号に該当することが合理的に予想される場合または第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合、監査委員会は監査委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の監査の品質、有効性および効率性等について上述の監視・検証を通じて評価し、再任または不再任の検討を毎年実施いたします。会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を決定した場合、監査委員会が選定した監査委員は、株主総会にてその議案について必要な説明をいたします。

会計監査人の解任または不再任に伴い、新たに会計監査人の選任が必要となった場合には、対象の監査法人が会社法第337条第3項各号および第340条第1項各号に該当しないことを確認の後、会社計算規則第131条各号が定める事項に関する状況、グローバル企業の監査実績および監査報酬等について、複数の監査法人を監査委員会が評価して候補を決定し、株主総会に提案いたします。

なお、2019年5月の監査委員会において、前述の「監査委員会の会計監査人に係る監査活動」に基づいて2019年3月期に係る会計監査人の活動を評価した結果、2020年3月期の会計監査人として不再任とすべき理由は認められないとの結論となりました。

(e) 監査委員会による会計監査人の評価

監査委員会では、監査法人の評価と担当する公認会計士の評価を別の視点で行っています。監査法人の評価では、組織を評価する視点から整備・運用されている様々な内部統制を確認するとともに、行政等が実施する監査法人の評価結果を入手しています。

一方、公認会計士の評価では、担当する業務執行社員について「監査委員会の会計監査人に係る監査活動」を通して独立性や専門性を監査委員会で確認しています。

監査公認会計士等に対する報酬の内容

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f) から の規定に経過措置を適用しております。

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	当期		前期	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	148	-	149	7
連結子会社	35	2	36	2
計	183	2	185	9

前期の当社における非監査業務の主な内容は、国際会計基準に関する助言・指導等であり、非監査業務の提供を受ける場合は、会計監査人の独立性に影響しないことを監査委員会が確認しております。

(b) その他重要な報酬の内容

前期および当期において、当社の海外連結子会社は、一部を除き、当社の会計監査人と同一のネットワークであるデロイト トウシュ トーマツ リミテッドに属している各国の会計事務所の監査を受けており、その監査業務に係る報酬等および非監査業務(税務コンサルティング等)に係る報酬等を支払っています。

(c) 監査報酬の決定方針

監査委員会が選定した監査委員3名が監査法人から監査計画の説明を受け、内容を確認した上で、会計監査人の監査計画（監査に必要な工数含む）を確定させています。執行部門がその監査計画にもとづき、監査委員同席のもと会計監査人と工数単価の折衝を行い、監査報酬案が算定されます。

(d) 監査委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査委員会は、監査報酬案の算定および内容の相当性に加え、過去からの監査報酬額の推移、および他社の監査報酬の状況等を総合的に検討した上で、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し同意しています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、定款に報酬委員会を設置することを定めています。取締役および執行役の報酬等については報酬委員会で決定しています。当社の報酬委員会は、委員長を含む3名全員が社外取締役であり、客観的な視点と透明性を重視しています。

報酬委員会は、当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しており、主に取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容、執行役の業績連動型報酬の決定に係る全社業績目標および各執行役の個人別業績目標の達成度にもとづき評価の決定を行っています。

(a) 報酬等の決定に関する基本方針

報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の基本方針について、報酬委員会運用規則で以下のとおり定めています。

[取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の基本方針]

グローバルに優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬内容とする。

株主および従業員に対する説明責任を果たしうる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。

経営の監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役の報酬等は、別体系とする。

取締役の報酬等は、取締役が、その職務である経営の監督機能を十分に発揮するのに相応しい報酬内容とする。

執行役の報酬等は、執行役が、その職務である業務執行に対し強く動機付けられ、大きな貢献を生み出せる報酬内容とする。

取締役と執行役を兼任する者の報酬等は、執行役の報酬等のみとする。

執行役と使用人を兼任する者の報酬等は、執行役の報酬等のみとする。

(b) 報酬体系と内容

報酬委員会では、取締役および執行役の報酬等に関する諸課題を検討するとともに、報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系を決定しています。

なお、報酬等に関する諸課題の検討および報酬等の水準の調査、検討において、報酬委員会は、外部専門機関のデータ等を積極的に取り入れ、活用しています。

イ) 取締役の報酬体系

取締役の報酬等は、定額の基本報酬のみとなっています。取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できる、取締役として相応しい内容とするため、業績連動型報酬を組み込まずに定額とし、その水準は、産業界の中上位水準を志向して設定しています。

「基本報酬」

- ・基本報酬は定額制としています。
- ・取締役会の議長、各委員会の委員長には、当該職務に対する報酬が加算されています。
- ・社内取締役には、常勤の取締役としての業務に対する報酬が加算されています。

ロ) 執行役の報酬体系

優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬内容とすること、および執行役が業務執行に対し強く動機付けられ、大きな貢献を生み出せる報酬内容とすること、これらの基本方針に則り、報酬委員会では国や地域による報酬水準や報酬等の仕組みの違いを認識して、執行役の報酬等を決定しています。

執行役の報酬等は、以下に示すとおり、基本報酬、賞与および株式報酬で構成しています。執行役の報酬等の水準は、産業界の中上位水準を志向して設定しています。

「基本報酬」

- ・基本報酬は役位別の定額制としています。

「賞与」

- ・賞与は、全社業績目標および各執行役の個人別業績目標達成度により、役位別の賞与基礎額の0～225%の範囲で支給することとしています。

「株式報酬」

- ・株式報酬は、全社業績目標達成度により、役位別の基本交付株数の0～150%の範囲で給付することとしています。

執行役の報酬等は、基本報酬、賞与および株式報酬の割合を6：3：1とし、総報酬における業績連動型報酬比率は40%となっています。

なお、海外子会社出身の執行役、および高度な専門性や資格等を有する執行役の報酬等については、報酬決定のプロセスは同様であるものの、現地の報酬の仕組みや報酬水準、職務の専門性の違いを考慮し、個別に審議を行い決定しています。特に、海外子会社出身の執行役の業績連動型報酬においては、株式報酬制度は採用せず、中長期インセンティブ制度を取り入れた設計としています。

< 執行役への株式報酬制度 >

当社の株式報酬制度は、信託を通じ、全社業績目標達成度に応じて執行役に株式報酬を毎年給付する中長期インセンティブプランです。

当社執行役が株主の皆様と同じ視点で利益意識を共有し、中長期的な視野で業績や株価を意識した業務執行を動機付ける内容としています。

執行役に給付される株式報酬は、毎年の全社業績に応じて増減します。また、中長期的には、株価が変動することにより報酬としての実質的な価値が変動します。この仕組みを継続することで、株主の皆様と同じ視点に立って企業価値を向上させようという執行役のモチベーションの向上につながるものと考えています。

なお、社内規程により、執行役は当社株式を在任中および退任後1年経過するまで売却することはできません。

< 業績連動型報酬の決定プロセス >



報酬委員会は執行役の業績評価および業績連動型報酬(賞与、株式報酬)の個人別の支給額・交付株数を審議し、決定します。執行役の賞与および株式報酬は全社業績目標および各執行役の業績目標の達成度に応じて、それぞれ上記の計算式により算出されます。

全社業績目標達成度は、連結売上収益、連結営業利益、連結当期利益(親会社帰属分)および連結ROEを評価し決定します。事業年度ごとに、各項目の達成度にもとづき報酬委員会が全社業績目標の達成度を0～150%の範囲で評価します。

この4つの評価指標を採用した理由は、年度の事業計画の達成に向けて数値目標として公表し、株主の皆様と共有している経営指標であること、また、連結ROEについては、持続的な株主価値の創造に関わる重要な指標と捉えていることです。報酬委員会では、これらの4指標が業務執行を評価する上で適切であると考えています。

個人別業績目標達成度は、各執行役の個人別業績目標の達成度にもとづき、代表執行役CEOから提案される個人別評価を報酬委員会が審査の上、承認しています。なお、個人別業績目標は、各執行役が具体的な業績目標を掲げて優先度に応じて配点ウエイトを定め、代表執行役CEOとの協議のもとに設定し、報酬委員会がその妥当性を審議の上、承認しています。

その結果、執行役の賞与は賞与基礎額を100%とすると0～225%の範囲で支給され、株式報酬は基本交付株数を100%とすると0～150%の範囲で給付されることとなります。

< 2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日)の業績連動型報酬の決定 >

2018年度の全社業績目標達成度は、2019年5月13日開催の報酬委員会において、各評価指標の達成度に基づき、107%に決定しました。2018年度の全社業績の目標、実績および達成度は下表の通りです。これに基づき、2018年度の執行役の賞与および株式報酬を、同報酬委員会において以下のとおり決定しました。

	目標	実績	達成度	全社業績目標達成度
連結売上収益	6,320億円	6,428億円	102%	107%
連結営業利益	860億円	862億円	100%	
連結当期利益 (親会社帰属分)	575億円	634億円	110%	
連結ROE	9.5%	10.4%	109%	

賞与

執行役の賞与は、総報酬の30%を基本（基本賞与）とし、これに全社業績目標達成度と個人別業績目標達成度を乗じて決定します。2018年度の全社業績目標達成度は107%であり、個人別業績目標達成度の平均値は107%でしたので、2018年度の執行役の賞与の平均支給率は基本賞与の115%となりました。

$ \begin{aligned} & \text{全社業績目標達成度} \quad \text{個人別業績目標達成度} \\ 2018\text{年度執行役賞与} &= \text{基本賞与} \times 107\% \quad \times \quad 107\%^* \\ &= \text{基本賞与} \times 115\% \end{aligned} $ <p style="text-align: center;">* 執行役の個人別業績目標達成度は0～150%の範囲で評価されます。</p>
--

株式報酬

執行役の株式報酬は、総報酬の10%を基本（基本交付株数）とし、これに全社業績目標達成度を乗じて決定します。2018年度の全社業績目標達成度は107%でしたので、2018年度の執行役の株式報酬の給付率は基本交付株式数の107%となりました。

$ \begin{aligned} & \text{全社業績目標達成度} \\ 2018\text{年度執行役株式報酬} &= \text{基本交付株式数} \times 107\% \end{aligned} $
--

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数
 取締役および執行役の2018年度における報酬等の総額は1,420百万円であり、その内訳は次のとおりです。

	基本報酬		業績連動型報酬				合計 (百万円)
	対象人員 (名)	金額 (百万円)	賞与		株式報酬		
			対象人員 (名)	金額 (百万円)	対象人員 (名)	費用計上額 (百万円)	
取締役(社内)	3	113	-	-	-	-	113
取締役(社外)	10	88	-	-	-	-	88
執行役	24	711	24	405	24	104	1,219
合計	37	912	24	405	24	104	1,420

- (注1) 取締役と執行役の兼務者の報酬等は、執行役の報酬等のみとしているため、取締役兼代表執行役CEOの報酬等は、執行役に含まれています。
- (注2) 基本報酬には、対象となる役員に対して、各役員の2018年度の在任期間に応じて支払った基本報酬の合計額を記載しています。
- (注3) 執行役の賞与は、2018年4月から2019年3月を対象期間とし、対象となる執行役に対して2019年7月に支給する予定の未払賞与の総額、および2017年4月から2018年3月を対象期間とし、対象となる執行役に対して2018年7月に支給した賞与の総額と、2017年度に開示した賞与引当額との差額の合計額を記載しています。
- (注4) 執行役の株式報酬は、2018年4月から2019年3月を対象期間とし、対象となる執行役に対して2019年7月に交付する予定の未払株式報酬の総額、および2017年4月から2018年3月を対象期間とし2018年7月に交付した株式報酬等の総額と、2017年度に開示した株式報酬引当額との差額の合計額を記載しています。なお、執行役の株式報酬は、対象となる執行役に交付した、および交付する予定の当社普通株式の総数に、信託が保有する当社株式の単価を乗じた額をもとに記載しています。
- (注5) ストックオプションに関しては、2013年6月の株式報酬体系への移行後、新たな付与を廃止しており、2015年度以降に会計処理上必要な費用計上額がなく、表中に記載していません。

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)				連結報酬等の総額(百万円)
			基本報酬	賞与	株式報酬	中期インセンティブ	
内藤 晴夫	取締役兼代表執行役CEO	提出会社	89	51	12	-	152
ガリー・ヘンドラー	常務執行役	提出会社	-	-	-	-	142
	取締役	Eisai Europe Ltd.	66	59	-	16	
リン・クレイマー	執行役	提出会社	-	-	-	-	194
	-	Eisai Inc.	73	51	-	70	
サジ・プロシダ	執行役	提出会社	-	-	-	-	183
	取締役	Eisai Inc.	66	43	-	75	
アレキサンダー・スコット	執行役	提出会社	-	-	-	-	145
	-	Eisai Inc.	51	38	-	57	
ヤンホイ・フェン	執行役	提出会社	-	-	-	-	114
	董事	衛材(中国)薬業有限公司	61	33	-	20	

(注1) ガリー・ヘンドラーは、Eisai Europe Ltd.(英国)より、リン・クレイマー、サジ・プロシダおよびアレキサンダー・スコットは、Eisai Inc.(米国)より、ヤンホイ・フェンは衛材(中国)薬業有限公司より、それぞれ報酬を受けており、その総額を記載しています。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、相互の企業連携が高まり企業価値の向上につながる長期的パートナーの株式のみを保有する方針としており、保有する株式のすべてを純投資目的以外の目的である投資株式として区分しています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有に伴う便益やリスクが資本コスト（保守的に8%と仮定）に見合っているかを、シナジー効果をベースとした正味現在価値（NPV）等の概算により精査することで、企業価値向上の効果や経済合理性を検証しており、直近では2019年4月に検証を実施しました。また、取締役会で個別銘柄ごとの検証内容を提示しております。なお、株式保有は必要最小限とし、原則として保有残高を縮減していくことを確認しています。個別銘柄の定量的な保有効果の具体的な数値については、事業上の秘密情報に該当するとの判断により非開示とします。

(b) 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	24	2,019
非上場株式以外の株式	17	43,196

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	10	一層の取引関係の強化のため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	7	889

(c) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
アルフレッサ ホールディングス(株)	4,602,724	4,602,724	・医療用医薬品販売事業等における取引関係の強化のため保有しています。 ・定量的な保有効果を検証しています。	有
	14,499	10,899		
(株)スズケン	2,081,845	2,081,845	・医療用医薬品販売事業等における取引関係の強化のため保有しています。 ・定量的な保有効果を検証しています。	有
	13,345	9,150		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)マツモトキヨシ ホールディングス	2,815,000	2,815,000	・ 一般用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。	有
	10,373	12,668		
キッセイ薬品工業(株)	474,000	474,000	・ 医療用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。	有
	1,374	1,363		
(株)バイタルケーエス ケー・ホールディン グス	642,154	642,154	・ 医療用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。	有
	701	672		
(株)三菱UFJフィナン シャルグループ	1,225,000	1,225,000	・ 財務活動の円滑化のため保有していま す。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。	有
	674	854		
(株)めぶきフィナン シャルグループ	1,639,600	1,639,600	・ 財務活動の円滑化のため保有していま す。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。	有
	464	671		
(株)ほくやく・竹山 ホールディングス	546,005	546,005	・ 医療用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。	有
	418	461		
(株)メディカルホール ディングス	117,064	113,599	・ 医療用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。 ・ 2018年度において一層の取引関係の強 化のため株式数が増加しています。	有
	308	248		
(株)キリン堂ホール ディングス	190,590	189,837	・ 一般用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。 ・ 2018年度において一層の取引関係の強 化のため株式数が増加しています。	無
	282	340		
ライオン(株)	91,046	91,046	・ 医療用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。	有
	212	195		
シンバイオ製薬(株)	833,400	833,400	・ 医療用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。	無
	165	193		
(株)ココカラファイン	30,240	30,240	・ 一般用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。	無
	133	220		
(株)東京きらぼしフィ ナンシャルグループ	56,119	56,119	・ 財務活動の円滑化のため保有していま す。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。	有
	88	142		
(株)ツルハホールディ ングス	8,000	8,000	・ 一般用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・ 定量的な保有効果を検証しています。	無
	72	121		
高砂香料(株)	19,809	19,809	・ 医療用医薬品製造事業等における取引 関係の強化のため保有していましたが、 2019年度に全株式を売却していま す。	有
	66	62		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
イワキ(株)	56,608	56,608	・医療用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・定量的な保有効果を検証しています。	有
	23	24		
芙蓉総合リース(株)	-	35,000	・医療用医薬品販売事業等における取引 関係強化のため保有していましたが、 2018年度に全株式を売却しています。	有
	-	251		
小林製薬(株)	-	29,469	・一般用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有してしまし たが、2018年度に全株式を売却していま す。	有
	-	226		
ダイト(株)	-	55,000	・医療用医薬品製造事業等における取引 関係の強化のため保有してしまし たが、2018年度に全株式を売却していま す。	無
	-	214		
丸三証券(株)	-	153,737	・財務活動の円滑化のため保有してい ましたが、2018年度に全株式を売却して います。	有
	-	155		
太陽化学(株)	-	84,700	・医療用医薬品製造事業等における取引 関係の強化のため保有してしまし たが、2018年度に全株式を売却してい ます。	有
	-	149		
(株)セブン&アイ・ ホールディングス	-	3,864	・一般用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有してしまし たが、2018年度に全株式を売却してい ます。	無
	-	18		
三菱化工機(株)	-	3,726	・医療用医薬品製造事業等における取引 関係の強化のため保有してしまし たが、2018年度に全株式を売却してい ます。	無
	-	8		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)メディカルホール ディングス	5,845,958	5,845,958	・医療用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・定量的な保有効果を検証しています。 ・議決権行使の指図権限を有してい ます。	有
	15,375	12,744		
参天製薬(株)	6,862,500	6,862,500	・医療用医薬品販売事業等における取引 関係の強化のため保有しています。 ・定量的な保有効果を検証しています。 ・議決権行使の指図権限を有してい ます。	有
	11,316	11,769		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本光電工業(株)	1,165,260	1,165,260	<ul style="list-style-type: none"> ・医療用医薬品販売事業等における取引関係の強化のため保有しています。 ・定量的な保有効果を検証しています。 ・議決権行使の指図権限を有しています。 	有
	3,834	3,450		
(株)日清製粉グループ 本社	1,250,900	1,250,900	<ul style="list-style-type: none"> ・医療用医薬品製造事業等における取引関係の強化のため保有しています。 ・定量的な保有効果を検証しています。 ・議決権行使の指図権限を有しています。 	有
	3,177	2,638		
(株)インテージホール ディングス	3,600,000	3,600,000	<ul style="list-style-type: none"> ・医療用医薬品販売事業等における取引関係の強化のため保有しています。 ・定量的な保有効果を検証しています。 ・議決権行使の指図権限を有しています。 ・なお、2019年度に一部を売却しています。 	有
	3,092	4,241		
東邦ホールディング ス(株)	950,162	950,162	<ul style="list-style-type: none"> ・医療用医薬品販売事業等における取引関係の強化のため保有しています。 ・定量的な保有効果を検証しています。 ・議決権行使の指図権限を有しています。 	有
	2,625	2,381		
久光製薬(株)	390,600	390,600	<ul style="list-style-type: none"> ・医療用医薬品販売事業等における取引関係の強化のため保有しています。 ・定量的な保有効果を検証しています。 ・議決権行使の指図権限を有しています。 	有
	1,988	3,219		
(株)みずほフィナン シャルグループ	7,000,000	7,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・財務活動の円滑化のため保有しています。 ・定量的な保有効果を検証しています。 ・議決権行使の指図権限を有しています。 	有
	1,199	1,340		
(株)りそなホールディ ングス	1,700,000	1,700,000	<ul style="list-style-type: none"> ・財務活動の円滑化のため保有しています。 ・定量的な保有効果を検証しています。 ・議決権行使の指図権限を有しています。 	有
	815	955		

(注1) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

(注2) みなし保有株式は退職給付信託に設定しているものであり、「貸借対照表計上額」欄には当事業年度末日における時価に議決権行使の指図権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載しています。

保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。
なお、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)は、改正府令附則第2条ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っています。その内容は以下のとおりです。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しています。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っています。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
売上収益	6	642,834	600,054
売上原価	7,10	184,494	201,254
売上総利益		458,340	398,800
販売費及び一般管理費	7,8,10	228,208	183,857
研究開発費	7,9,10	144,844	139,579
その他の収益	11	2,591	2,995
その他の費用	11	1,725	1,147
営業利益		86,154	77,212
金融収益	12	4,859	2,555
金融費用	12	1,558	2,965
税引前当期利益		89,454	76,803
法人所得税	13	22,971	22,378
当期利益		66,484	54,424
当期利益の帰属			
親会社所有者		63,386	51,845
非支配持分		3,098	2,579
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	14	221.34	181.18
希薄化後1株当たり当期利益(円)	14	221.12	180.97

【連結包括利益計算書】

(単位:百万円)

	注記	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
当期利益		66,484	54,424
その他の包括利益			
損益に振り替えられない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	15	3,412	6,749
確定給付制度に係る再測定	15	803	4,212
小計		2,609	10,960
損益にその後に振り替えられる可能性の ある項目			
在外営業活動体の換算差額	15	10,365	11,771
キャッシュ・フロー・ヘッジ	15	32	187
小計		10,397	11,584
その他の包括利益合計		13,006	624
当期包括利益		79,489	53,801
当期包括利益の帰属			
親会社所有者		76,403	51,208
非支配持分		3,087	2,593

【連結財政状態計算書】

(単位:百万円)

	注記	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
資産			
非流動資産			
有形固定資産	16	105,172	103,060
のれん	17	172,157	164,960
無形資産	17	98,144	107,440
その他の金融資産	18,30	53,005	47,789
その他	19	12,741	14,614
繰延税金資産	13	68,623	75,262
非流動資産合計		509,842	513,125
流動資産			
棚卸資産	20	67,890	80,932
営業債権及びその他の債権	21,30	156,641	151,472
その他の金融資産	18,30	7,543	18,663
その他	19	16,797	14,314
現金及び現金同等物	22	286,434	270,525
小計		535,304	535,905
売却目的で保有する資産	31	26,373	-
流動資産合計		561,677	535,905
資産合計		1,071,520	1,049,031

(単位:百万円)

	注記	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	23	44,986	44,986
資本剰余金	23	77,590	77,563
自己株式	23	34,671	35,271
利益剰余金		438,489	414,966
その他の資本の構成要素		101,726	91,338
親会社の所有者に帰属する持分合計		628,120	593,582
非支配持分		23,862	20,516
資本合計		651,981	614,098
負債			
非流動負債			
借入金	24,30	89,905	156,738
その他の金融負債	25,30	4,492	3,040
退職後給付に係る負債	26	5,517	11,060
引当金	27	1,337	1,356
その他	28	22,271	20,574
繰延税金負債	13	282	496
非流動負債合計		123,803	193,263
流動負債			
借入金	24,30	48,993	16,403
営業債務及びその他の債務	29,30	77,526	68,096
その他の金融負債	25,30	41,643	51,640
未払法人所得税		8,167	9,029
引当金	27	17,899	16,031
その他	28	91,099	80,470
小計		285,328	241,670
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	31	10,407	-
流動負債合計		295,735	241,670
負債合計		419,538	434,932
資本及び負債合計		1,071,520	1,049,031

【連結持分変動計算書】

当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度に係る再測定
期首残高 (2018年4月1日)		44,986	77,563	35,271	414,966	-	-
会計方針の変更の影響		-	-	-	424	-	-
修正再表示後の期首残高		44,986	77,563	35,271	415,390	-	-
当期利益		-	-	-	63,386	-	-
その他の包括利益合計		-	-	-	-	3,412	782
当期包括利益		-	-	-	63,386	3,412	782
剰余金の配当	34	-	-	-	42,957	-	-
株式報酬取引	35	-	129	-	-	-	-
自己株式の取得	23	-	-	144	-	-	-
自己株式の処分	23	-	108	745	-	-	-
振替		-	-	-	2,629	3,412	782
その他		-	49	-	40	-	-
所有者との取引額等合計		-	27	600	40,288	3,412	782
期末残高 (2019年3月31日)		44,986	77,590	34,671	438,489	-	-

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の資本の構成要素合計			
期首残高 (2018年4月1日)		91,788	450	91,338	593,582	20,516	614,098
会計方針の変更の影響		-	-	-	424	370	794
修正再表示後の期首残高		91,788	450	91,338	594,006	20,886	614,892
当期利益		-	-	-	63,386	3,098	66,484
その他の包括利益合計		10,356	32	13,017	13,017	11	13,006
当期包括利益		10,356	32	13,017	76,403	3,087	79,489
剰余金の配当	34	-	-	-	42,957	43	43,000
株式報酬取引	35	-	-	-	129	-	129
自己株式の取得	23	-	-	-	144	-	144
自己株式の処分	23	-	-	-	852	-	852
振替		-	-	2,629	-	-	-
その他		-	-	-	90	68	22
所有者との取引額等合計		-	-	2,629	42,289	111	42,400
期末残高 (2019年3月31日)		102,144	418	101,726	628,120	23,862	651,981

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度に係る再測定
期首残高 (2017年4月1日)		44,986	77,652	35,888	394,981	-	-
当期利益		-	-	-	51,845	-	-
その他の包括利益合計		-	-	-	-	6,749	4,175
当期包括利益		-	-	-	51,845	6,749	4,175
剰余金の配当	34	-	-	-	42,929	-	-
株式報酬取引	35	-	236	-	-	-	-
自己株式の取得	23	-	-	38	-	-	-
自己株式の処分	23	-	150	655	-	-	-
振替		-	-	-	10,924	6,749	4,175
その他		-	4	-	146	-	-
所有者との取引額等合計		-	90	617	31,860	6,749	4,175
期末残高 (2018年3月31日)		44,986	77,563	35,271	414,966	-	-

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の資本の構成要素合計			
期首残高 (2017年4月1日)		103,536	637	102,899	584,630	17,961	602,591
当期利益		-	-	-	51,845	2,579	54,424
その他の包括利益合計		11,748	187	637	637	13	624
当期包括利益		11,748	187	637	51,208	2,593	53,801
剰余金の配当	34	-	-	-	42,929	41	42,970
株式報酬取引	35	-	-	-	236	-	236
自己株式の取得	23	-	-	-	38	-	38
自己株式の処分	23	-	-	-	805	-	805
振替		-	-	10,924	-	-	-
その他		-	-	-	142	4	146
所有者との取引額等合計		-	-	10,924	42,256	37	42,293
期末残高 (2018年3月31日)		91,788	450	91,338	593,582	20,516	614,098

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	注記	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益		89,454	76,803
減価償却費及び償却費		26,841	26,183
減損損失		7,330	231
運転資本の増減額(は増加)	36	4,046	62,966
利息及び配当金の受取額		4,510	2,234
利息の支払額		1,419	2,680
法人所得税の支払額		18,258	15,346
法人所得税の還付額		1,690	2,113
その他		10,479	2,854
営業活動によるキャッシュ・フロー		103,714	149,649
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		18,168	10,498
有形固定資産の売却による収入		1,656	1,912
無形資産の取得による支出		9,454	14,235
子会社株式売却に係る前受金の受領額	36	5,678	-
金融資産の取得による支出		47	4,650
金融資産の売却・償還による収入		1,682	14,495
3カ月超預金の預入による支出		6,163	36,442
3カ月超預金の払戻による収入		16,933	66,523
その他		35	64
投資活動によるキャッシュ・フロー		7,918	17,040
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の増減額(は減少)	36	2,382	11,394
長期借入れによる収入	36	4,981	-
長期借入金の返済による支出	36	38,270	50,000
配当金の支払額		42,957	42,929
その他		552	315
財務活動によるキャッシュ・フロー		79,180	81,850
現金及び現金同等物に係る換算差額		4,783	1,089
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		21,399	83,750
現金及び現金同等物の期首残高		270,525	186,775
現金及び現金同等物の期末残高	36	291,924	270,525

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

当社は日本国にある株式会社であり、東京証券取引所市場第一部(TSE:4523)に上場しています。

当社グループは、当社、連結子会社44社及び関連会社1社で構成され、その事業内容を、医薬品事業とその他事業に区分しています。医薬品事業では、医療用医薬品、ジェネリック医薬品、一般用医薬品等の研究開発・製造・販売を行っています。

2. 連結財務諸表作成の基礎

(1) 準拠の表明

当社は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たしているため、同第93条の規定により、当社グループの連結財務諸表をIFRSに準拠して作成しています。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、公正価値で測定されている金融商品、退職後給付制度に係る資産及び負債を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 表示通貨及び表示単位

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示し、百万円未満を四捨五入しています。

(4) 会計方針の変更

当社グループが当連結会計年度より適用している主な基準書及び解釈指針は次のとおりです。IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を除き、当該基準書及び解釈指針を適用したことに伴う当連結財務諸表への重要な影響はありません。

基準書及び解釈指針	強制適用開始時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用開始時期	概要
IFRS第2号 株式に基づく報酬	2018年1月1日	2019年3月期	現金決済型の株式報酬取引における権利確定条件の影響に関する会計処理の明確化
IFRS第9号 金融商品(2014年7月改訂)	2018年1月1日	2019年3月期	金融商品の分類と測定、減損及びヘッジ会計の改訂
IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年3月期	収益の認識に関する会計処理を改訂
IFRIC第22号 外貨建取引と前払・前受対価	2018年1月1日	2019年3月期	外貨建の前払または前受対価を含む取引の会計処理の明確化

当社グループにおけるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下「本基準」という。)の適用方法及び適用に伴う変更点は以下のとおりです。

当社グループは、本基準の経過措置に従い、適用開始日(2018年4月1日)時点で完了していない顧客との契約に本基準を遡及適用し、本基準の適用開始による累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識する方法を採用しています。

従来、当社グループは、ライセンス供与以外の契約上の履行義務がライセンス期間にわたって存在する場合、その期間にわたって合理的な基準に基づき収益として認識していました。当社グループは、本基準の適用に伴い、「3.重要な会計方針 (4)収益の認識」に記載の5ステップアプローチに基づき履行義務の充足時点を見直した結果、ライセンスの供与時点において顧客がライセンスに対する支配を獲得することで当社グループの履行義務が充足される場合、当該時点で収益を認識する方法に変更しました。

従前の会計基準を適用した場合と比較した影響は次のとおりです。

当連結会計年度期首

その他の非流動負債及び流動負債(前受収益)が1,144百万円減少し、繰延税金資産が350百万円減少しています。また、利益剰余金が424百万円増加し、非支配持分が370百万円増加しています。

連結損益計算書

当連結会計年度の連結損益計算書において、売上収益、営業利益及び税引前当期利益が382百万円増加し、当期利益が265百万円増加しています。

連結財政状態計算書

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、その他の非流動負債及び流動負債(前受収益)が1,526百万円減少し、繰延税金資産が467百万円減少しています。また、利益剰余金が460百万円増加し、非支配持分が504百万円増加しています。

(5) 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

当社グループの連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針は次のとおりです。

基準書及び解釈指針	強制適用開始時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用開始時期	概要
IFRS第9号 金融商品(2017年10月改訂)	2019年1月1日	2020年3月期	特定の期限前償還可能な金融資産についての改訂
IFRS第16号 リース	2019年1月1日	2020年3月期	リース契約の識別及び会計処理に関する改訂
IAS第19号 従業員給付	2019年1月1日	2020年3月期	確定給付年金制度の変更が生じた場合における年金費用の算定方法の明確化
IAS第28号 関連会社及び共同支配企業に対する投資	2019年1月1日	2020年3月期	関連会社または共同支配企業に対する長期持分(持分法が適用されないもの)をIFRS第9号で会計処理する旨の明確化
IFRIC第23号 法人所得税の税務処理に関する不確実性	2019年1月1日	2020年3月期	法人所得税の会計処理に不確実性を反映する方法を明確化
IFRS第3号 企業結合	2020年1月1日	2020年3月期 早期適用予定	「事業」の定義についての改訂
IAS第1号 財務諸表の表示 IAS第8号 会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬	2020年1月1日	2021年3月期	「重要性がある」の定義についての改訂
IFRS第10号 連結財務諸表 IAS第28号 関連会社及び共同支配企業に対する投資	未定	未定	関連会社等に対する資産の売却等の会計処理の改訂

連結決算日現在において、当社グループはこれらの基準書及び解釈指針を適用していません。上記基準書及び解釈指針を適用することによる連結財務諸表への影響は検討中です。

3. 重要な会計方針

当社グループの重要な会計方針は次のとおりであり、当連結財務諸表が表示されているすべての期間について適用しています。

(1) 連結の基本方針

当社グループの連結財務諸表は、当社、連結子会社及び関連会社の財務諸表に基づき、統一された会計方針を用いて作成しています。連結子会社及び関連会社が採用する会計方針が当社グループの会計方針と異なる場合には、必要に応じて各社の財務諸表に調整を加えています。また、連結財務諸表の作成にあたり、連結会社間の内部取引高、債権債務残高及び内部取引によって発生した未実現損益を消去しています。

連結子会社

連結子会社とは、当社グループにより支配されている企業です。支配とは、投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動にさらされ、かつ投資先に対するパワーを通じてリターンに影響を与える能力を有する場合をいいます。

連結子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結財務諸表に含めています。支配の喪失を伴わない連結子会社に対する持分の変動は、資本取引として非支配持分の修正額と支払対価または受取対価の公正価値との差額を資本剰余金に直接認識し、親会社の所有者に帰属させています。

関連会社

関連会社とは、当該企業の経営方針に対して、当社グループが重要な影響力を有するが、当社グループにより支配されていない企業です。すべての関連会社に対して、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法を適用しています。

共同支配事業

共同支配事業とは、取決めに対する共同支配を有する当事者が、当該取決めに関する資産に対する権利及び負債に対する義務を有している場合の共同支配の取り決めをいいます。

当社グループは、共同支配事業に関する資産、負債、収益及び費用のうち、当社グループの持分相当額を認識しています。

(2) 企業結合

当社グループは、取得法により企業結合の会計処理をしています。

取得法に基づき、取得日の公正価値で測定された支払対価と被取得企業に対する非支配持分の金額の合計を取得原価としています。非支配持分は、その公正価値または被取得企業の識別可能資産及び負債の公正価値に対する持分割合相当額で測定しています。企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しています。

支払対価の公正価値、被取得企業の非支配持分及び取得企業が以前より保有していた被取得企業の支配獲得日の公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額をのれんとして認識しています。一方、この対価の総額が、識別可能資産及び負債の正味価額を下回る場合、その差額は損益として認識しています。

企業結合が発生した報告年度末までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合、未完了な項目については暫定的な金額で報告しています。取得日時時点で認識された暫定的な金額を測定期間の間に修正する場合、取得日に遡って修正しています。測定期間とは、取得日から当社グループが取得日に存在した事実や状況に関する完全な情報を入手する日までの期間であり、最長で1年間です。

(3) 外貨換算

当社グループにおける個々の企業の財務諸表は、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引を当該機能通貨により表示しています。一方、当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円により表示しています。

外貨建取引は、取引日における為替レートまたはそれに近似するレートにより機能通貨に換算しています。外貨建ての貨幣性資産及び負債は、連結決算日の為替レートにより機能通貨に換算しています。当該換算及び決済から生じる換算差額は、損益として認識しています。

在外営業活動体の業績及び財政状態を連結財務諸表に組み込むにあたり、当社グループの在外営業活動体の資産及び負債は、連結決算日の為替レートにより日本円に換算しています。また、損益項目は、期中平均為替レートで換算しています。この結果生じる為替差額は、その他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素として認識しています。なお、累積された為替換算差額は、その在外営業活動体が処分された時点で損益として認識しています。

(4) 収益の認識

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。なお、当社グループが認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 企業が履行義務を充足した時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

医薬品販売による収益

当社グループは、医薬品販売については、通常、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当社グループの履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しています。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、契約条件及び過去の実績等に基づき最頻値法を用いて見積もった値引、リベート及び返品などを控除した金額で測定しています。

ライセンス供与による収益

当社グループは、当社グループの開発品または製品に係るライセンスの供与による収益（契約一時金、マイルストーン及び売上高ベースのロイヤルティに係る収益）を認識しています。

契約一時金及びマイルストーンに係る収益は、ライセンスの供与時点において、顧客が当該ライセンスに対する支配を獲得することで当社グループの履行義務が充足されると判断した場合、当該時点で収益を認識しています。

また、売上高ベースのロイヤルティに係る収益は、算定基礎となる売上が発生した時点と売上高ベースのロイヤルティが配分されている履行義務が充足される時点のいずれか遅い時点で収益を認識しています。

共同販促(サービスの提供)による収益

当社グループは、顧客に対し共同販促活動を提供する場合、当社グループが共同販促活動を実施した時点において、当社グループの履行義務が充足されると判断していることから、共同販促活動の実施時点で収益を認識しています。また、この共同販促により発生する費用の当社グループ負担分を、販売費及び一般管理費として認識しています。

(5) 共同開発及び共同販促

当社グループは、当社グループの開発品及び製品について、提携企業との間で共同開発及び共同販促契約を締結しています。この場合、当社グループは医薬品販売(物品の販売)による収益を売上収益に計上し、関連する当社グループの費用を原価、販売費及び一般管理費にそれぞれ総額で表示しています。また、当社グループは、当該医薬品販売による収益に対する提携企業の持分を、共同販促費用として販売費及び一般管理費に計上しています。

上記契約に基づき、当社グループが提携企業から契約の対価として契約一時金及びマイルストーン等を受領する場合、契約での取決め及び取引の経済実態に照らし、これらの契約の対価をライセンス供与、共同開発活動または共同販促活動のいずれかに配分しています。

ライセンス供与

上記「(4)収益の認識 ライセンス供与による収益」に従い、売上収益として計上しています。契約での取決め及び取引の経済実態に照らし、顧客との契約から生じる収益に該当しない場合、その他の源泉から生じる売上収益に区分しています。

共同開発活動

当社グループは、共同開発に配分した対価を共同開発活動の進捗に応じて、研究開発費の戻入として計上しています。

共同販促活動

当社グループは、共同販促に配分した対価を共同販促活動の進捗及び成果に応じて、その他の収益または関連する費用(売上原価、販売費及び一般管理費)の戻入として計上しています。

抗がん剤「レンビマ」に関するMerck & Co., Inc., Kenilworth, N.J., U.S.A.との戦略的提携

2018年3月、当社は、Merck & Co., Inc., Kenilworth, N.J., U.S.A. (以下「米メルク社」という。)と抗がん剤「レンビマ」に関してがん領域における戦略的提携に合意しました。本契約に基づき、両社は、「レンビマ」の単剤療法、ならびに米メルク社の抗PD-1抗体「キイトルーダ」(一般名：ペムプロリズマブ)との併用療法における共同開発と共同販促を行います。

米メルク社は、当社グループに対し、契約一時金として300百万米ドルを支払いました。また、特定のオプション権行使に対して2021年3月期までに最大650百万米ドルを支払います。加えて、米メルク社は当社グループに対し、契約締結時に研究開発費の償還として450百万米ドルを支払いました。さらに、米メルク社は、開発マイルストーンとして最大385百万米ドル及び販売マイルストーンとして最大3,975百万米ドルを支払います。

本契約における当社グループの会計処理は次のとおりです。

- ・本提携以降、当社グループは、「レンビマ」の販売に係る売上収益及び売上原価を計上しています。また、当社グループで発生した「レンビマ」の販売費及び一般管理費に加え、当社グループが米メルク社に支払う「レンビマ」の折半利益を販売費及び一般管理費に計上しています。
- ・当社グループは、「レンビマ」の単剤療法及び「キイトルーダ」との併用療法に関する研究開発費についても、米メルク社と折半しています。ただし、折半した後の研究開発費のうち、当社グループが負担する研究開発費の償還として、契約締結時に米メルク社より450百万米ドルを受領し、預り金に計上しました。当社グループは、「レンビマ」に係る当社グループが負担する研究開発費が発生する都度、当該預り金を取り崩し、研究開発費の戻入処理をしています。
- ・本契約に基づき、当社グループは、米メルク社から受領する契約一時金、特定のオプション権行使に係る一時金及び販売マイルストーンを、ライセンス供与に対する対価に配分しています。また、開発マイルストーンについては、当該マイルストーンそれぞれの内容に応じて、ライセンス供与または共同開発活動に対する対価に配分しています。

(6) 研究開発費

研究費

当社グループは、研究活動(共同研究及び委託研究を含む)に係る支出を研究開発費として認識しています。

開発費

当社グループは、開発活動に係る支出が自己創設無形資産の要件を満たした場合に、当該支出を無形資産として認識しています。当社グループの社内発生開発費は、承認が得られないリスク及び開発が遅延または中止となるリスクがあるため、自己創設無形資産の要件を満たしておらず、研究開発費として認識しています。

他社から取得した仕掛中の研究開発投資については、無形資産として認識しています。

また、共同研究開発契約等により、当社グループが提携企業から開発負担金を受領した場合は、当該開発負担金を研究開発費から差し引いています。

(7) 従業員給付

退職後給付

当社グループの退職後給付制度は、確定給付型制度と確定拠出型制度があります。

確定給付型制度においては、各連結決算日に実施する年金数理計算で予想単位積増方式を使用して当期勤務費用を算定し、費用として認識しています。当期に発生したすべての数理計算上の差異は、その他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素として認識後、利益剰余金に振り替えています。退職後給付に係る負債(純額)は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものです。

確定拠出型制度においては、従業員が受給権を得る役務を提供した時点で当社グループの拠出額を費用として認識しています。

解雇給付

当社グループは、当社グループが通常の退職日前に従業員の雇用を終了する場合、または従業員が給付と引き換えに自発的に退職する場合に解雇給付を支給します。当社グループは、(a)当社グループが当該給付の申し出を撤回できなくなった時、または、(b)当社グループが、解雇給付の支払を伴うリストラクチャリングに係るコストを認識した時のいずれか早い方の日に解雇給付を費用として認識しています。従業員に対して自発的退職を奨励する募集を行った場合、当社グループの申し出を受け入れると予想される従業員数に基づいて解雇給付を測定しています。

(8) 株式報酬費用

ストック・オプション制度

当社は、2013年3月期まで取締役、執行役及び使用人の一部に対して、持分決済型の株式報酬(ストック・オプション)を付与しています。

当社グループは、ストック・オプションの対価として受領したサービスは費用として認識し、対応する金額を資本の増加として認識しています。当該費用は、付与日において適切な価格モデルにより評価されたストック・オプションの公正価値であり、制度の権利確定期間まで、定額法により費用として認識されます。この評価に際しては、最終権利確定時の失効率を見積っており、その見積りを修正した場合は、残りの権利確定期間にて調整を行っています。

業績連動型株式報酬制度

当社は、2014年3月期より当社株式を業績に応じて毎年、執行役に交付する業績連動型株式報酬制度を導入しています。当社グループは、受領したサービスの対価を、付与する当社株式の公正価値を参照して測定しています。算定されたサービスの対価は費用として認識し、対応する金額を資本の増加として認識しています。

(9) 法人所得税

法人所得税は当期税金費用及び繰延税金費用の合計金額です。

当期税金費用

当社グループは、当期の課税所得に基づき当期税金費用を認識しています。税額の算定には連結決算日において制定され、または実質的に制定されている税率を用いています。未収法人所得税及び未払法人所得税は、税務当局から還付もしくは税務当局に対する納付が予想される金額で測定しています。

繰延税金費用

当社グループは、税務上と会計上の資産及び負債の金額に係る一時差異に対して、資産負債法により繰延税金費用を認識しています。原則として、繰延税金負債はすべての将来加算一時差異について認識し、繰延税金資産は、将来減算一時差異が利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内においてのみ認識しています。ただし、次の一時差異に係る繰延税金資産及び負債は認識していません。

- ・のれんから生じる一時差異
- ・会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初の認識により生じる一時差異

連結子会社及び関連会社への投資に関する将来加算一時差異に係る繰延税金負債は、一時差異の解消時期を当社がコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。

また、連結子会社及び関連会社への投資に関する将来減算一時差異に係る繰延税金資産は、予測可能な将来の期間に当該一時差異が解消し、かつ、当該一時差異からの便益を利用できる十分な課税所得が生じる可能性が高い範囲でのみ認識しています。

繰延税金資産及び負債は、連結決算日において制定され、または実質的に制定されている法令に基づき、関連する一時差異が解消される時に適用されると予想される税率を使用して算定しています。

当社または連結子会社が未収法人所得税と未払法人所得税を相殺する法的権利を有し、かつ企業が純額により決済することを意図する場合、繰延税金資産及び負債を相殺表示しています。

(10) 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額にて表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接要した費用、資産除去及び原状回復費用の見積金額の現在価値を含めています。また、一定の要件を満たした場合、資産の取得や建設などに直接起因した借入コストを当該資産の取得原価の一部として認識しています。

減価償却費は、資産の残存価額控除後の取得原価を償却するために、定額法により見積耐用年数にわたって認識しています。見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、連結決算日に見直し、見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しています。

主な見積耐用年数は次のとおりです。

- ・建物 15～50年
- ・機械装置 5～20年

有形固定資産の売却または除却から生じる損益は、その他の収益またはその他の費用として認識しています。

(11) 無形資産

当社グループは、無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額にて表示しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合で取得した無形資産は、取得時点の公正価値で測定しています。

償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で認識しています。見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、連結決算日に見直し、見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しています。

主な見積耐用年数は次のとおりです。

- ・ 販売権 10～15年
- ・ 技術資産 20年
- ・ ソフトウェア 5年

当社グループが取得した仕掛中の研究開発投資の会計処理は、次のとおりです。

個別に取得した仕掛中の研究開発投資(In-process research and development project: IPR&D資産)

当社グループは、個別に取得した仕掛中の研究開発投資を、以下の認識要件を満たした場合に資産として認識しています。

- ・ 将来の経済的便益をもたらす蓋然性が高いこと
- ・ 取得原価について信頼性をもって測定できること

他社から仕掛中の研究開発投資を取得する際の支出(契約一時金及びマイルストーン)は、上記の認識要件を満たしているため、IPR&D資産として認識しています。

当社グループの取得後のIPR&D資産に対する社内発生開発費は、研究開発費として認識しています。

IPR&D資産は、販売可能となった時点で販売権に振り替え、その見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、関連する特許権の法的保護期間などを考慮したキャッシュ・フローの予測期間に基づいて決定しています。

企業結合で取得した仕掛中の研究開発投資

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識される仕掛中の研究開発投資は、上記に記載された無形資産の認識要件を満たしています。そのため、当社グループは、当該研究開発投資を取得日の公正価値で測定し、IPR&D資産として認識しています。

IPR&D資産は、販売可能となった時点で販売権に振り替え、その見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、関連する特許権の法的保護期間などを考慮したキャッシュ・フローの予測期間に基づいて決定しています。

(12) 有形固定資産及び無形資産の減損

当社グループは、連結決算日に有形固定資産及び無形資産の減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施しています。耐用年数が確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は、毎年一定の時期及び減損の兆候がある場合にはその時点で、減損テストを実施しています。

減損テストでは、回収可能価額を見積り、帳簿価額と回収可能価額の比較を行います。回収可能価額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方です。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって算定しています。資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しています。

(13) のれん

当社グループは、企業結合で発生したのれんを支配獲得日(取得日)に資産として認識しています。のれんは、移転対価の公正価値、被取得企業の非支配持分及び取得企業が以前より保有していた被取得企業の支配獲得日の公正価値の合計が、支配獲得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定されます。一方、この対価の総額が、識別可能資産及び負債の正味価額を下回る場合、その差額は損益として認識しています。

のれんは、企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる資金生成単位グループに配分しています。のれんは償却していませんが、のれんを配分した資金生成単位グループについては毎年一定の時期及び減損の兆候がある場合にはその時点で、減損テストを実施しています。資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、その差額を減損損失として認識しています。

(14) 棚卸資産

当社グループは、棚卸資産を取得原価または正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。取得原価は総平均法により評価しています。正味実現可能価額は、棚卸資産の見積販売価額から製品完成までのすべての製造費用及び販売費用を控除した後の金額です。

(15) 金融資産

金融資産の分類

当社グループは、すべての金融資産を当初認識時において、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(以下「FVTOCI金融資産」という。)、損益を通じて公正価値で測定する金融資産(以下「FVTPL金融資産」という。)に分類しています。

(a) 償却原価で測定する金融資産

当社グループは、以下の条件をともに満たす負債性金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収を保有目的とする事業モデルの中で保有している
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが特定の日を生じる

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に取引費用を加算して当初認識し、当初認識後は実効金利法による償却原価から減損損失累計額を控除した金額で認識しています。

(b) FVTOCI金融資産 (負債性金融資産)

当社グループは、以下の条件をともに満たす負債性金融資産を、FVTOCI金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって保有目的が達成される事業モデルの中で保有している
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが特定の日を生じる

当該金融資産は、公正価値に取引費用を加算して当初認識しています。当初認識後の公正価値の変動及び認識の中止に係る利得または損失をその他の包括利益において認識しています。

(c) FVTOCI金融資産 (資本性金融資産)

当社グループは、すべての資本性金融資産をFVTOCI金融資産に指定しています。

当該金融資産は、公正価値に取引費用を加算して当初認識しています。当初認識後の公正価値の変動及び認識の中止に係る利得または損失をその他の包括利益において認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、利益剰余金に振り替えています。

当該金融資産に係る受取配当金は、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて、配当受領権が確定した時点で金融収益として認識しています。

(d) FVTPL金融資産

当社グループは、上記の償却原価で測定する金融資産またはFVTOCI金融資産に分類されない負債性金融資産を、FVTPL金融資産に分類しています。

FVTPL金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動及び売却損益は金融損益として認識しています。

金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産及びFVTOCI金融資産(負債性金融資産)について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しています。当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、その損失評価引当金を12ヵ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かにかかわらず、評価損失引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、損益で認識しています。また、損失評価引当金を減額する事象が生じた場合は、損失評価引当金の戻入額を損益で認識しています。

認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または金融資産を譲渡し、ほとんどすべてのリスクと経済価値が受取人に移転した場合にのみ、金融資産の認識を中止しています。金融資産の認識の中止に係る利得または損失は、償却原価で測定する金融資産及びFVTPL金融資産は損益として認識し、FVTOCI金融資産はその他の包括利益として認識しています。

(16) ヘッジ会計

当社グループは、金利及び為替レートの変動によるリスクに対処するため、金利スワップ及び先物為替予約等のデリバティブ契約を締結しています。これらのデリバティブは、契約が締結された日の公正価値で資産または負債として認識しています。

当初認識後の公正価値の変動は、ヘッジ対象とヘッジ手段がヘッジ会計の要件を満たさない場合は損益として認識しています。ヘッジ会計の要件を満たす場合の会計処理は、次のとおりです。

公正価値ヘッジ

ヘッジ対象の公正価値の変動リスクをヘッジする目的のデリバティブは、その公正価値の変動を損益として認識しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、損益として認識しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動リスクをヘッジする目的のデリバティブは、ヘッジ対象の公正価値の変動が損益として認識されるまで、その変動をその他の包括利益として認識し、その累計額をその他の資本の構成要素として認識しています。その他の資本の構成要素として認識された金額は、ヘッジ対象の公正価値の変動が損益として認識される場合に、その影響を相殺するよう損益に振り替えています。

(17) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的または推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しています。

引当金として認識された金額は、連結決算日における現在の債務を決済するために要する支出に関して、リスク及び不確実性を考慮に入れた最善の見積りです。引当金は見積キャッシュ・フローにより測定しており、貨幣の時間価値の影響が大きい場合、引当金の帳簿価額はそのキャッシュ・フローの現在価値で測定しています。割引計算を行った場合、時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しています。

売上割戻引当金

当社グループは、販売済の製品及び商品に対する連結決算日以降に予想される売上割戻に備えるため、対象となる売上収益に見積割戻率を乗じた金額を売上割戻引当金として認識しています。主に連結決算日より1年以内に支払うことを見込んでいます。

資産除去債務引当金

当社グループは、当社グループが使用する賃借建物及び敷地等に対する原状回復義務及び固定資産に関連する有害物質の除去に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別に勘案して資産除去費用を見積り、資産除去債務引当金として認識しています。主に連結決算日より1年を経過した後に支払うことを見込んでいます。

リストラクチャリング引当金

当社グループは、組織構造改革に関連する費用等をリストラクチャリング引当金として認識しており、主に連結決算日より1年以内に支払うことを見込んでいます。リストラクチャリング引当金は、詳細な公式の計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該リストラクチャリングが確実に実施されると予期させた時点で認識しています。

(18) リース

ファイナンス・リース

当社グループは、ファイナンス・リース取引においては、リース開始日に算定したリース資産の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額を、リース資産及びリース負債として認識しています。リース料は、利息法により金融費用とリース債務の返済額に配分しています。リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法で減価償却を行っています。

オペレーティング・リース

当社グループは、オペレーティング・リース取引においては、リース料をリース期間にわたって定額法により費用として認識しています。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

当社グループの連結財務諸表は、経営者の見積り及び判断を含んでいます。

(1) 重要な会計上の見積り及び仮定

当連結財務諸表の作成にあたり、当社グループが行った重要な会計上の見積り及び使用した仮定は次のとおりです。見積りの基礎となる仮定は継続的に見直しています。見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しています。なお、これらの見積り及び仮定に関する不確実性により、将来の期間において資産または負債の帳簿価額に対して重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

のれん及び無形資産の減損テスト

当社グループは、資金生成単位グループより生じることが予想される将来キャッシュ・フロー及び現在価値の算定をするための割引率を見積り、のれん及び無形資産の減損テストを実施しています。

有形固定資産及び無形資産の見積耐用年数

当社グループは、連結決算日において、有形固定資産及び無形資産の見積耐用年数を見直しています。

金融商品の公正価値評価

当社グループは、特定の金融資産の公正価値を見積るために、観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法を使用しています。

退職後給付

確定給付制度債務は、年金数理計算に用いられる仮定に左右されます。当社グループは、仮定に用いる割引率、将来の給与水準、退職率及び死亡率を、直近の市場データ、統計データなどに基づき設定しています。

法人所得税

当社グループは、各国の税務当局に納付すると予想される金額を法令等に従って合理的に見積り、法人所得税を認識しています。

当社グループは、税務調査の結果により修正される法人所得税の見積額に基づいて、負債を認識しています。税務調査による最終税額が当該負債の金額と異なる場合、その差額を税額が決定する期間において認識しています。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲においてのみ認識しています。当社グループは、事業計画等に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期及びその金額を合理的に見積り、課税所得が生じる可能性を判断しています。

(2) 会計方針を適用する際の重要な判断

当連結財務諸表の作成にあたり、当社グループが行った顧客との契約から生じる収益の金額及び認識時期の決定に重要な影響を与える判断は、「3.重要な会計方針 (4)収益の認識」に記載のとおりです。

5. セグメント情報

(1) 一般情報

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、トップマネジメントが定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、セグメントを医薬品事業とその他事業に区分しており、医薬品事業を構成する日本(医療用医薬品、ジェネリック医薬品、一般用医薬品等)、アメリカス(北米)、中国、EMEA(欧州、中東、アフリカ、オセアニア)、アジア・ラテンアメリカ(韓国、台湾、香港、インド、アセアン、中南米等)の5つの事業セグメントを報告セグメントとしています。

(2) 報告セグメントに関する情報

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	
	売上収益	セグメント利益	売上収益	セグメント利益
医薬品事業				
日本	301,076	104,741	296,170	104,422
アメリカス	97,859	46,346	113,923	43,601
中国	66,299	24,409	56,231	15,468
EMEA	49,793	19,743	44,298	15,442
アジア・ラテンアメリカ	48,717	15,296	42,611	12,427
報告セグメント計	563,745	210,535	553,234	191,361
その他事業(注1)	79,090	70,817	46,821	38,015
事業計	642,834	281,352	600,054	229,376
研究開発費(注2)	-	144,844	-	139,579
親会社の本社管理費等(注3)	-	50,354	-	12,585
連結損益計算書の営業利益	-	86,154	-	77,212

(注1) その他事業は、親会社のライセンス収入及び医薬品原料などに係る事業です。当連結会計年度の売上収益及びセグメント利益には、Merck & Co., Inc., Kenilworth, N.J., U.S.A.(以下「米メルク社」という。)との抗がん剤「レンピマ」に関する戦略的提携のオプション権行使に伴う一時金34,990百万円及びマイルストーン30,552百万円を含めています。なお、前連結会計年度の売上収益及びセグメント利益には、同戦略的提携に係る契約一時金31,836百万円及びマイルストーン2,684百万円を含めています。本提携に関する会計処理については、注記「3.重要な会計方針(5)共同開発及び共同販促」に記載しています。

(注2) 当社グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分していません。

(注3) 親会社の本社管理費等は、当社グループ全体の運営に係る費用等であり、パートナーとの戦略的提携に伴う利益及び費用の折半金額を含めています。当連結会計年度の親会社の本社管理費等には、当社グループが米メルク社に支払う抗がん剤「レンピマ」の折半利益23,889百万円(前連結会計年度は739百万円)を含めています。

(3) 主要な製品に関する情報

外部顧客への売上収益

(単位:百万円)

	ニューロロジー 領域製品	オンコロジー 領域製品	その他	合計
当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	177,383	120,918	344,533	642,834
前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	170,795	126,356	302,904	600,054

(4) 主要な顧客に関する情報

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

顧客の名称	売上収益	関連するセグメント名
アルフレッサ ホールディングス(株)	65,944	日本医薬品事業
(株)スズケン	56,183	日本医薬品事業
(株)メディパルホールディングス	52,998	日本医薬品事業

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

顧客の名称	売上収益	関連するセグメント名
アルフレッサ ホールディングス(株)	68,599	日本医薬品事業
(株)スズケン	59,515	日本医薬品事業
(株)メディパルホールディングス	54,210	日本医薬品事業

(5) 主要な地域に関する情報

売上収益(注1)

(単位:百万円)

	日本	米州 (注2)	欧州 (注3)	中国	その他	合計
当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	296,799	99,899	125,405	66,432	54,298	642,834
前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	302,544	115,085	79,066	56,646	46,713	600,054

(注1) 売上収益を顧客等の所在地により、主要な地域に分類しています。

日本及び中国以外の区分に属する主な国または地域は、次のとおりです。

米州:北米、中南米

欧州:イギリス、フランス、ドイツ

その他:アジア、中東、オセアニア

(注2) 米州のうち、米国における当連結会計年度の売上収益は94,408百万円(前連結会計年度は112,712百万円)です。

(注3) 当連結会計年度の売上収益には、米メルク社との抗がん剤「レンピマ」に関する戦略的提携のオプション権行使に伴う一時金34,990百万円及びマイルストーン30,552百万円を含めています。なお、前連結会計年度の売上収益には、同戦略的提携に係る契約一時金31,836百万円及びマイルストーン2,684百万円を含めています。

非流動資産(注1)

(単位:百万円)

	日本	米州 (注2)	欧州	中国	その他	合計
当連結会計年度末 (2019年3月31日)	127,717	215,613	16,152	15,194	5,542	380,218
前連結会計年度末 (2018年3月31日)	124,288	215,333	18,866	16,758	5,246	380,491

(注1) 非流動資産を資産の所在地により、主要な地域に分類しています。

日本及び中国以外の区分に属する主な国または地域は、次のとおりです。

米州:北米、中南米

欧州:イギリス、フランス、ドイツ

その他:アジア、中東、オセアニア

なお、非流動資産は、主に有形固定資産、のれん及び無形資産で構成されており、金融資産、繰延税金資産及び退職後給付に係る資産を除いています。

(注2) 米州のうち、米国における当連結会計年度末の非流動資産は215,537百万円(前連結会計年度末は215,212百万円)です。

6. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループは、売上収益を財またはサービスの種類別に分解しています。分解した売上収益と報告セグメントとの関係は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	医薬品販売 による収益	ライセンス供与 による収益	その他の収益	合計
医薬品事業				
日本	259,474	12,194	29,408	301,076
アメリカス	94,016	3,694	149	97,859
中国	66,221	78	-	66,299
EMEA	47,968	1,825	-	49,793
アジア・ラテンアメリカ	48,357	360	-	48,717
報告セグメント計	516,036	18,151	29,557	563,745
その他事業(注1)	1,722	67,158	10,209	79,090
合計	517,759	85,309	39,766	642,834
うち顧客との契約から認識 した収益	517,759	54,757	39,766	612,282
うちその他の源泉から認識 した収益(注2)	-	30,552	-	30,552

(注1) その他事業は、親会社のライセンス収入及び医薬品原料などに係る事業です。当連結会計年度のライセンス供与による収益には、米メルク社との抗がん剤「レンビマ」に関する戦略的提携のオプション権行使に伴う一時金34,990百万円及びマイルストーン30,552百万円を含めています。

(注2) その他の源泉から認識した収益は、契約の相手方が顧客ではなく、共同販促活動に係るリスクと便益を共有する提携企業からの収益です。

(2) 契約残高

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、重要な契約資産はありません。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	当連結会計年度期首 (2018年4月1日)
顧客との契約から生じた債権	142,939	140,238
契約負債(注1)	1,761	1,535

(注1) 当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は、1,080百万円です。

当社グループは、ライセンスの供与時点において顧客がライセンスに対する支配を獲得することで当社グループの履行義務が充足される場合、当該時点で収益を認識しています。ただし、マイルストーン・ペイメント等の変動対価が設定されている場合、当社グループは、主に変動対価に関する不確実性がその後解消された時点で収益を認識しています。

当連結会計年度における過去の期間に充足した履行義務から認識した収益は、37,474百万円です。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な契約はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 従業員給付

当連結会計年度において、当社は、希望退職者の募集に伴う解雇給付(割増退職金)6,621百万円を計上しています。解雇給付の表示科目別内訳は、売上原価610百万円、販売費及び一般管理費4,908百万円、研究開発費1,104百万円です。

8. 販売費及び一般管理費

当連結会計年度において、当社グループが米メルク社に支払う抗がん剤「レンビマ」の折半利益23,889百万円(前連結会計年度は739百万円)を販売費及び一般管理費に計上しています。

9. 研究開発費

(1) アンダーバー研究所の閉鎖

当連結会計年度において、当社の連結子会社であるEisai Inc.(米国)が保有するアンダーバー研究所の閉鎖に伴い、5,154百万円の構造改革費用が発生し、研究開発費に計上しています。構造改革費用の主な内訳は以下のとおりです。

- ・当該研究所の閉鎖に伴う解雇給付683百万円を計上しています。
- ・当該研究所の有形固定資産及び無形資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失4,472百万円(有形固定資産4,461百万円及び無形資産11百万円)を計上しています。回収可能価額は売却可能見込額を基礎とし、処分費用控除後の公正価値で算定しています。当該公正価値は、主に観察可能な市場価格を使用して算定された公正価値であり、そのヒエラルキーはレベル2です。なお、公正価値ヒエラルキーについては、注記「30.金融商品 (7)金融商品の公正価値等に関する事項 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類」に記載しています。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、肥満症治療剤lorcaserin(一般名、米国製品名:「BELVIQ」)の日本での肥満症を対象とした開発を中断しました。これに伴い、見積将来キャッシュ・フローが減少した結果、関連するIPR&D資産の使用価値が帳簿価額を下回ったため、減損損失2,527百万円を研究開発費に計上しています。

10. 費用の性質に関する情報

各連結会計年度における売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費の性質に関する情報は、次のとおりです。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	売上原価	販売費及び 一般管理費	研究開発費	合計
減価償却費及び償却費	14,078	4,410	8,352	26,841
減損損失(注1)	249	-	7,081	7,330
短期従業員給付	12,290	78,930	41,933	133,153
退職後給付	660	3,255	1,910	5,825
解雇給付(注2)	610	4,908	1,786	7,303

(注1) 当連結会計年度の減損損失(研究開発費)については、注記「9.研究開発費」に記載しています。

(注2) 当連結会計年度の解雇給付については、注記「7.従業員給付」及び「9.研究開発費(1)アンドーバー研究所の閉鎖」に記載しています。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	売上原価	販売費及び 一般管理費	研究開発費	合計
減価償却費及び償却費	13,896	3,942	8,345	26,183
減損損失	86	-	145	231
短期従業員給付	12,561	76,128	43,081	131,770
退職後給付	329	3,783	2,554	6,666

11. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益

各連結会計年度におけるその他の収益の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
固定資産譲渡益(注1)	975	1,439
共同開発活動に係る収益	614	-
補助金収入	249	167
受託研究収益	137	713
持分法による投資利益	-	46
その他	615	630
合計	2,591	2,995

(注1) 当連結会計年度において、中国子会社である衛材(中国)薬業有限公司は、中国国内での高品質な医薬品の安定供給体制の強化及び生産効率の向上を企図し、新蘇州工場(中国江蘇省)を本格稼働させ、旧蘇州工場(中国江蘇省)を閉鎖しました。これに伴い、旧蘇州工場の譲渡対価から、旧蘇州工場の有形固定資産及びその他の非流動資産の帳簿価額ならびに移転関連費用を控除した897百万円をその他の収益として計上しています。

前連結会計年度において、当社の福利厚生施設の譲渡による固定資産売却益1,318百万円を計上しています。

(2) その他の費用

各連結会計年度におけるその他の費用の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
為替差損	563	136
固定資産売却・処分損	433	257
受託研究費用	199	512
持分法による投資損失	59	-
その他	470	242
合計	1,725	1,147

12. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益

各連結会計年度における金融収益の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	4,071	1,681
退職後給付に係る資産	92	70
受取配当金(注1)	688	710
その他	8	94
合計	4,859	2,555

(注1) 受取配当金は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じたものであり、当連結会計年度に売却を行った金融資産に係る受取配当金は22百万円(前連結会計年度は108百万円)です。

(2) 金融費用

各連結会計年度における金融費用の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	1,245	2,757
退職後給付に係る負債	65	84
金融資産売却・評価損	37	55
その他	211	69
合計	1,558	2,965

13. 法人所得税

(1) 法人所得税

各連結会計年度における法人所得税の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
当期税金費用(注1)	16,730	15,278
繰延税金費用(注1)	6,241	7,101
合計	22,971	22,378

(注1) 米国税制改正による影響

前連結会計年度において、米国で税制改革法(Tax Cuts and Jobs Act)が成立し、2018年1月1日以後の連邦法人所得税率が35.0%から21.0%に引き下げられました。この変更により、前連結会計年度において未払法人所得税が488百万円減少、繰延税金資産(繰延税金負債控除後)が1,032百万円減少し、法人所得税が544百万円増加しています。

法定実効税率と実際負担税率との調整は次のとおりです。実際負担税率は、税引前当期利益に対する法人所得税の負担割合を表示しています。

当社は主に法人税、住民税及び事業税が課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は30.5%となっています。ただし、海外子会社については、その所在地における法人税等が課されています。

(単位:%)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
法定実効税率	30.5	30.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1	1.8
受取配当金の益金不算入額	0.1	0.1
試験研究費の法人税額特別控除	7.1	5.9
連結子会社との税率差等	2.8	0.5
事業税付加価値割	1.0	1.6
法人税の不確実性評価額	0.8	0.1
未認識の繰延税金資産	0.6	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.3
その他	0.6	0.9
実際負担税率	25.7	29.1

(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債

各連結会計年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりです。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	2018年4月1日	損益として 認識	その他の包括 利益として 認識	その他(注2)	2019年3月31日
繰延税金資産					
委託研究費	14,547	307	-	3	14,237
試験研究費の法人税額特別控除	29,693	3,033	-	-	32,726
退職後給付に係る負債	5,680	1,577	278	52	4,330
減価償却費及び償却費	1,369	91	-	18	1,442
未払賞与	4,844	609	-	21	4,214
税務上の繰延資産	3,591	719	-	25	2,848
棚卸資産未実現利益	8,609	1,073	-	-	9,682
繰越欠損金	9,240	7,377	-	156	1,706
その他	21,645	1,158	14	24	22,764
小計	99,219	5,235	264	299	93,950
繰延税金負債					
無形資産	14,823	1,171	-	-	13,652
減価償却費及び償却費	1,139	663	-	-	1,802
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	7,795	-	1,280	-	9,075
その他	695	383	-	-	1,078
小計	24,453	125	1,280	-	25,608
純額(注1)	74,766	5,110	1,016	299	68,342

(注1) 損益として認識した額の純額と繰延税金費用の額との差額は為替の変動によるものです。

(注2) その他の内訳は、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債に分類した繰延税金資産及び繰延税金負債です。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	2017年4月1日	損益として 認識	その他の包括 利益として認識	2018年3月31日
繰延税金資産				
委託研究費	16,108	1,561	-	14,547
試験研究費の法人税額特別控除	31,261	1,568	-	29,693
退職後給付に係る負債	7,857	169	2,007	5,680
減価償却費及び償却費	2,559	1,190	-	1,369
未払賞与	5,727	883	-	4,844
税務上の繰延資産	4,108	517	-	3,591
棚卸資産未実現利益	8,591	18	-	8,609
繰越欠損金	18,314	9,074	-	9,240
その他	23,077	1,350	82	21,645
小計	117,601	16,293	2,089	99,219
繰延税金負債				
無形資産	22,397	7,573	-	14,823
減価償却費及び償却費	1,048	91	-	1,139
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	5,471	-	2,324	7,795
その他	791	46	142	695
小計	29,707	7,437	2,182	24,453
純額(注1)	87,894	8,856	4,272	74,766

(注1) 損益として認識した額の純額と繰延税金費用の額との差額は為替の変動によるものです。

各連結会計年度における繰延税金資産及び繰延税金負債は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
繰延税金資産	68,623	75,262
繰延税金負債	282	496
純額	68,342	74,766

(3) 未認識の繰延税金資産

当社グループは、その便益を利用するために必要となる将来の課税所得が発生する可能性が高くない場合、繰延税金資産を認識していません。繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異等の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
将来減算一時差異	3,910	3,688
税務上の繰越欠損金(注1)	8,992	8,868
税額控除	423	165
合計	13,325	12,721

(注1) 繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効期限別内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
1年内	-	-
1年超5年内	192	70
5年超	8,800	8,797
合計	8,992	8,868

(4) 繰延税金負債を認識していない子会社への投資に関する一時差異

当連結会計年度における繰延税金負債を認識していない子会社への投資に関する一時差異は、261,844百万円(前連結会計年度は228,955百万円)です。なお、当該一時差異に対しては、一時差異の解消時期を当社がコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。

14. 1株当たり当期利益

(1) 基本的1株当たり当期利益

各連結会計年度における基本的1株当たり当期利益の算定の基礎は、次のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	63,386	51,845
期中平均普通株式数(千株)	286,372	286,155
基本的1株当たり当期利益(円)	221.34	181.18

(2) 希薄化後1株当たり当期利益

各連結会計年度における希薄化後1株当たり当期利益の算定の基礎は、次のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	63,386	51,845
当期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益(百万円)	63,386	51,845
期中平均普通株式数(千株)	286,372	286,155
ストック・オプションに係る調整株数(千株)(注1)	292	325
希薄化後の期中平均普通株式数(千株)	286,664	286,480
希薄化後1株当たり当期利益(円)	221.12	180.97

(注1) 各連結会計年度において、希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益の算定から除外したストック・オプションに係る株数はありません。

15. その他の包括利益

各連結会計年度におけるその他の包括利益に含まれている当期発生額、損益への組替調整額及び法人所得税額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産		
当期発生額	4,909	9,711
法人所得税	1,497	2,962
法人所得税調整後	3,412	6,749
確定給付制度に係る再測定		
当期発生額	1,128	6,063
法人所得税	325	1,852
法人所得税調整後	803	4,212
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	10,365	11,771
組替調整額	-	-
法人所得税調整前	10,365	11,771
法人所得税	-	-
法人所得税調整後	10,365	11,771
キャッシュ・フロー・ヘッジ		
当期発生額	249	31
組替調整額	295	300
法人所得税調整前	46	269
法人所得税	14	82
法人所得税調整後	32	187
法人所得税調整後 合計	13,006	624

16. 有形固定資産

各連結会計年度における有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は次のとおりです。

なお、有形固定資産の取得に関するコミットメントについては、注記「33.コミットメント」に記載しています。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地	建設仮勘定	リース 資産 (注4)	その他	合計
取得価額							
期首残高 (2018年4月1日)	158,485	78,022	11,916	2,564	5,841	43,485	300,313
取得	1,688	2,424	-	10,378	2,793	5,664	22,947
科目振替	341	1,690	-	3,004	-	521	451
売却・処分(注1)	3,943	5,243	-	148	1,109	3,130	13,573
売却目的で保有する 資産への振替(注2)	9,912	103	1,026	-	-	9	11,050
為替換算差額	320	6	13	1	9	107	410
期末残高 (2019年3月31日)	146,980	76,796	10,877	9,789	7,516	46,639	298,596
減価償却累計額及び 減損損失累計額							
期首残高 (2018年4月1日)	93,162	64,381	224	-	2,069	37,417	197,253
減価償却費	4,818	2,710	-	-	1,080	2,298	10,906
減損損失(注3)	3,386	509	558	-	-	7	4,461
売却・処分(注1)	3,392	4,494	-	-	1,080	3,056	12,022
売却目的で保有する 資産への振替(注2)	6,933	62	558	-	-	4	7,557
為替換算差額	237	33	0	-	1	113	383
期末残高 (2019年3月31日)	91,279	63,077	224	-	2,068	36,776	193,424
期末帳簿価額 (2019年3月31日)	55,701	13,719	10,653	9,789	5,447	9,863	105,172

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地	建設仮勘定	リース 資産 (注4)	その他	合計
取得価額							
期首残高 (2017年4月1日)	155,809	81,490	11,946	5,461	4,800	44,332	303,838
取得	2,498	2,474	-	2,890	2,010	2,018	11,891
科目振替	3,197	1,579	-	5,846	-	601	469
売却・処分	2,765	7,299	108	75	950	3,306	14,354
為替換算差額	254	222	78	17	19	159	593
期末残高 (2018年3月31日)	158,485	78,022	11,916	2,564	5,841	43,485	300,313
減価償却累計額及び 減損損失累計額							
期首残高 (2017年4月1日)	90,764	68,501	80	-	2,090	38,829	200,264
減価償却費	5,036	3,087	-	-	916	2,038	11,077
減損損失(注3)	-	86	145	-	-	-	231
売却・処分	2,405	7,161	1	-	937	3,301	13,804
為替換算差額	233	132	-	-	1	149	515
期末残高 (2018年3月31日)	93,162	64,381	224	-	2,069	37,417	197,253
期末帳簿価額 (2018年3月31日)	65,323	13,640	11,692	2,564	3,773	6,068	103,060

(注1) 売却・処分

当連結会計年度において、中国子会社である衛材(中国)薬業有限公司は、中国国内での高品質な医薬品の安定供給体制の強化及び生産効率の向上を企図し、新蘇州工場(中国江蘇省)を本格稼働させ、旧蘇州工場(中国江蘇省)を閉鎖しました。これに伴い、旧蘇州工場の有形固定資産が499百万円(建物及び構築物431百万円、機械装置及び運搬具65百万円、その他4百万円)減少しています。

(注2) 売却目的で保有する資産への振替

当連結会計年度における売却目的で保有する資産への振替については、注記「31.売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債」に記載しています。

(注3) 減損損失

当社グループは、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識しています。有形固定資産に関する減損損失は、当該資産の機能に応じて売上原価、販売費及び一般管理費、または研究開発費に含めています。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であるEisai Inc.(米国)が保有するアンドーバー研究所の閉鎖を決定しました。これに伴い、当該研究所の有形固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失4,461百万円を計上しています。回収可能価額は売却可能見込額を基礎とし、処分費用控除後の公正価値で算定しています。当該公正価値は、主に観察可能な市場価格を使用して算定された公正価値であり、そのヒエラルキーはレベル2です。公正価値ヒエラルキーについては、注記「30.金融商品 (7)金融商品の公正価値等に関する事項 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類」に記載しています。

(注4) ファイナンス・リースによるリース資産

各連結会計年度におけるファイナンス・リースによるリース資産の帳簿価額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地	その他	合計
当連結会計年度末 (2019年3月31日)	669	2,757	356	1,666	5,447
前連結会計年度末 (2018年3月31日)	879	1,513	369	1,011	3,773

17. のれん及び無形資産

各連結会計年度におけるのれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減は、次のとおりです。なお、無形資産の取得に関するコミットメントについては、注記「33.コミットメント」に記載しています。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	のれん	無形資産					合計
		IPR&D資産	販売権	技術資産	ソフトウェア	その他	
取得価額							
期首残高 (2018年4月1日)	164,960	14,862	98,971	48,754	17,932	727	181,246
取得	-	4,235	423	-	5,018	9	9,686
科目振替	-	538	538	-	451	-	451
売却・処分	-	4,099	4,604	-	3,992	48	12,743
売却目的で保有する資産 への振替(注1)	-	-	535	-	81	29	645
為替換算差額	7,197	33	340	2,180	25	13	2,565
期末残高 (2019年3月31日)	172,157	14,493	95,133	50,934	19,353	646	180,560
償却累計額及び 減損損失累計額							
期首残高 (2018年4月1日)	-	372	39,029	26,338	7,898	169	73,805
償却費							
売上原価	-	-	10,024	-	376	52	10,452
販売費及び一般管理費	-	-	-	-	2,228	3	2,232
研究開発費	-	-	-	2,613	637	1	3,251
減損損失(注2)	-	2,609	249	-	11	-	2,868
売却・処分	-	2,981	4,061	-	3,771	47	10,860
売却目的で保有する資産 への振替(注1)	-	-	497	-	67	10	574
為替換算差額	-	-	55	1,180	10	3	1,241
期末残高 (2019年3月31日)	-	-	44,798	30,131	7,322	165	82,416
期末帳簿価額 (2019年3月31日)	172,157	14,493	50,335	20,803	12,031	481	98,144

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	のれん	無形資産					合計
		IPR&D資産	販売権	技術資産	ソフトウェア	その他	
取得価額							
期首残高 (2017年4月1日)	173,965	17,437	179,998	51,485	16,779	716	266,415
取得	-	1,285	6,883	-	4,168	4	12,341
科目振替	-	3,819	3,819	-	469	-	469
売却・処分	-	-	88,896	-	3,467	13	92,376
為替換算差額	9,005	42	2,834	2,730	17	19	5,605
期末残高 (2018年3月31日)	164,960	14,862	98,971	48,754	17,932	727	181,246
償却累計額及び 減損損失累計額							
期首残高 (2017年4月1日)	-	372	119,725	25,170	8,531	117	153,914
償却費							
売上原価	-	-	9,637	-	332	56	10,024
販売費及び一般管理費	-	-	-	-	1,919	3	1,922
研究開発費	-	-	-	2,612	546	1	3,159
売却・処分	-	-	88,887	-	3,435	12	92,334
為替換算差額	-	-	1,446	1,444	5	4	2,880
期末残高 (2018年3月31日)	-	372	39,029	26,338	7,898	169	73,805
期末帳簿価額 (2018年3月31日)	164,960	14,490	59,942	22,416	10,034	558	107,440

(注1) 売却目的で保有する資産への振替

当連結会計年度における売却目的で保有する資産への振替については、注記「31.売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債」に記載しています。

(注2) 減損損失

のれん

のれんを配分した資金生成単位グループについては、毎年一定の時期及び減損の兆候がある場合にはその時点で減損テストを実施しています。当社グループは、原則として、のれんを配分する資金生成単位グループを事業セグメントとしています。

減損テストでは、資金生成単位グループの回収可能価額を見積り、帳簿価額と回収可能価額の比較を行います。資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値とし、経営者によって承認された事業計画を基礎とした見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しています。なお、この公正価値の測定は、レベル3に分類されます。公正価値ヒエラルキーについては、注記「30.金融商品 (7)金融商品の公正価値等に関する事項 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類」に記載しています。

各連結会計年度における減損テストの結果、のれんの回収可能額は帳簿価額を十分に上回っているため、算定基礎となっている重要な仮定に合理的な範囲で変動があった場合でも回収可能額が帳簿価額を下回ることはないと判断し、減損損失を認識していません。

(a) アメリカス医薬品事業

アメリカス医薬品事業に配分したのれんは、主に米国のMorphotek, Inc.及びMGI PHARMA, INC.の買収に伴い発生したものです。

当連結会計年度の減損テストにおいて、処分コスト控除後の公正価値の算定に使用した割引率は、加重平均資本コストの8.86%(前連結会計年度は8.15%)です。

(b) 中国医薬品事業

中国医薬品事業に配分したのれんは、中国の衛材(遼寧)製薬有限公司の買収に伴い発生したものです。

当連結会計年度の減損テストにおいて、処分コスト控除後の公正価値の算定に使用した割引率は、加重平均資本コストの14.65%(前連結会計年度は13.27%)です。

無形資産

当社グループは、IPR&D資産(仕掛中の研究開発に対する投資)及び販売権(医療用医薬品販売の独占的権利等)については個々の資産を資金生成単位としています。また、その他の無形資産については継続的に収支を把握している事業単位、または個々の資産を資金生成単位としています。

IPR&D資産については、未だ使用可能でない無形資産のため、毎年一定の時期及び減損の兆候がある場合にはその時点で減損テストを実施しています。販売権及びその他の無形資産については、連結決算日に減損の兆候がある場合に減損テストを実施しています。

減損テストでは、資金生成単位の回収可能価額を見積り、帳簿価額と回収可能価額の比較を行います。IPR&D資産及び販売権の資金生成単位の回収可能価額は使用価値とし、経営者によって承認された事業計画を基礎とした見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しています。使用価値の算定にあたって使用した割引率は、税引前加重平均資本コストです。

各連結会計年度における減損テストの結果、使用価値が当該資金生成単位の帳簿価額を下回っている場合は減損損失を認識しています。IPR&D資産の減損損失は研究開発費に、販売権の減損損失は売上原価にそれぞれ含めています。

当連結会計年度において、肥満症治療剤lorcaserin(一般名、米国製品名:「BELVIQ」)の日本での肥満症を対象とした開発を中断しました。これに伴い、見積将来キャッシュ・フローが減少した結果、関連するIPR&D資産の使用価値が帳簿価額を下回ったため、減損損失2,527百万円を研究開発費に計上しています。

(注3) 重要な無形資産

当連結会計年度末において、当社グループの主な無形資産は、企業買収、開発品のライセンス導入契約及び提携契約等により取得した販売権、技術資産、及びIPR&D資産です。

販売権のうち、SFJ Pharma, Ltd.より取得した「レンビマ」に係る販売権の帳簿価額は16,117百万円(前連結会計年度末18,565百万円)です。この無形資産の残存償却年数は7年です。

技術資産のうち、Morphotek, Inc.の買収により取得した技術資産の帳簿価額は12,824百万円(前連結会計年度末13,802百万円)です。この無形資産の残存償却年数は8年です。

18. その他の金融資産

各連結会計年度におけるその他の金融資産の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
償却原価で測定する金融資産		
3カ月超預金	7,430	17,839
債券等	1,130	514
その他	95	38
小計	8,655	18,391
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
差入保証金	3,051	3,024
その他	1,164	1,389
小計	4,214	4,413
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産(注1)(注2)		
株式	47,678	43,648
小計	47,678	43,648
合計	60,548	66,452
うち非流動資産	53,005	47,789
うち流動資産	7,543	18,663

(注1) すべての株式は、純投資目的以外の目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

なお、各連結会計年度における主な株式の公正価値は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
アルフレッサ ホールディングス(株)	14,499	10,899
(株)スズケン	13,345	9,150
(株)マツモトキヨシホールディングス	10,373	12,668
キッセイ薬品工業(株)	1,374	1,363
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	701	672
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	674	854
その他	6,713	8,042
合計	47,678	43,648

(注2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識の中止

当社グループは、投資株式の縮減を目的に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の一部を売却等により処分し、認識を中止しています。

各連結会計年度における処分時の公正価値、及び処分時までその他の包括利益として認識していた利得または損失の累計額は、次のとおりです。

なお、利得または損失は、その他の包括利益で認識後、利益剰余金に振り替えています。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	
	公正価値	利得または 損失の累計額	公正価値	利得または 損失の累計額
株式	889	580	4,365	579

19. その他の資産

各連結会計年度におけるその他の資産の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
前払費用	14,436	11,879
退職後給付に係る資産	8,124	9,714
未収法人税等	908	2,527
その他	6,069	4,808
合計	29,537	28,928
うち非流動資産	12,741	14,614
うち流動資産	16,797	14,314

20. 棚卸資産

各連結会計年度における棚卸資産の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
製品及び商品(注1)	34,193	50,370
仕掛品	18,156	17,033
原材料及び貯蔵品	15,541	13,528
合計	67,890	80,932
うち12カ月を超えて販売する予定の棚卸資産(注2)	302	435

(注1) 当連結会計年度において費用計上した棚卸資産の金額は172,962百万円(前連結会計年度は186,602百万円)です。そのうち、評価損計上額は915百万円(前連結会計年度は406百万円)です。

(注2) 製品及び商品のうち、12カ月を超えて販売する予定の棚卸資産の金額を記載しています。

21. 営業債権及びその他の債権

各連結会計年度における営業債権及びその他の債権の内訳は、次のとおりです。なお、これらの債権に係る信用リスクについては、注記「30.金融商品 (3)信用リスク」に記載しています。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
売掛金及び受取手形	137,438	143,019
未収金	19,305	8,582
貸倒引当金	102	128
合計	156,641	151,472

22. 現金及び現金同等物

各連結会計年度における現金及び現金同等物の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
手許現金及び銀行預金(注1)	204,663	214,015
短期投資(注1)	81,771	56,510
合計	286,434	270,525

(注1) 銀行預金は預入期間が3カ月以内の預金、短期投資は取得日から償還日までの期間が3カ月以内の債券等です。

(注2) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高については、注記「36. キャッシュ・フロー情報 (4)現金及び現金同等物の期末残高」に記載しています。

23. 資本

各連結会計年度における資本の増減内容は、次のとおりです。

(1) 資本金及び資本剰余金

	授權株式数 (株)	発行済株式数 (株) (注1)	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)
前連結会計年度期首 (2017年4月1日)	1,100,000,000	296,566,949	44,986	77,652
期中増減	-	-	-	90
前連結会計年度末 (2018年3月31日)	1,100,000,000	296,566,949	44,986	77,563
期中増減	-	-	-	27
当連結会計年度末 (2019年3月31日)	1,100,000,000	296,566,949	44,986	77,590

(注1) 発行済株式はすべて無額面の普通株式です。

(2) 自己株式

	株数(株)	金額(百万円)
前連結会計年度期首 (2017年4月1日) (注1)	10,481,083	35,888
取得		
単元未満株式の買取り	6,149	38
処分		
ストック・オプション権利行使(注2)	177,300	607
業績連動型株式報酬制度における株式交付(注2)	14,116	48
単元未満株式の売渡し	26	0
前連結会計年度末 (2018年3月31日) (注1)	10,295,790	35,271
取得		
単元未満株式の買取り	16,108	144
処分		
ストック・オプション権利行使(注2)	198,200	679
業績連動型株式報酬制度における株式交付(注2)	19,005	65
単元未満株式の売渡し	154	1
当連結会計年度末 (2019年3月31日) (注1)	10,094,539	34,671

(注1) 前連結会計年度期首、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における自己株式のうち、信託として保有する自己株式はそれぞれ81,407株、67,291株、48,286株です。信託として保有する株式については、注記「35. 株式報酬 (2)業績連動型株式報酬制度」に記載しています。

(注2) スtock・オプション及び業績連動型株式報酬制度の詳細については、注記「35. 株式報酬 (1)ストック・オプション制度」及び「35. 株式報酬 (2)業績連動型株式報酬制度」に記載しています。

24. 借入金

各連結会計年度における借入金の内訳は、次のとおりです。なお、借入金の期日別残高については、注記「30.金融商品 (5)流動性リスク」に記載しています。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
非流動負債		
長期借入金(注1)	89,905	156,738
小計	89,905	156,738
流動負債		
短期借入金	9,000	11,403
1年内返済予定長期借入金(注1)	39,993	5,000
小計	48,993	16,403
合計	138,898	173,141

(注1) 無担保の借入金であり、一部の借入金には一定の財務制限条項が付されています。当連結会計年度末における長期借入金の最終返済期限は2028年3月であり、金利スワップ取引考慮後の長期借入金の加重平均利率は0.31%です。

25. その他の金融負債

各連結会計年度におけるその他の金融負債の内訳は、次のとおりです。なお、その他の金融負債の期日別残高については、注記「30.金融商品 (5)流動性リスク」に記載しています。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
預り金(注1)	40,424	50,686
ファイナンス・リース債務	5,008	3,279
デリバティブ負債	703	715
合計	46,135	54,680
うち非流動負債	4,492	3,040
うち流動負債	41,643	51,640

(注1) 米メルク社との抗がん剤「レンピマ」に関する戦略的提携の研究開発費償還金が含まれています。なお、本提携に関する会計処理については、注記「3.重要な会計方針 (5)共同開発及び共同販促」に記載しています。

26. 退職後給付

当社及び一部の連結子会社は、退職後給付制度として、確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。

当社は、確定給付制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けています。また、確定拠出制度として、確定拠出年金制度を設けています。

一部の国内連結子会社は、確定給付制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用しています。

(1) 確定給付制度

確定給付制度債務

(a) 確定給付制度債務の増減

各連結会計年度における確定給付制度債務の現在価値の増減内容は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	105,255	108,004
勤務費用	3,242	3,308
利息費用	709	810
再測定		
財務上の仮定の変更	1,445	923
実績修正	369	29
過去勤務費用	65	12
制度の清算による減少(注1)	-	2,446
給付支給額(注2)	9,754	5,625
売却目的で保有する資産に直接関連する負債への 振替(注3)	168	-
その他	206	239
期末残高	101,369	105,255

(注1) 前連結会計年度において、国内連結子会社1社は、企業年金制度の一部を確定給付制度から確定拠出制度へ移行しました。制度移行に伴い、確定給付制度債務に含まれていた確定拠出年金制度への移行分2,446百万円が減少しています。

(注2) 当連結会計年度の給付支給額には、当社における希望退職者への退職一時金支給額が含まれています。

(注3) 当連結会計年度における売却目的保有への振替については、注記「31.売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債」に記載しています。

(b) 当社の確定給付制度債務

当連結会計年度において、当社の確定給付制度債務は、当社グループの確定給付制度債務の91.5%を占めています。

当社の確定給付制度においては、従業員の在職期間中の資格等級、勤続年数及び年齢に応じて付与された累積ポイントに基づいて給付額を算定し、当該給付額を退職一時金及び年金として給付しています。当社の確定給付制度においては、数理計算上の仮定を使用しています。数理計算上の主なリスクは、割引率及び死亡率等の変動リスクです。

確定給付制度債務の算定のために、当社が使用した主要な数理計算上の仮定は、次のとおりです。

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
割引率(%) (注1)	0.6	0.7
平均余命年数(年) (注2)	21.5	21.5

(注1) 割引率が0.5%低下し、その他の数理計算上の仮定に変動がない場合、当連結会計年度末における確定給付制度債務は6,432百万円増加(前連結会計年度末は6,754百万円増加)します。

(注2) 平均余命年数は、各連結会計年度末時点で65歳の人の平均余命年数です。

また、当社の確定給付制度債務における加重平均デュレーションは次のとおりです。

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
加重平均デュレーション(年)	14.7	14.7

制度資産

(a) 制度資産の増減

各連結会計年度における制度資産の公正価値の増減内容は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
期首残高	103,910	100,777
利息収益	736	796
再測定		
制度資産に係る収益	686	7,015
制度の清算による減少(注1)	-	1,960
給付支給額	3,843	5,465
事業主による拠出額(注2)	2,477	2,660
その他	11	86
期末残高	103,976	103,910

(注1) 前連結会計年度において、国内連結子会社1社は、企業年金制度の一部を確定給付制度から確定拠出制度へ移行しました。制度移行に伴い、資産移管額1,960百万円が減少しています。

(注2) 当社グループは、2019年4月から2020年3月までの期間において、2,963百万円を掛金として制度資産に拠出する予定です。

(b) 制度資産の公正価値

各連結会計年度における制度資産の公正価値の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
株式		
活発な市場での市場価格があるもの	59,404	57,499
活発な市場での市場価格がないもの	-	-
小計	59,404	57,499
債券		
活発な市場での市場価格があるもの	21,532	21,945
活発な市場での市場価格がないもの	-	-
小計	21,532	21,945
一般勘定		
活発な市場での市場価格があるもの	-	-
活発な市場での市場価格がないもの	14,713	14,524
小計	14,713	14,524
その他		
活発な市場での市場価格があるもの	-	-
活発な市場での市場価格がないもの	8,327	9,941
小計	8,327	9,941
合計	103,976	103,910

(c) 当社の制度資産

当連結会計年度において、当社の制度資産は、企業年金基金が運用する制度資産及び退職給付信託であり、それらは当社グループの制度資産の95.4%を占めています。

当社の企業年金基金における制度資産の運用は、確定給付制度債務の支払を将来にわたり確実にを行うため、安全かつ効率的な資産運用により、制度を維持するに足りるだけの運用収益率を中長期的に上回ることを目的としています。そのため、許容されるリスクの程度について十分な検証を行い、そのリスクの範囲内で最適な資産構成割合を定め、多様な投資対象に分散投資を行っています。制度資産の運用状況は、四半期ごとにモニタリングされ、必要に応じて資産配分の見直し等を実施しています。

当社の企業年金基金は、将来にわたり財政の均衡を保つことができるように、5年ごとに事業年度末日を基準日として掛金の額を再計算しています。また、企業年金基金の毎事業年度の決算において、積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合、掛金の額を再計算します。

確定給付制度に係る負債及び資産

各連結会計年度における確定給付制度に係る負債及び資産の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
確定給付制度債務の現在価値	101,369	105,255
制度資産の公正価値	103,976	103,910
確定給付制度債務(純額)の期末残高	2,608	1,346
退職後給付に係る負債	5,517	11,060
退職後給付に係る資産(注1)	8,124	9,714
退職後給付に係る負債(純額)の期末残高	2,608	1,346

(注1) 退職後給付に係る資産はその他の資産(非流動資産)に含めています。

退職後給付費用の内訳

各連結会計年度における損益で認識した退職後給付費用の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
勤務費用(注1)	3,242	3,308
過去勤務費用	65	12
制度移行に伴う清算益(注2)	-	486
確定給付制度に係る利息損益(注3)	27	14
損益で認識した退職後給付費用	3,281	2,848

(注1) 勤務費用は、売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費に含めています。

(注2) 前連結会計年度において、国内連結子会社1社は、企業年金制度の一部を確定給付制度から確定拠出制度へ移行しました。制度移行に伴い、確定給付制度債務に含まれていた確定拠出年金への移管分2,446百万円と資産移管額1,960百万円の差額486百万円を清算益として認識し、売上原価、販売費及び一般管理費に含めています。

(注3) 確定給付制度に係る利息損益は、金融収益及び金融費用に含めています。

(2) 確定拠出制度

当連結会計年度において、当社グループが確定拠出制度に係る費用として計上した金額は、2,518百万円(前連結会計年度は3,832百万円)です。

27. 引当金

各連結会計年度における引当金の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
売上割戻引当金	16,962	14,919
資産除去債務引当金	1,197	1,214
その他の引当金	1,078	1,254
合計	19,236	17,387
うち非流動負債	1,337	1,356
うち流動負債	17,899	16,031

各連結会計年度における引当金の増減内容は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	売上割戻	資産除去債務	その他	合計
前連結会計年度期首 (2017年4月1日)	13,186	1,116	1,562	15,864
追加引当による増加	34,195	111	731	35,036
目的使用による減少	31,740	-	963	32,703
戻入による減少	0	46	166	212
為替換算差額	722	1	91	631
その他	-	32	-	32
前連結会計年度末 (2018年3月31日)	14,919	1,214	1,254	17,387
追加引当による増加	33,556	42	1,200	34,799
目的使用による減少	32,081	32	1,304	33,417
戻入による減少	-	19	27	46
為替換算差額	568	1	48	518
その他	-	8	3	5
当連結会計年度末 (2019年3月31日)	16,962	1,197	1,078	19,236

28. その他の負債

各連結会計年度におけるその他の負債の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
未払費用	75,365	70,400
返品に係る負債	6,655	5,933
前受金(注1)	5,767	140
前受収益	3,046	5,532
その他	22,538	19,039
合計	113,370	101,044
うち非流動負債	22,271	20,574
うち流動負債	91,099	80,470

(注1) 当連結会計年度末の前受金には、当社が保有するエルメッド エーザイ株式会社の株式の一部(発行済株式総数の33.4%)を日医工株式会社に譲渡した対価5,678百万円が含まれています。

29. 営業債務及びその他の債務

各連結会計年度における営業債務及びその他の債務の内訳は、次のとおりです。なお、営業債務及びその他の債務の期日別残高については、注記「30.金融商品 (5)流動性リスク」に記載しています。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
買掛金及び支払手形	31,253	36,375
未払金	46,273	31,721
合計	77,526	68,096

30. 金融商品

(1) 資本管理方針

当社グループは、企業価値を最大化するため、財務の健全性・柔軟性を維持しつつ、成長のための積極投資及び安定配当を行っています。当社グループが用いる主要な経営指標は、Net DER(純負債比率)であり、純負債の資本(親会社の所有者に帰属する持分)に対する倍率として算定されます。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
借入金	138,898	173,141
現金及び現金同等物	286,434	270,525
3カ月超預金等(注1)	52,645	59,937
純負債	200,181	157,321
資本(親会社の所有者に帰属する持分)	628,120	593,582
Net DER(倍)	0.32	0.27

(注1) 3カ月超預金等は、預入期間が3カ月超の預金、当社が保有する投資有価証券等です。

(2) 財務上のリスク管理方針

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、市場リスク及び流動性リスク)にさらされています。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避または低減するための対応を必要に応じて実施しています。

当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っていません。

(3) 信用リスク

当社グループは、国内外の取引先に対して信用供与しているため、契約不履行等のリスクを負っています。当社は、営業債権及びその他の債権について、各営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。また、デリバティブを含む金融取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを減殺するために、信用度の高い金融機関を取引相手としています。

当社グループが保有する金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財務諸表で表示している減損損失控除後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な減損損失を認識した実績はなく、重大な信用リスクの集中もありません。

損失評価引当金の増減

当社グループの営業債権及びその他の債権に対する損失評価引当金の増減内容は、次のとおりです。

当社グループは、当連結会計年度より、IFRS第9号「金融商品」(2014年7月改訂)を適用しています。そのため、前連結会計年度については、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に準拠した貸倒引当金の増減を記載しています。なお、本会計方針の変更に伴う当連結財務諸表への影響はありません。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
期首残高	128	184
追加引当による増加	18	13
目的使用による減少	1	24
戻入による減少	45	47
為替換算差額	1	1
期末残高	102	128

期日経過した営業債権及びその他の債権

当社グループの営業債権及びその他の債権には、連結決算日において期日経過しているものの、債務者の信用評価に重大な変更がなく回収可能と見込まれるため、減損はしていない債権を含んでいます。

なお、当社グループの営業債権及びその他の債権の年齢別分析は次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
期日未経過	151,421	146,521
期日経過		
3カ月内	3,518	3,249
3カ月超1年内	1,110	1,333
1年超	592	370
期日経過合計	5,220	4,951
合計	156,641	151,472

(4) 市場リスク

当社グループは、外貨建取引に係る為替変動リスク及び資金調達に係る金利変動リスク等の市場リスクにさらされており、それぞれのリスクの内容に応じた軽減策を実施しています。

為替変動リスク

当社グループは、グローバルな事業展開を行っており、外貨建による売買取引及び在外営業活動体への純投資において、為替変動の影響を受けるリスクがあります。

外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクに対しては、原則として先物為替予約を利用してヘッジしています。また、確実に発生すると見込まれる予定取引による外貨建営業債権債務に対して、為替相場の状況により、先物為替予約を行っています。

為替感応度分析

為替リスクは、外貨建金融商品、すなわち機能通貨以外の通貨建の金融商品から生じるものです。

各連結会計年度において、当社グループの各社が保有する外貨建金融商品の通貨が、各社の機能通貨に対して10%増価した場合に税引前当期利益に与える影響は、次のとおりです。

なお、機能通貨建の金融商品及び在外営業活動体の資産及び負債、収益及び費用を円貨に換算する際の影響は含めていません。また、計算にあたり使用した通貨以外の通貨は変動しないものと仮定しています。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
税引前当期利益に与える影響(は損失)		
米ドル	1,036	138
ユーロ	56	15
英ポンド	1,090	205

金利変動リスク

当社グループは、金融機関からの借入等により資金調達しているため、金利変動リスクにさらされています。

金利変動リスクのある変動金利の長期借入金については、金利スワップ取引を利用してキャッシュ・フローを固定化し、リスクを軽減しています。そのため、当社グループにおける金利変動リスクに対するエクスポージャーは限定的であり、金利変動に対する影響は軽微です。

株価変動リスク

当社グループは、主に取引関係の強化または事業上の関係強化のために株式を保有しているため、株価変動リスクにさらされていますが、定期的に市場価格や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、リスク管理をしています。

株式は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しており、株価変動に対する損益への影響はなく、また、その他の包括利益への影響も軽微です。

(5) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループがその支払期日に支払を実行できないリスクです。当社グループは、年間事業計画に基づく資金計画を適時に作成、更新することにより、借入金等の債務支払のための資金を計画的に確保しています。

当社グループの金融負債の期日別残高は、次のとおりです。

当連結会計年度末(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年内	1年超5年内	5年超
借入金	138,898	139,000	49,000	85,000	5,000
営業債務及びその他の債務	77,526	77,526	77,526	-	-
その他の金融負債	45,432	45,432	41,527	2,882	1,023
非デリバティブ負債	261,857	261,959	168,053	87,882	6,023
金利スワップ取引	602	602	41	561	-
為替予約取引	101	101	101	-	-
デリバティブ負債	703	703	142	561	-
合計	262,559	262,661	168,195	88,443	6,023

前連結会計年度末(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年内	1年超5年内	5年超
借入金	173,141	173,275	16,403	146,872	10,000
営業債務及びその他の債務	68,096	68,096	68,096	-	-
その他の金融負債	53,965	53,965	51,573	2,159	233
非デリバティブ負債	295,202	295,336	136,073	149,031	10,233
金利スワップ取引	648	648	-	648	-
為替予約取引	68	68	68	-	-
デリバティブ負債	715	715	68	648	-
合計	295,918	296,052	136,140	149,679	10,233

(6) デリバティブ取引

当社グループは、外貨建債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクをヘッジするため、デリバティブ取引を利用しています。

デリバティブ取引については、社内管理規定に基づき、執行を財務・投資戦略部、事務管理及びリスク管理を経理部で実施しています。また、当該組織が常に取引の残高・評価損益などを点検し、その状況を随時担当執行役に報告しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当社は外貨建予定取引のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を利用することがあります。また、借入金の金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を利用しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ取引の公正価値の変動は、その他の包括利益として認識し、ヘッジ対象が損益に認識された時点で、当該影響を相殺するため損益へ振り替えています。

各連結会計年度におけるデリバティブ取引の公正価値の内容は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)		前連結会計年度末 (2018年3月31日)	
	資産	負債	資産	負債
キャッシュ・フロー・ヘッジ				
金利スワップ取引	-	602	-	648
ヘッジ会計未適用のデリバティブ				
為替予約取引	105	101	65	68
デリバティブ合計	105	703	65	715

(7) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値の算定方法

当社グループの主な金融資産及び負債の公正価値の算定方法は、次のとおりです。

(a) 株式

上場株式は、取引所の価格を公正価値としています。

非上場株式は、簿価純資産法、マルチプル法及び収益還元法を併用して評価しています。マルチプル法では、対象企業の類似上場企業を選定し、当該類似企業の株式指標を用いて公正価値を算定しています。収益還元法では、対象企業の株主資本コストを収益還元率とし、対象企業の収益額から公正価値を算出しています。

(b) デリバティブ資産及び負債

デリバティブ資産及び負債は、取引金融機関から提示された公正価値を使用しています。

(c) 借入金

変動金利による借入金は、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を公正価値としています。

固定金利による借入金は、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、公正価値を算定しています。

公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当社グループにおける公正価値の測定レベルは、市場における観察可能性に応じて次の3つに区分しています。

レベル1: 活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2: レベル1以外の、観察可能な価格を直接、または間接的に使用して算定された公正価値

レベル3: 観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

各連結会計年度における金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、次のとおりです。

当連結会計年度末(2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
< 金融資産 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
差入保証金	-	3,051	-	3,051
その他	-	1,164	-	1,164
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	43,196	-	4,483	47,678
合計	43,196	4,214	4,483	51,893
< 金融負債 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	703	-	703
合計	-	703	-	703

前連結会計年度末(2018年3月31日)

(単位: 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
< 金融資産 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
差入保証金	-	3,024	-	3,024
投資信託	-	276	-	276
その他	-	1,113	-	1,113
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	39,302	-	4,345	43,648
合計	39,302	4,413	4,345	48,061
< 金融負債 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	715	-	715
合計	-	715	-	715

各連結会計年度において、レベル1、2及び3の間の移動はありません。レベル3に分類された金融資産の期首残高から期末残高への調整表は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
期首残高	4,345	4,476
売却	-	31
利得及び損失		
その他の包括利益	137	100
期末残高	4,483	4,345

帳簿価額及び公正価値

当連結会計年度末における金融資産及び負債の帳簿価額は、公正価値と一致または近似しています。

31. 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債

当連結会計年度末において、売却の可能性が非常に高く、かつ1年以内に売却が予定されているため、売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループに係る帳簿価額は以下のとおりです。

売却目的保有に分類された非流動資産

当連結会計年度末において、当社の連結子会社であるEisai Inc.(米国)が保有するアンドーバー研究所の閉鎖に伴い、有形固定資産3,261百万円を売却目的保有に分類しています。

売却目的保有に分類された処分グループ

2018年3月、日医工株式会社(富山県)とジェネリック医薬品のビジネスモデル変革に向けた資本業務提携に関する戦略提携及び株式譲渡契約を締結しました。戦略提携の一定の進捗が達成されることを条件として、当社は、当社の完全子会社であるエルメッド エーザイ株式会社(東京都)の株式を段階的に譲渡し、2019年4月に全ての株式を日医工株式会社に譲渡する契約です。

上記に伴い、当連結会計年度末におけるエルメッド エーザイ株式会社の資産及び負債を、それぞれ売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債に分類しています。

売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債の内訳は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)
売却目的で保有する資産	
営業債権及びその他の債権	11,339
現金及び現金同等物	5,490
その他	6,282
合計	23,111
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	
営業債務及びその他の債務	9,972
その他	434
合計	10,407

なお、2019年4月、当社は、当社が保有するエルメッド エーザイ株式会社の全株式(発行済株式総数の66.6%)を譲渡しました。

32. オペレーティング・リース

(借手側)

当社グループは、有形固定資産に関する多数の解約不能オペレーティング・リース契約を有しています。オペレーティング・リース料は、一部の土地、建物及び機械装置に関して当社グループが支払うべき賃借料です。当連結会計年度において、費用として認識したオペレーティング・リース料は9,365百万円(前連結会計年度は8,970百万円)です。

解約不能オペレーティング・リースに係る支払最低リース料の期日別内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
1年内	4,583	3,500
1年超5年内	10,713	9,203
5年超	6,859	5,640
合計	22,155	18,343

(貸手側)

解約不能オペレーティング・リースに係る受取最低リース料の期日別内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
1年内	182	174
1年超5年内	179	309
合計	360	484

33. コミットメント

連結決算日以降の有形固定資産及び無形資産の取得に関するコミットメントは、次のとおりです。なお、当該金額について割引計算を行っていません。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
有形固定資産	2,177	135
無形資産(注1)	41,834	47,040
合計	44,011	47,175

(注1) 無形資産の取得

当社グループは、第三者との契約により医薬品に関する製品及び技術に対する権利を取得しています。これらの契約は、契約締結時に支払う一時金に加え、開発目標の達成に伴うマイルストーン支払いを伴うことがあります。上記の金額は、すべてのマイルストーンが達成された場合に支払われる最大の金額を表しており、実際の支払額とは異なる可能性があります。

34. 配当

各連結会計年度において支払われた普通株式に関する配当金は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
期末配当(1株当たり配当額)	22,907 (80円)	22,893 (80円)
中間配当(1株当たり配当額)	20,050 (70円)	20,036 (70円)
合計	42,957 (150円)	42,929 (150円)

配当基準日が当該連結会計年度であるものの、効力発生日が翌連結会計年度となる普通株式に関する配当金は次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
期末配当(1株当たり配当額)	22,922 (80円)	22,907 (80円)

35. 株式報酬

(1) ストック・オプション制度

当社は、2013年3月期まで、当社の企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役、執行役及び使用人にストック・オプションとして新株予約権を無償で付与していました。ストック・オプションの行使期間は、割当契約に定められた期間であり、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効します。

当社のストック・オプション制度は、持分決済型株式報酬として会計処理しています。

なお、当社は、2014年3月期より業績連動型株式報酬制度を導入したことにより、ストック・オプション制度を廃止しました。そのため、2014年3月期以降におけるストック・オプションの付与はありません。これまでに付与されたストック・オプションの権利行使期間の最終日は2022年6月21日です。

当連結会計年度末における当社における既存のストック・オプションは、次のとおりです。

	株式数(注1)		行使価格 (円)	権利行使期限
	付与数(株)	未行使数(株)		
2009年7月発行	291,000	43,000	3,320	2019年6月
2010年7月発行	319,000	37,000	2,981	2020年6月
2011年7月発行	311,000	89,900	3,140	2021年6月
2012年7月発行	337,000	176,500	3,510	2022年6月
合計	1,258,000	346,400	-	-

(注1) ストック・オプションの数を株式数に換算して記載しています。

各連結会計年度におけるストック・オプションの増減内容は、次のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
	株式数 (株)(注1)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)(注1)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	624,000	3,372	951,300	3,735
権利行使	198,200	3,327	177,300	3,604
権利失効	79,400	3,653	150,000	5,400
期末未行使残高	346,400	3,334	624,000	3,372
うち行使可能残高	346,400	3,334	624,000	3,372

(注1) ストック・オプションの数を株式数に換算して記載しています。

(2) 業績連動型株式報酬制度

当社の業績連動型の株式報酬制度は、各事業年度における全社業績目標の達成度に応じて、当社株式を執行役の報酬として交付する制度です。

当社は、取締役会決議を受けた第三者割当により、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託口に対して自己株式を拠出しています。なお、信託への拠出後においても、信託として保有する株式は、自己株式として会計処理しています。また、当該株式報酬制度は、持分決済型株式報酬として会計処理しています。

当連結会計年度においては、2019年3月期を対象として2019年7月に交付予定の株数に基づき、株式報酬費用を認識しています。なお、当連結会計年度末において信託として保有する株式は、48,286株です。

(3) 株式報酬費用

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
業績連動型株式報酬(注1)	104	109

(注1) 株式報酬費用は、売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費に含めて表示しています。

36. キャッシュ・フロー情報

(1) 各連結会計年度における運転資本の増減内容は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
営業債権の増減額(は増加)	5,134	1,077
棚卸資産の増減額(は増加)	6,508	2,594
その他の債権の増減額(は増加)	12,313	8,159
営業債務の増減額(は減少)	3,325	1,874
預り金の増減額(は減少)	9,081	46,963
その他の債務の増減額(は減少)	20,741	4,454
運転資本の増減額(は増加)	4,046	62,966

(2) 子会社株式売却に係る前受金の受領額

当連結会計年度において、当社は、当社が保有するエルメッド エーザイ株式会社の株式の一部(発行済株式総数の33.4%)を日医工株式会社に譲渡し、譲渡に係る前受対価5,678百万円を受領しました。

(3) 財務活動に係る負債の変動

当連結会計年度における財務活動に係る負債の変動は次のとおりです。

(単位:百万円)

	短期借入金	長期借入金(注1)	ファイナンス・リース債務	合計
前連結会計年度期首 (2017年4月1日)	-	213,474	2,288	215,762
キャッシュ・フローを伴う変動	11,394	50,000	895	39,501
キャッシュ・フローを伴わない変動				
在外営業活動体の換算差額	10	1,785	0	1,775
リース資産の取得	-	-	1,900	1,900
その他	-	49	13	35
前連結会計年度期末 (2018年3月31日)	11,403	161,738	3,279	176,421
キャッシュ・フローを伴う変動	2,382	33,289	1,039	36,710
キャッシュ・フローを伴わない変動				
在外営業活動体の換算差額	21	1,414	1	1,394
リース資産の取得	-	-	2,790	2,790
その他	-	35	23	12
当連結会計年度期末 (2019年3月31日)	9,000	129,898	5,008	143,906

(注1) 長期借入金には、1年内返済予定長期借入金を含めています。

(4) 現金及び現金同等物の期末残高

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、連結財政状態計算書の現金及び現金同等物286,434百万円と売却目的で保有する資産に分類した現金及び現金同等物5,490百万円の合計です。

37. 子会社及び関連会社

(1) 子会社及び関連会社

当社の連結子会社及び関連会社については、「第1 企業の概況、4 関係会社の状況」に記載しています。

(2) 重要な非支配持分のある子会社

当社グループは、次の連結子会社について重要な非支配持分を認識しています。

会社名	住所	主要な事業の内容	非支配持分が保有する持分割合
EAファーマ(株) (注1)	東京都中央区	医薬品事業(医薬品の研究開発・製造・販売)	40.00%

(注1) 各連結会計年度におけるEAファーマ(株)の要約財務諸表等は次のとおりです。なお、要約財務諸表は、内部取引消去前の金額です。

要約損益計算書

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
売上収益	61,935	59,478
営業利益	9,797	7,910
当期利益	7,390	6,095
非支配持分に配分された当期利益	2,989	2,453

要約財政状態計算書

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	前連結会計年度末 (2018年3月31日)
資産合計	82,876	75,125
負債合計	17,635	18,154
資本合計	65,241	56,971
非支配持分の累計額	22,265	18,923

要約キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,866	4,579
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,884	2,161
財務活動によるキャッシュ・フロー	12	4
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,970	2,414

38. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

当社グループと関連当事者との間の取引及び債権債務の残高で重要なものではありません。

(2) 経営幹部の報酬

各連結会計年度における経営幹部(取締役及び執行役)の報酬は次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	前連結会計年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
基本報酬及び賞与(注1)	1,317	1,282
株式報酬	104	109
合計	1,420	1,391

(注1) 基本報酬及び賞与は、取締役及び執行役の基本報酬、執行役の賞与(業績連動型報酬)です。

39. 後発事象

2019年4月、当社は、2018年3月に締結した日医工株式会社(富山県)との株式譲渡契約に基づき、当社が保有するエルメッド エーザイ株式会社の全株式(発行済株式総数の66.6%)を譲渡しました。これにより、当社はエルメッド エーザイ株式会社に対する支配を喪失しています。

当社が日医工株式会社と締結した株式譲渡契約は、同社とのジェネリック医薬品のビジネスモデル変革に向けた戦略提携の進捗を条件とし、エルメッド エーザイ株式会社の株式を段階的に譲渡するものです。この段階的な株式譲渡は、戦略提携の目的を達成することを意図しているため、単一の取引として会計処理するのが適切であると判断しています。

そのため、当連結会計年度におけるエルメッド エーザイ株式会社の株式譲渡取引(発行済株式総数の33.4%)の対価はその他の流動負債(前受金)に計上し、2019年4月の株式譲渡取引(発行済株式総数の66.6%)と単一の取引として会計処理しています。

(1) 受取対価、支配の喪失を伴う資産及び負債

(単位:百万円)

	子会社株式の譲渡日 (2019年4月1日)
受取対価(注1)	17,000
支配の喪失を伴う資産及び負債	
非流動資産	619
営業債権及びその他の債権	11,339
現金及び現金同等物	5,490
その他の流動資産	5,663
非流動負債及び流動負債	10,486
子会社株式売却益	4,374

(注1) 今回の株式譲渡取引(発行済株式総数の66.6%)に係る受取対価11,322百万円に加え、当連結会計年度におけるエルメッド エーザイ株式会社の株式譲渡取引(発行済株式総数の33.4%)に係る受取対価5,678百万円を含めています。

(2) 子会社の売却による収入

(単位:百万円)

	子会社株式の譲渡日 (2019年4月1日)
現金による受取対価	11,322
売却した子会社における現金及び現金同等物	5,490
子会社の売却による収入	5,832

40. 財務諸表の承認

当社代表執行役CEOである内藤晴夫及び専務執行役CF0である柳良平は、2019年6月20日付で当連結財務諸表を承認しています。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期 自 2018年4月 1日 至 2018年6月30日	第2四半期 自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日	第3四半期 自 2018年 4月 1日 至 2018年12月31日	当連結会計年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
売上収益 (百万円)	153,304	310,125	467,253	642,834
税引前四半期(当期)利益 (百万円)	21,270	49,658	59,461	89,454
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益 (百万円)	12,308	32,654	39,978	63,386
基本的1株当たり 四半期(当期)利益 (円)	42.99	114.04	139.61	221.34

(会計期間)	第1四半期 自 2018年4月 1日 至 2018年6月30日	第2四半期 自 2018年7月 1日 至 2018年9月30日	第3四半期 自 2018年10月 1日 至 2018年12月31日	第4四半期 自 2019年1月 1日 至 2019年3月31日
基本的1株当たり 四半期利益 (円)	42.99	71.05	25.57	81.72

(注1) 「基本的1株当たり四半期(当期)利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、信託として保有する当社株式を含めています。

重要な訴訟等

米国において、Helsinn Healthcare, S.A.(スイス、以下Helsinn社)がTeva Pharmaceuticals USA, Inc.とTeva Pharmaceutical Industries Ltd.(イスラエル、以下Teva社)に対して提起した制吐剤「Aloxi」(一般名:パロノセトロン)の特許侵害訴訟において、2017年5月1日、米国連邦控訴裁判所がニュージャージー連邦地方裁判所の判決を覆し、本剤に関する製剤特許の有効性および侵害を認めないとの判決を下しました。この判決に対して、Helsinn社は同連邦控訴裁判所に再審理の請求を行っていましたが、同裁判所が、2018年1月16日に再審理の請求を棄却する決定を行い、同年1月29日に判決確定の決定を下しました。同年3月23日以降、Teva社を含む複数社が「Aloxi」のジェネリックを米国で上市した旨の発表をしています。Helsinn社は、米国最高裁判所に上告申請を提出し、これを受けて最高裁判所は実質審理を行うことを決定し、同年12月4日に口頭弁論が実施されました。2019年1月22日、最高裁判所は、米国連邦控訴裁判所の判決を維持する決定を下しています。当社およびHelsinn社は、引き続き適切な法的対応をはかっていきます。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	77,060	79,478
受取手形	156	151
売掛金	81,335	102,864
有価証券	501	-
商品及び製品	21,985	21,579
仕掛品	11,496	13,399
原材料及び貯蔵品	10,029	10,143
その他	15,170	18,636
流動資産合計	217,732	246,250
固定資産		
有形固定資産		
建物	26,798	25,466
構築物	1,017	946
機械及び装置	2,384	3,385
車両運搬具	1	6
工具、器具及び備品	3,984	7,347
土地	8,634	8,634
リース資産	890	794
建設仮勘定	460	4,878
有形固定資産合計	44,167	51,455
無形固定資産		
ソフトウェア	8,217	9,862
販売権	42,371	37,903
その他	129	128
無形固定資産合計	50,718	47,893
投資その他の資産		
投資有価証券	41,321	45,215
関係会社株式	368,327	368,328
出資金	1	15
長期貸付金	1	1
長期前払費用	1,071	1,136
繰延税金資産	32,001	23,067
その他	10,466	14,607
貸倒引当金	83	80
投資その他の資産合計	453,106	452,290
固定資産合計	547,990	551,638
資産合計	765,722	797,888

(単位:百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,623	19,651
短期借入金	10,500	42,002
1年内返済予定の長期借入金	5,000	40,000
リース債務	273	259
未払金	58,004	45,927
未払費用	10,736	12,947
未払法人税等	5,178	3,336
預り金	43,529	50,715
返金負債	-	2,701
その他	4,346	941
流動負債合計	154,189	218,478
固定負債		
長期借入金	125,000	90,000
リース債務	617	535
退職給付引当金	10,683	5,849
資産除去債務	716	678
その他	2,306	2,658
固定負債合計	139,322	99,719
負債合計	293,511	318,197
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,986	44,986
資本剰余金		
資本準備金	55,223	55,223
その他資本剰余金	2,718	2,788
資本剰余金合計	57,941	58,011
利益剰余金		
利益準備金	7,900	7,900
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	141	141
別途積立金	337,880	337,880
繰越利益剰余金	42,783	46,830
利益剰余金合計	388,704	392,751
自己株式	35,405	34,766
株主資本合計	456,226	460,982
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,155	18,976
繰延ヘッジ損益	450	418
評価・換算差額等合計	15,704	18,557
新株予約権	281	152
純資産合計	472,211	479,691
負債純資産合計	765,722	797,888

【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
売上高	334,051	375,725
売上原価	102,349	119,454
売上総利益	231,702	256,271
販売費及び一般管理費	2 189,908	2 196,095
営業利益	41,794	60,176
営業外収益		
受取利息	6	6
受取配当金	781	761
為替差益	88	-
受託研究収益	1,158	3,350
その他	588	217
営業外収益合計	2,621	4,334
営業外費用		
支払利息	1,537	551
為替差損	-	688
受託研究費用	1,125	3,246
その他	238	441
営業外費用合計	2,900	4,926
経常利益	41,515	59,583
特別利益		
固定資産売却益	1,397	42
投資有価証券売却益	2,094	714
子会社株式売却益	-	5,678
新株予約権戻入益	146	40
特別利益合計	3,637	6,475
特別損失		
固定資産処分損	85	207
減損損失	-	30
投資有価証券売却損	3	2
割増退職金等	-	6,753
特別損失合計	88	6,991
税引前当期純利益	45,064	59,067
法人税、住民税及び事業税	3,778	4,739
法人税等調整額	7,856	7,572
法人税等合計	11,633	12,312
当期純利益	33,431	46,756

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	44,986	55,223	2,597	57,819	7,900	141	337,880	44,315	390,236
会計方針の変更による累 積的影響額								7,967	7,967
会計方針の変更を反映し た当期首残高	44,986	55,223	2,597	57,819	7,900	141	337,880	52,281	398,202
当期変動額									
剰余金の配当								42,929	42,929
当期純利益								33,431	33,431
自己株式の処分			122	122					
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	122	122	-	-	-	9,498	9,498
当期末残高	44,986	55,223	2,718	57,941	7,900	141	337,880	42,783	388,704

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計		
当期首残高	36,050	456,991	10,772	637	10,134	517	467,642
会計方針の変更による累 積的影響額		7,967					7,967
会計方針の変更を反映し た当期首残高	36,050	464,957	10,772	637	10,134	517	475,608
当期変動額							
剰余金の配当		42,929					42,929
当期純利益		33,431					33,431
自己株式の処分	684	805					805
自己株式の取得	38	38					38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			5,383	187	5,570	236	5,334
当期変動額合計	645	8,731	5,383	187	5,570	236	3,397
当期末残高	35,405	456,226	16,155	450	15,704	281	472,211

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	44,986	55,223	2,718	57,941	7,900	141	337,880	42,783	388,704
会計方針の変更による累 積的影響額								249	249
会計方針の変更を反映し た当期首残高	44,986	55,223	2,718	57,941	7,900	141	337,880	43,032	388,953
当期変動額									
剰余金の配当								42,957	42,957
当期純利益								46,756	46,756
自己株式の処分			70	70					
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	70	70	-	-	-	3,798	3,798
当期末残高	44,986	55,223	2,788	58,011	7,900	141	337,880	46,830	392,751

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計		
当期首残高	35,405	456,226	16,155	450	15,704	281	472,211
会計方針の変更による累 積的影響額		249					249
会計方針の変更を反映し た当期首残高	35,405	456,475	16,155	450	15,704	281	472,461
当期変動額							
剰余金の配当		42,957					42,957
当期純利益		46,756					46,756
自己株式の処分	782	852					852
自己株式の取得	144	144					144
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,821	32	2,853	129	2,724
当期変動額合計	638	4,506	2,821	32	2,853	129	7,230
当期末残高	34,766	460,982	18,976	418	18,557	152	479,691

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しています。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しています。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15～50年

機械及び装置 6～7年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な償却期間は次のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年

販売権 5～10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末日において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を期末日までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は償却年数5年の定額法により、改訂日から営業費用として処理しています。

数理計算上の差異は償却年数5年の定額法により、それぞれ発生した事業年度の翌事業年度から営業費用として処理しています。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7 収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 以下「収益認識会計基準等」という)を適用し、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。なお、当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

8 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約取引、通貨オプション、金利スワップ取引

ヘッジ対象...営業取引の外貨建金銭債権債務等(予定取引を含む)、借入金

(3) ヘッジ方針

外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の為替相場に係る変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っています。

借入金に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っています。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

外貨建取引に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(3) 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しています。

(未適用の会計基準等)

・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)

・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)

(1) 概要

対価が返還される条件付対価の会計処理について明確化されました。

(2) 適用予定日

2020年3月期の期首以後実施される企業結合等より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「企業結合に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

(会計方針の変更)

1 収益認識

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、重要な会計方針7のとおり、5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、「収益認識に関する会計基準」第87項の経過措置に従っており、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の経過措置の定めのうち、適用開始日(2018年4月1日時点)で完了していない顧客との契約に収益認識会計基準等を遡及適用し、収益認識会計基準等の適用開始による累積的影響を当事業年度の利益剰余金期首残高の修正として認識する方法を採用しています。

この結果、当事業年度における貸借対照表は、前受収益及び長期前受収益がそれぞれ30百万円及び173百万円減少し、繰延税金資産が62百万円減少しています。当事業年度の損益計算書は、売上高、営業利益及び税引前当期純利益が156百万円減少し、当期純利益が109百万円減少しています。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高が249百万円増加しています。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は49銭増加し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ38銭減少しています。

2 税効果関係

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、子会社株式等に係る将来加算一時差異を、その投資の売却等を当社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却等を行う意思がない場合を除き、繰延税金負債を計上しています。

この結果、前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の期首残高が7,967百万円増加しています。

なお、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の1株当たり純資産額は27円83銭増加しています。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」21,591百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に含めて表示しています。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)は、次のとおりです。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	22,329百万円	37,298百万円
短期金銭債務	86,543	71,893

2 保証債務

債務の保証は、次のとおりです。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
エーザイ・マニファクチャ リング・リミテッド (米メルク社との戦略的提携により 生じた債務に対する保証)	47,296百万円	エーザイ・マニファクチャ リング・リミテッド (米メルク社との戦略的提携により 生じた債務に対する保証) 41,955百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	76,465百万円	78,917百万円
仕入高	14,390	30,150
その他の営業取引高	101,433	97,046
営業取引以外の取引による取引高(注1)	28,802	8,825

(注1) 前事業年度の「営業取引以外の取引による取引高」には、米メルク社との戦略的提携に伴い、米国の連結子会社から取得した「レンピマ」の販売権の取得価額26,439百万円を含めています。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
給料及び賞与	23,930百万円	23,724百万円
減価償却費	2,021	2,310
研究開発費	117,395	117,460
販売費に属する費用の割合	10.6%	10.7%
一般管理費に属する費用の割合	89.4	89.3

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式368,161百万円、関連会社株式167百万円、前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式368,160百万円、関連会社株式167百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
委託研究費	13,592百万円	13,186百万円
退職給付引当金	6,121	3,576
未払金	607	3,200
子会社株式	128	2,617
税務上の繰延資産	3,221	2,537
未払賞与	2,293	1,961
その他	13,949	5,437
繰延税金資産小計	39,911	32,514
評価性引当額	762	812
繰延税金資産合計	39,148	31,702
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	7,086	8,324
その他	62	312
繰延税金負債合計	7,148	8,635
繰延税金資産の純額	32,001	23,067

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2	0.2
子会社株式の投資簿価修正	-	6.3
試験研究費の法人税額特別控除	4.7	3.7
評価性引当額	0.4	0.1
その他	0.9	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.8	20.8

(収益認識関係)

連結財務諸表「注記事項 3.重要な会計方針(4)収益の認識」に同一の内容を記載しているため、注記を省略していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】
 【有形固定資産等明細表】

(単位:百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	26,798	1,067	103	2,296	25,466	67,024
	構築物	1,017	36	4	104	946	5,111
	機械及び装置	2,384	1,892	183	708	3,385	40,978
	車両運搬具	1	6	0	0	6	173
	工具、器具 及び備品	3,984	4,878	23	1,492	7,347	26,591
	土地	8,634	-	-	-	8,634	-
	リース資産	890	201	22	274	794	544
	建設仮勘定	460	4,811	393	-	4,878	-
	計	44,167	12,891	729	4,874	51,455	140,422
無形固定資産	ソフトウェア	8,217	4,239	154	2,441	9,862	-
	販売権	42,371	1,400	30 (30)	5,837	37,903	-
	その他	129	1	1	1	128	-
	計	50,718	5,640	185	8,279	47,893	-

(注)1. 「当期減少額」の()内に減損損失の計上額を内書きしています。

2. 有形固定資産の「減価償却累計額」には、減損損失累計額を含めています。

【引当金明細表】

(単位:百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	83	1	4	80

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当社は、連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
単元株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞への掲載により行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、アドレスは次のとおりです。 https://www.eisai.co.jp/ir/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注1) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- | | | | | |
|-------|---|-----------------|--------------------------------|--|
| (1) | 有価証券報告書および
その添付書類ならびに確認書 | 事業年度
(第106期) | 自 2017年 4月 1日
至 2018年 3月31日 | 2018年 6月20日
関東財務局長に提出。 |
| (2) | 内部統制報告書およびその添付書類 | | | 2018年 6月20日
関東財務局長に提出。 |
| (3) | 四半期報告書および確認書 | (第107期第1四半期) | 自 2018年 4月 1日
至 2018年 6月30日 | 2018年 8月 9日
関東財務局長に提出。 |
| | | (第107期第2四半期) | 自 2018年 7月 1日
至 2018年 9月30日 | 2018年11月 8日
関東財務局長に提出。 |
| | | (第107期第3四半期) | 自 2018年10月 1日
至 2018年12月31日 | 2019年 2月12日
関東財務局長に提出。 |
| (4) | 臨時報告書
金融商品取引法24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項
第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書です。
金融商品取引法24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項
第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書です。 | | | 2018年 6月21日
関東財務局長に提出。
2018年12月27日
関東財務局長に提出。 |
| (5) | 有価証券届出書(第三者割当による自己株式の処分)およびその添付書類 | | | 2019年 5月13日
関東財務局長に提出。 |
| (6) | 発行登録書(新株予約権証券) | | | 2018年 6月20日
関東財務局長に提出。 |
| (7) | 訂正発行登録書(新株予約権証券) | | | 2018年 6月21日
関東財務局長に提出。
2018年12月27日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月20日

エーザイ株式会社

代表執行役CEO 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本 健太郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉崎 肇 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エーザイ株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、エーザイ株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月20日

エーザイ株式会社

代表執行役CEO 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武井 雄次	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉本 健太郎	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉崎 肇	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第107期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エーザイ株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。